

# 木城町地域防災計画

平成26年度改訂  
(令和元年度修正)

---

第1編 共通対策編.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 総則.....	1
第2節 用語の定義.....	4
第3節 町の地勢.....	5
第4節 風水害被害想定.....	12
第5節 地震被害想定.....	19
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	33
第7節 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	40
第2章 災害予防計画.....	42
第1節 災害に強い町土づくり、まちづくり.....	42
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	66
第3節 住民の防災活動の促進.....	104
第4節 風水害に関する調査・研究の推進.....	114
第5節 地震災害に関する調査及び観測等の推進.....	115
第3章 災害応急対策計画.....	117
第1節 警戒期の対応（水防計画）.....	117
第2節 災害対策本部体制の確立.....	133
第3節 情報の収集・伝達.....	139
第4節 救助・救急及び消火活動.....	154
第5節 地域住民相互援助.....	159
第6節 医療救護活動.....	161
第7節 二次災害の防災活動.....	169
第8節 緊急輸送力の確保.....	174
第9節 避難所の開設・運営.....	186
第10節 応急給水対策.....	200
第11節 緊急物資対策.....	203
第12節 要配慮者対策.....	207
第13節 保健衛生・防疫.....	215
第14節 ごみ・し尿の処理.....	222
第15節 がれきの処理.....	225
第16節 防犯対策.....	228
第17節 公共施設等の応急復旧活動.....	230
第18節 ライフラインの応急対策.....	235
第19節 災害広報・広聴.....	243
第20節 受援対策.....	246
第21節 遺体の取り扱い.....	265
第22節 行方不明者等の捜索.....	269

---

第23節	応急教育 .....	272
第24節	応急保育 .....	276
第25節	救助法の適用 .....	278
第26節	農林水産物関係対策 .....	282
第27節	応急仮設住宅及び住宅の応急処置 .....	288
第28節	雪害対策計画 .....	293
<b>第4章</b>	<b>復旧・復興対策 .....</b>	<b>295</b>
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定 .....	295
第2節	迅速な現状復旧の進め方 .....	296
第3節	計画的復興の進め方 .....	299
第4節	被災者の生活再建等の支援 .....	301
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援 .....	313



# 第 1 編 共通対策編



# 第1編 共通対策編

## 第1章 総則

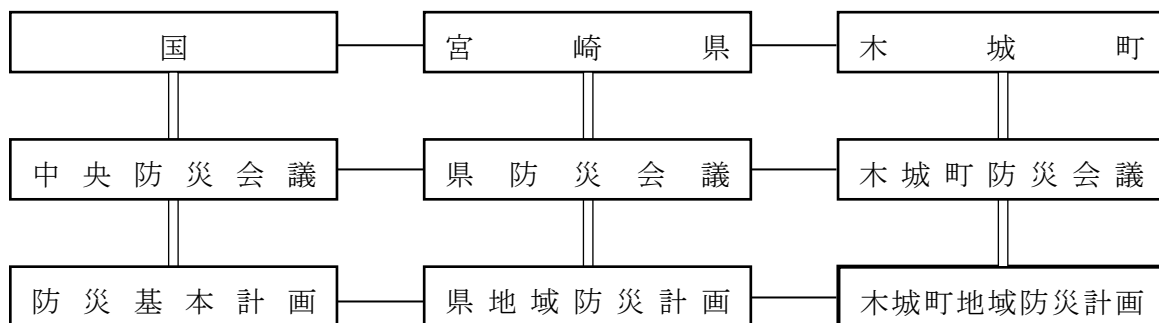
### 第1節 総則

本編は、風水害対策及び震災対策に関わる計画について定めたものである。また、事故対策編、特殊災害対策編、南海トラフ地震防災対策推進計画編に共通する事項を定めるものとする。

#### 1. 木城町地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、木城町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の災害対策に関し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 【資料 1-1-1-01 国、県及び木城町の防災会議並び防災計画の体系】



#### 2. 県地域防災計画の引用

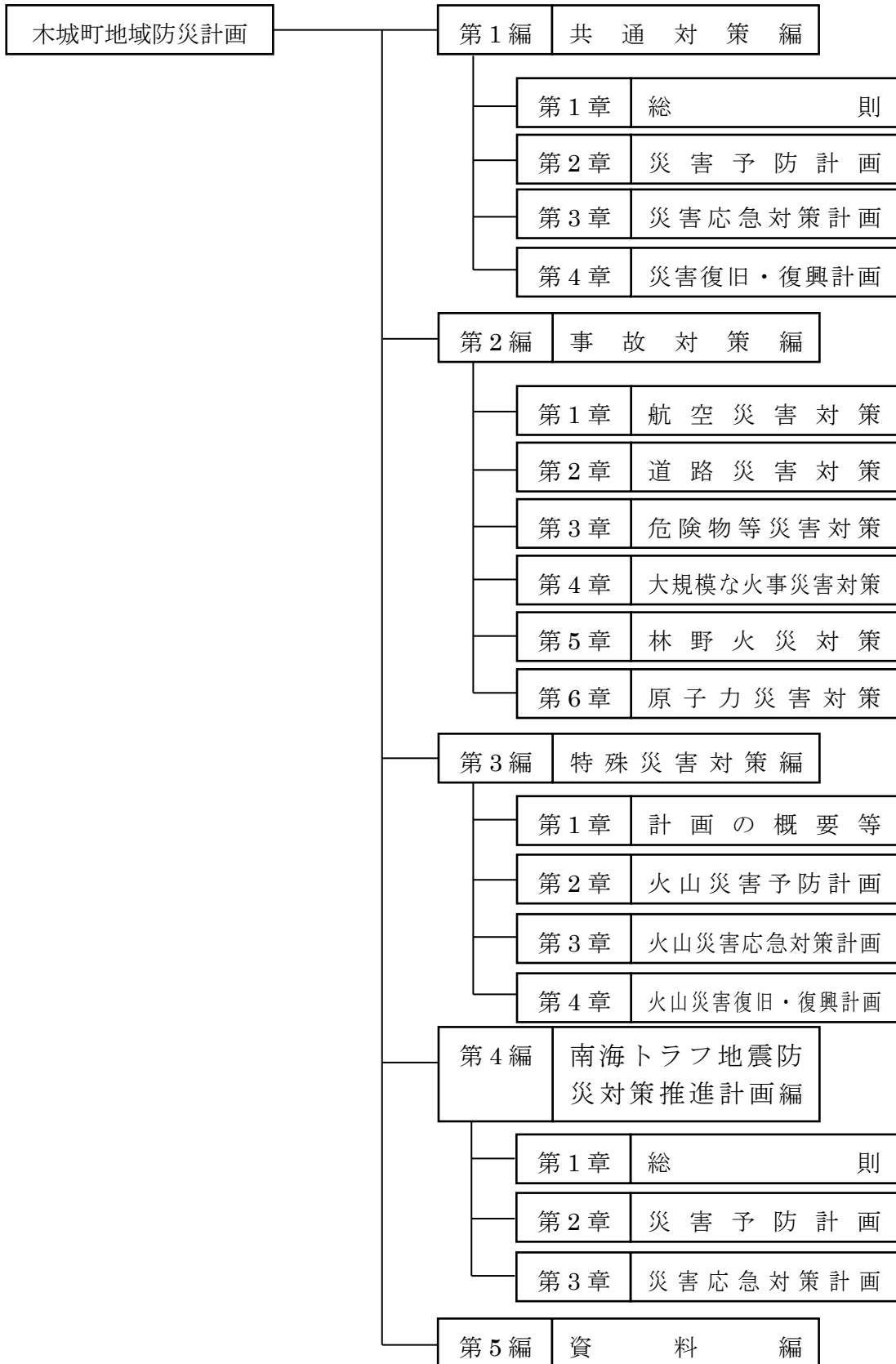
町で広域災害が発生した場合、県をはじめとした関係機関から後方支援を受ける他、町の被害想定は県の想定に基づいていることから、以下の基準から県地域防災計画の記載内容を引用し、当該箇所にはその旨を示す「県防引用」を明記した。

- ① 県をはじめとした関係機関の災害対策のうち、町の対策と関連性があると認められる内容
- ② 県による災害被害想定のうち、町の災害対策に関わりがあると認められる内容
- ③ 県の地域防災計画の本編及び資料編うち、町として参照する可能性が高いと認められる内容

### 3. 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第 1 編を共通対策編とし、第 2 編を事故災害対策編、第 3 編を特殊災害対策編、第 4 編を南海トラフ地震防災対策推進計画編、第 5 編を資料編として、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策及び町・県・防災関係機関・住民等の役割分担を示した。

【資料 1-1-1-02 計画構成】





#### 4. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

#### 5. 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

#### 6. 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

### 第2節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

#### 【資料 1-1-2-01 用語の定義】

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 基本法           | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。  |
| 2 救助法           | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。  |
| 3 県防災計画         | 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。  |
| 4 木城町防災計画       | 災害対策基本法に基づき、木城町防災会議が策定した木城町地域防災計画をいう。  |
| 5 県災対本部         | 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。  |
| 6 県災対本部長        | 宮崎県災害対策本部長をいう。   |
| 7 地方支部          | 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。  |
| 8 地方支部長         | 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。   |
| 9 現地災対本部        | 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。   |
| 10 現地災対本部長      | 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。  |
| 11 町災対本部        | 災害対策基本法に基づき設置された木城町災害対策本部をいう。  |
| 12 宮崎県地震被害想定調査  | 宮崎県が実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。  |
| 13 防災関係機関       | 県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。                         |
| 14 水防計画         | 洪水、高潮、津波の水による災害を「警戒」「防ぎよ」して、「被害を軽減」するために、各行政機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定めるものをいう。 |
| 15 その他の用語については、 | 災害対策基本法の例による。  |

### 第3節 町の地勢

本節では町の地形・地質、また降水量など自然的要因、人口・産業など社会的要因にふれ、さらに台風や集中豪雨等木城町の特徴的な災害履歴と災害特性を示す。

#### 1. 位置

木城町は宮崎県のほぼ中央部にあり、およそ、東経 131 度 17 分から 131 度 30 分、北緯 32 度 8 分から 32 度 20 分の間に位置している。

鉄道、国道は町域内を通過していないが、古くは、日向国府に通ずる交通の主要地であった。近年においては産業道路が整備され、南に約 40 キロメートルで宮崎市に、北に 40 キロメートルで日向市の細島港に通じている。

本町の面積は 145.96 平方キロメートルであり、東に尾鈴山の屋根を境にして、都農町と川南町に続き、北は山間地深く日向市と美郷町に連なり、南西は小丸川と一ツ瀬川の分水嶺で西都市と接し、南東は小丸川の流れとともに高鍋町に続いている。

#### 【資料 1-1-3-01 木城町の位置】



## 2. 自然的要因

### 2.1 地形・地質

町は、東西 24 キロメートル、南北 6 キロメートルという帯状の地形で、その中央を小丸川が流れ、これに沿って一部耕地が開けている。その背後は急峻な山岳地帯で、町面積の 82.6 パーセントが森林原野であり、そのうちの 56.1 パーセントが国有林野である。

農用耕地は 5.0 パーセントで、その大半は町の中心部で小丸川下流沿いにある。

平均して平たん部は標高 15 メートル、台地は北部が 80 メートル、南部は 130 メートル、山岳地は 600 メートルで、町平均標高は 207 メートルという農山村であるといえる。小丸川は水量が豊かで、町内に 4 つの発電所があり、下流では川南・竹鳩・広谷の各農業用水の水源として、また高鍋町の上水道の水源としても広く活用されている。

#### 【資料 1-1-3-02 土地利用状況】

#### 土地利用状況

(単位: ha,%)

区分	平成20年	構成比
農用地	735	5.0
農地	728	5.0
牧草放牧地	7	0.0
森林	12,055	82.6
国有林	8,197	56.1
民有林	3,858	26.4
原野	130	0.9
水面・河川・水路	827	5.7
道路	312	2.1
宅地	210	1.4
住宅地	128	0.9
工業用地	7	0.0
その他の宅地	75	0.5
その他	333	2.3
合計	14,602	100.0

注(1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

また、町の地質は、山岳・山間地帯ともに中生代の地層である四万十層からなり、尾鈴連山の峰づたいに、上方部分が石英斑岩からなっている。両者に傾斜不整合に宮崎層群のうち古い妻層が覆っており、宮崎平野に相当する部分になると、更にその上に段丘礫層が覆っている。

尾鈴山西方の小丸川西岸には、数か所に岩株状の花崗岩の小岩体があり、周囲の四万十層に接触変成作用を与えている。その岩体は約 1,300 万年前であり、尾鈴山酸性岩よりやや若く、金・銀・アンチモニー・錫・砒素などの鉱床がある。

新生代の第 4 紀を洪積世と沖積世に分けるが、沖積世が現代に続くものである。洪積世の

地層は、岩戸原や百合野原・中原の台地に見られる。この地層の基盤をなしているのは宮崎層群であり、中新・鮮新統の厚いたい積層からなり、その上に粘土層・砂層・礫層が乗っている。表面には火山灰土（黒色）があり、黒ポクと呼ばれている。郷土の古墳の点在地もここである。

沖積層は、いわゆる小丸川の氾濫原であり、この最も新しいところが中川原で、ここに人が定住するようになったのは、川の氾濫が安定したごく最近の出来事といえる。

## 2.2 気候（県防引用）

宮崎県は南海型気候区に属しており、西部の山地を除けば年平均気温は 17℃内外で、日照時間は年間 2,100 時間以上、福岡市に比べて 200 時間も多く太陽に恵まれた日本で最も温暖な地帯に属している。しかし、降水量では宮崎県は四国や紀伊半島の東部などとともに日本で最多雨地帯の一つとなっており、年間平均降水量は 2,000 ミリを越え、特に九州山地尾鈴山系は 2,700～3,000 ミリに達する大雨の降りやすい地帯になっている。

次表は、宮崎県内の气象台、測候所で観測した降水量の最大値である。統計期間は、創設時期に伴い、宮崎が 1886 年と古く、そのほかは比較的新しい観測データである。

日降水量の最大は 350 ミリないし 600 ミリで台風が大きく関係している。特に、えびので観測された 1996 年の 715 ミリや神門で観測された 2005 年の 628 ミリは、日本気象官署の記録の上位二十位に入る豪雨である。

1 時間降水量の最大は宮崎の 139.5 ミリであり、いずれも台風が関係し、9 月から 10 月の場合は台風が九州のはるか南海上にあるときの東風による強雨である。

### **【資料 1-1-3-03 日最大降水量・日最大 1 時間降水量の累計順位】**

### **【資料 1-1-3-04 町の気象状況（平成 5 年度～26 年度）】**

本町の中央をほぼ北西から南東に流れる小丸川の流域が宮崎県でも最も雨の多い地域である。台風災害は本町の気象災害中、その首位を占めるものである。地理的立地条件から台風のたびたびの襲来を受け、被る台風災害は多大なものである。これは、

- ①台風の襲来回数が多い。
  - ②台風の最盛期に本町を襲うことが多い。
  - ③台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いこと。
- などが、その主な原因である。

## 3. 社会的要因

### 3.1 人口

昭和 24 年には 10,143 人の人口規模を有していた本町では、同年をピークとして年々減少傾向を辿り、以降国勢調査で見ると昭和 50 年には 5,575 人まで落ち込むに至り、町の緊急課題として人口減少の歯止め策の過疎法に基づく過疎対策をはじめとした各施策の導入がなされた。これによって、昭和 55 年 5,857 人、昭和 60 年 6,101 人まで人口の回復を実現す

ることができた。また、平成2年4月には過疎地域活性化特別法の施行とともに、これまでの過疎地域から除外されるまでの成果を得た。しかし、平成2年の国勢調査では再び5,871人に減少している。これを住民基本台帳で見ると昭和62年の6,240人をピークとして年々漸減傾向が再び続いており、平成2年には6,071人で平成4年には人口6,000人を割り込み5,994人、平成10年には5,772人、平成26年には5,148人となっている。

町では、昭和50年以降、農林業の振興、工場の誘致、住宅施策などで成果を得て人口減少歯止めへの効果を得たものの、昭和60年代に入り社会的な人口流動の影響や、町の基幹産業である農林業離れ、高学歴化に伴う若者層の流出と中央都市での就職が定着化する傾向、少子化傾向などさまざまな影響を受け再び人口減少となっている。高齢化社会に伴い増加する高齢者や子供等の要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等その他特に配慮を要する者、以下「要配慮者」）の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となっている。

### 3.2 産業

本町は、豊かな自然を生かした「農林業」と、県都宮崎市に近い立地環境を生かし積極的に誘致が進められてきた「製造業」によって発展を続けてきた。

近年では食品加工などによる「特産品開発」が地場産業として注目される一方、農業においても従来の稲作や畜産、施設園芸、露地作物などの新規作物の導入が進められており、いずれも1次産業から2次産業へあるいは1次産業から3次産業へと、新しい産業を生み出すなどの産業構造の変化や多様化の兆しを見せている。

また、小丸川流域において大規模な揚水発電所開発の完成によって地域経済に及ぼす影響は大きい。雇用創出の可能性や税収への影響はもとより、開発に伴う周辺インフラ整備の充実や関連施設の整備が進むこととなり、町づくりや活性化への影響は計り知れない。

町の産業は、いずれも自然環境やその恵みを源流として発展してきたものであり、将来においても各産業分野とともに、地域や自然との共生に根ざした産業振興を目指している。

一方、防災面から見ると、開発に伴う森林の伐採、工事等は山地の保水能力を減少させ、土砂崩れ等の誘因となり、水害の要因となる場合もあり、防災面も考慮した計画的な開発を推進しなければならない。

### 3.3 交通

本町の主要地方道は、県道東郷西都線、都農綾線、石河内高城高鍋線、一般県道は、木城西都線、木城高鍋線の5路線（延長52,490メートル）に町道180路線（実延長174,352メートル）により構成され、町の経済的、社会的活動を支える主要幹線道路網の骨格としての交通の動脈的役割を果たしている。

県道については、規格改良済延長41,689メートル（79.4パーセント）、舗装済延長52,490メートル（100.0パーセント）である。また、町道の規格改良済延長121,201メートル（69.5パーセント）、舗装済延長155,118メートル（88.7パーセント）である。

## 【資料 1-2-1-12 県道の現況】

## 県道の現況

(単位:m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
東郷西都線	27,565.4	21,946.2	79.6	27,565.4	100.0
都農綾線	6,526.7	5,884.9	90.2	6,526.7	100.0
石河内高城高鍋線	12,732.9	8,710.3	68.4	12,732.9	100.0
小計(主要地方道)	46,825.0	36,541.4	78.0	46,825.0	100.0
木城高鍋線	2,168.1	2,168.1	100.0	2,168.1	100.0
木城西都線	3,497.8	2,979.9	85.2	3,497.8	100.0
小計(一般県道)	5,665.9	5,148.0	90.9	5,665.9	100.0
合計	52,490.9	41,689.4	79.4	52,490.9	100.0

資料:道路施設現況調査 平成25年4月1日

## 【資料 1-2-1-13 町道の現況】

## 町道の現況

(単位:m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
1級町道 (5本)	19,039	18,921	99.4	19,039	100.0
2級町道 (8本)	11,308	11,308	100.0	11,308	100.0
その他町道 (167本)	144,005	90,972	63.2	124,771	86.6
合計 (180本)	174,352	121,201	69.5	155,118	88.7

資料:道路施設現況調査 平成25年4月1日

今後、町の経済的、社会的活動等を支える道路網の骨格としての公共道路の早期整備と商店街再開発促進のための道路整備が急務であり、住民生活に密接な町道は、地形条件などから山間部での安全対策を含めた改良工事等が急がれている。同時に、平たん地を含めて舗装道路面の補修、道路排水処理、安全施設等の設置などの整備が求められている。

町の公共交通機関は、宮崎交通による木城から高鍋(宮崎)間の1路線と、町営マイクロバス(1~3号線)のみで、住民のニーズに十分に対応できていない状況である。ますます進行する高齢化社会に伴い増加する高齢者等の要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの、(以下「避難行動要支援者」)に対応するため、また、災害時の避難及び物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも、孤立予想地域が多い本町において公共交通機関の整備は、急務である。

### 3.4 災害記録

町の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震、噴火等があり、被害の大きかったものを示すと以下のとおりである。

**【資料 1-1-3-05 木城町の災害記録（台風）】**

**【資料 1-1-3-06 木城町の災害記録（大雨、洪水）】**

**【資料 1-1-3-07 火災統計表（木城町）】**

**【資料 1-1-3-08 木城町の災害記録（地震）】**

**【資料 1-1-3-09 木城町の災害記録（噴火）】**

## 4. 風水害

町のほぼ中央部山岳地帯を流下する小丸川水系の各河川と、その周辺の急傾斜地帯は、これまでもしばしば災害にみまわれており、その治山・治水対策は不可欠である。町域内で災害につながるおそれのある危険箇所は、土石流をはじめ、急傾斜地崩壊、地すべり等七十数箇所にあんでいる。

また、土砂崩落や路面決壊などのため、町の南部の中心部と中部・北部を結ぶ主要県道が不通となった場合、集落の孤立化も懸念されるため、早急に危険箇所の解消を図るべく道路防災事業の推進が急務である。

さらに今後の開発計画、森林伐採計画等の検討に当たり、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する必要がある。また、災害時に備え、防災行政無線の導入をはじめ通信網の整備を図り、町（災害対策本部）からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

## 5. 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防、意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく推進と相まって、今後計画的に整備を図っていく。また、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

県では、地震防災対策特別措置法に基づいて、全県を対象に平成 23 年度を初年度とした第四次地震防災緊急事業五箇年計画を策定している。

## 6. 震災

県内に被害を及ぼした近年の地震のうち、日向灘沖で発生した地震が圧倒的に多く、マグニチュードは 6.5 から 7.5 で、県内各地で被害が記録されている。特に、1968 年のえびの地震では多数の住家の全壊が記録されている。町においては大きな被害はなかったが、県の

地震被害想定調査によれば、日向灘北部地震の場合は、町でも震度6強が想定されており、予断は許されない。このように不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力をあげた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど地震防災緊急事業五箇年計画と併せて今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

## 7. 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者及び訪問者への万全の安全対策を講ずる。また、東児湯消防組合や防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

## 8. 住民及び事業所の基本的責務（県防引用）

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

### 8.1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際して警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に自らが努めなければならない。

### 8.2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払うものとする。



## 第4節 風水害被害想定

### 1. 風水害対策の基本的考え方（県防引用）

県は、台風常襲地帯に位置しており、毎年台風襲来による暴風、豪雨により住民は大きな被害を被っている。

このため、本編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処すべく、平成5年の台風13号、平成9年の台風19号、平成17年の台風14号をはじめ過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

#### 1.1 台風による災害

##### (1) 台風災害の状況

県における台風による被害は、周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及びその程度は1個の台風で死傷者369人、住家11,837戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある。（1951年10月14日のルース台風）。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが住民の経済を左右しているほどである。

##### (2) 県における台風の特性

県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと以下のとおりである。

##### ① 台風の襲来回数

県に被害を及ぼした台風を調べると（統計期間昭和24年～平成20年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。）年平均2.9個となっており、毎年2個以上の台風から被害をうけている。

##### ② 台風の襲来季節

県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別でみると下記表のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から10月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は18回、8月下旬は19回と圧倒的に多くなっている。

**【資料 1-1-4-01 台風の月別襲来回数】**

台風の月別襲来回数（昭和24年から平成20年）

旬	7月	8月	9月	10月
上旬	4	11	9	7
中旬	5	14	16	7
下旬	18	19	14	3
月合計	27	44	39	17

注)この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている県に影響した台風についてまとめた。

**【資料 1-1-4-02 月別気象災害発生件数】**

③ 台風の経路

県に影響を及ぼす台風の約70パーセントは、九州の南方海上又は九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料（昭和24年から平成20年）で県内に大きな被害をもたらした台風42個（被害総額50億円以上について調査した）についての経路をみると、つぎのようになっている。

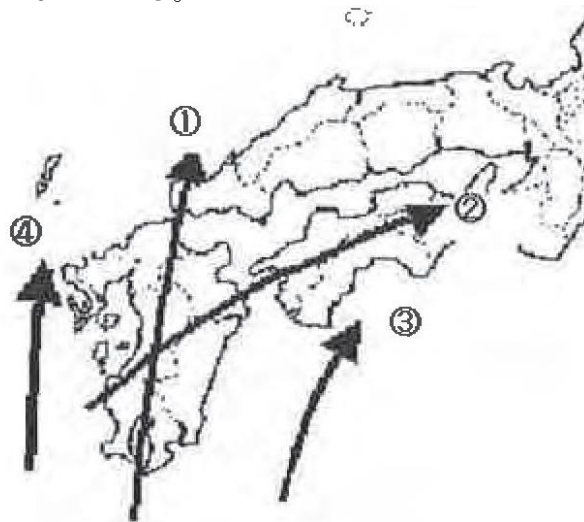


図 1-1-4-03 宮崎県に被害をもたらした台風の経路（昭和24年から平成20年）

① 九州南部に上陸した九州縦断	13個
② 九州西部に上陸した九州斜断	6個
③ 日向灘を北上	7個
④ 九州西方海上を北上	12個
⑤ その他	4個

④ 県における台風の強さ

県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3 メートル毎秒（1951 年 10 月 14 日、ルース台風）を観測している。また、田口原 839 ミリ（1971 年 8 月 29 日、台風第 23 号）を記録している。このことから県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができよう。さらに台風による風雨の強さを示すと、下記資料のとおりである。

**【資料 1-1-4-04 台風による日最大風速の累計順位】**

**【資料 1-1-4-05 台風による日最大瞬間風速の累計順位】**

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8 月から 10 月であるが、降水量はややばらつき 6 月から 10 月の間に発生している。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時にはじまり、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23 から 25 度まで北上すると、県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100 から 200 ミリ以上の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から 600 キロメートルの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

⑤ 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、又は九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア 台風の経路別にみた県の暴風の特性

台風の経路により県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと以下のとおりである。

(ア) 台風の進路で異なる県の暴風

県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと下記資料のとおりである。

- a. 九州南部に上陸し縦断北上したもの（上陸縦断型）  
風速 30 メートル毎秒前後から 40 メートル毎秒弱で最も強い。
- b. 九州西方海上を通過したもの（西方型）  
風速 20 メートル毎秒前後で a に次ぐ。
- c. 九州東方海上を通過したもの（東方型）  
風速 20 メートル毎秒以下で最も弱い。

**【資料 1-1-4-06 台風の経路別風速表】**

(イ) 県の暴風の状況と台風の位置との関係

a. 上陸縦断型

暴風の始まりは北緯 28 度付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30 度線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。

b. 西方型

暴風（「10 メートル毎秒以上の風」以下同じ）は台風が北緯 25 度付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したところ観測される。

c. 東方型

暴風は、台風が北緯 27 度付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯 31 度から 32 度付近で観測される。

イ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また台風の経路により県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと以下のとおりである。

(ア) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- a. 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- b. 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- c. 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いとき、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(イ) 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23 から 25 度付近に達したところ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約 600 キロメートルの距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

2. 台風と水害（県防引用）

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、下記表のような結果が得られる。すなわち、日降水量 200 ミリで被害が発生する危険性が高まり、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、日降水量 350 ミリ以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

**【資料 1-1-4-07 総降水量と水害の程度】**

総降水量と水害の程度

被害種類	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200 mm以下	なし	なし	少	少	なし
300 mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350 mm以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

平成 26 年度 宮崎県地域防災計画より

2.1 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こし、その件数は台風に次いで多い。

その雨量は、ときに平地で日降水量 400 ミリ越えるほどの大雨になった記録（神門で観測した 628.0 ミリ、平成 17 年 9 月 6 日）もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通 1 回の低気圧がもたらす雨量は夏期 50 から 100 ミリ、冬期は 10 から 40 ミリ程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨は雨量も多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は、一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

**【資料 1-1-3-03 日最大降水量・日最大 1 時間降水量の累計順位】**

2.2 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991 年から 2010 年の統計

では21個であり、全国3位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、県では台風によるものが多く、台風の中心が県から見て、南から西にあり、200キロメートルから300キロメートル離れて位置する場合に発生しやすい。

また、県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

#### (1) 県の竜巻災害の実例

##### ① 延岡市で発生した竜巻（平成18年台風第13号）

平成18年9月17日、14時頃、台風第13号の九州地方への接近に伴い、竜巻災害が発生し、死者3人、負傷者143人、住宅全壊79棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約7.5キロメートル、幅150メートルから300メートルに及びほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約90キロメートルと推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでF2と推定された。

#### **【資料 1-1-4-08 竜巻の強さと基準（藤田スケール）】**

### 3. 災害の想定（県防引用）

県では、県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後、県域に発生することを想定して策定したものである。

#### 【資料 1-1-4-09 災害想定（代表的な台風）】

- (1) 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

襲来年月日	昭和 20 年 9 月 17 日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565 名
家屋全半壊流出	33,944 戸
  
- (2) 台風 12 号（降雨量の多い代表的な台風）

襲来年月日	昭和 29 年 9 月 13 日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129 名
家屋全半壊流出	2,430 戸
  
- (3) 台風 13 号（風の強い代表的な台風）

襲来年月日	平成 5 年 9 月 2 日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145 名
家屋全半壊流出	385 戸
一部損壊	33,444 戸
  
- (4) 台風 19 号（近年における床上浸水の多い代表的な台風）

襲来年月日	平成 9 年 9 月 15 日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12 名
家屋全半壊流出	13 戸
床上浸水	2,486 戸
  
- (5) 台風 17 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

襲来年月日	平成 17 年 9 月 5 日
最大瞬間風速・風向	32m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1000mm（諸塚）
家屋全半壊流出	72 戸
床上浸水	15 戸

## 第5節 地震被害想定

### 1. 震災対策の基本的考え方（県防引用）

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、県においては、日向灘を震源として津波などにより約200人の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（マグニチュード7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（マグニチュード6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、これを踏まえて、平成18年度に再度日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

県では、これを受けて県としての最大クラスの地震（マグニチュード9.1）、津波（マグニチュード9.0）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる県の被害想定を行った。

以上のことから、県では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規程に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域の指定がされ、同法第4条の基本計画が作成された際は、同法第5条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけるものとする。

推進計画に定める具体的な目標及びその達成の期間については、別途、県の対策計画として位置付けている「新・宮崎県地震減災計画」において定めることとする。

また、推進計画に係る部分については、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等により、必要に応じて見直すものとする。

### 2. 宮崎県を取り巻く地震環境（県防引用）

資料 1-1-5-01 は、1985年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

資料 1-1-5-02 は、N75°W～S75°E方向で熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面



に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

**【資料 1-1-5-01 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ（1993.1.1～2012.12.31）】**

**【資料 1-1-5-02 宮崎県を中心とした、地震の震度断面図】**

### 3. 町における地震被害（県防引用）

県においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年12月から平成9年3月にかけて「宮崎県地震被害想定調査」を実施した。この中で宮崎県に起こり得る大地震について最近の科学的知見をもとに検討し、地震発生時の人的・物的被害を想定している。これは今後の地震防災対策の基礎資料として、また、県内市町村においても有用な資料となることを目的として実施されたものである。町においてもこの被害想定調査の結果をもとに、今後の地震防災対策の推進に役立てていくこととする。

#### (1) 宮崎県における地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でマグニチュード7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年10月31日の地震（マグニチュード7.6）、1941年11月19日の地震（マグニチュード7.2）や1968年4月1日の地震（マグニチュード7.5）は、地震動による被害とともに津波被害も生じた。

一方、1931年11月2日の地震（マグニチュード7.1）及び1961年2月27日の地震（マグニチュード7.0）では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年8月29日の地震（マグニチュード7.7）では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ（100～150キロメートルほど）フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1899年11月25日の宮崎県南部の深い地震（マグニチュード7.1、深さ約100キロメートル）では小被害が生じた。

県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があつて、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地

がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地（海成段丘）が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震（マグニチュード 6.1）であり、この地震では、えびの市（当時えびの町）を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山（崖）崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1946年12月21日の南海地震（マグニチュード 8.0）では2メートル近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年5月24日のチリ地震（マグニチュード 8.5）津波では、最大2メートル前後の津波が襲来し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などが生じた。

**【資料 1-1-5-03 県の被害地震一覧】**

**【資料 1-1-5-04 昭和以降宮崎県内 震度4以上の地震観測表】**

**【資料 1-1-5-05 日本における近年の主な被害地震（1896年以降）】**

**4. 想定地震と被害想定（県防引用）**

県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのようななか、国では、2011年3月11日の東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）の想定を行った。

そこで、県では、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の県の対策の基礎とする。

#### 4.1 日向灘地震の特徴と被害想定概要

##### (1) 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去 10 数年から数 10 年間隔でマグニチュード 7 クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 7.6 前後の地震が 10 パーセント程度、マグニチュード 7.1 前後の地震が 70 から 80 パーセントで発生するとされており、県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

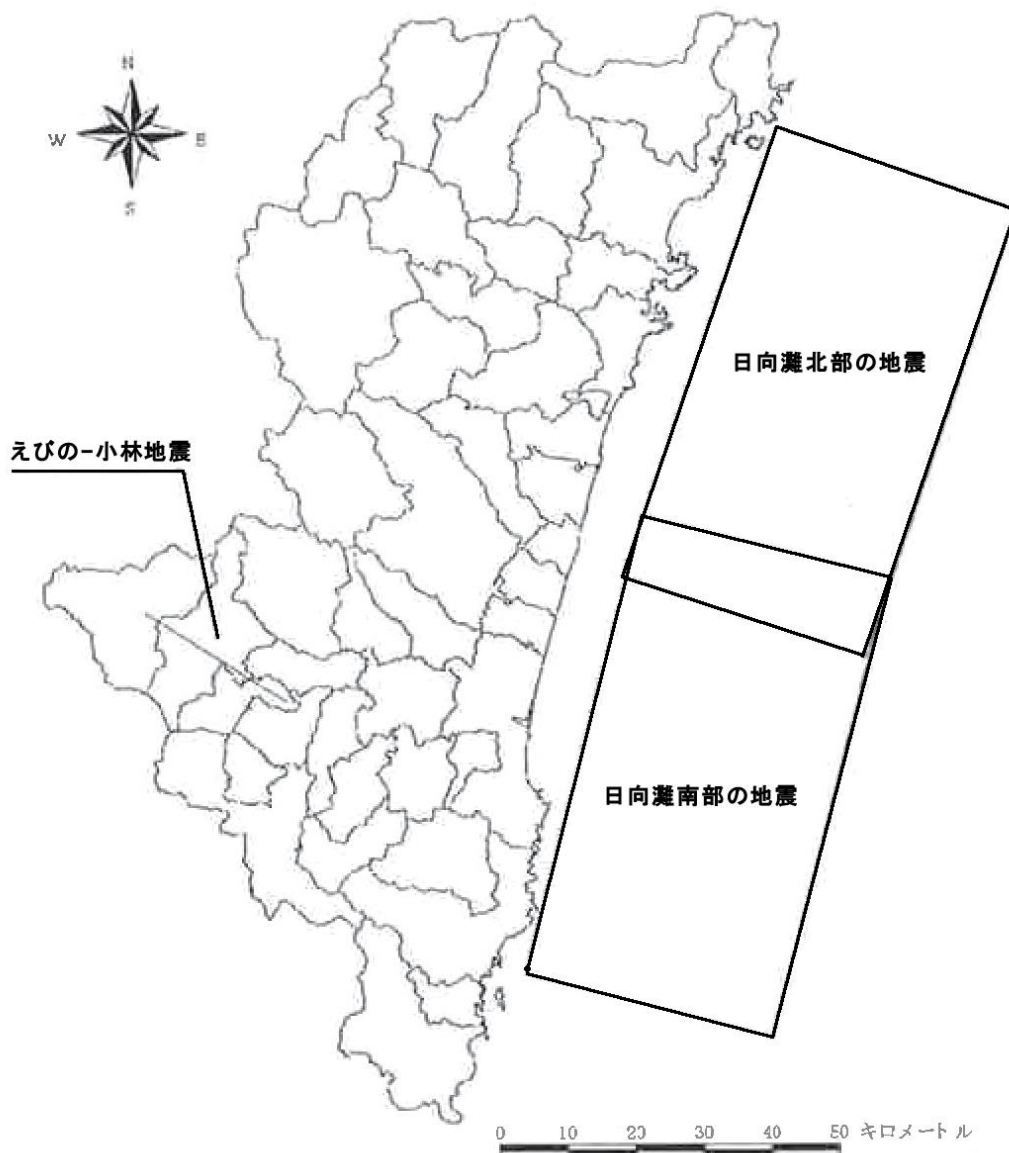


図 1-1-5-06 日向灘地震及びえびの・小林地震の想定震源域

**【資料 1-1-5-07 マグニチュード発生確率】**

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年）」

(2) 被害想定概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5として想定する。

また、津波については、最大の高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用している。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。

**【資料 1-1-5-08 日向灘南部、日向灘北部の震度分布図】**

**【資料 1-1-5-09 日向灘南部、日向灘北部の被害想定】**

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が県から近いことから揺れによる被害が最も懸念される。特に、日向灘南部地震が発生すると、県央・県南を中心に死者が約880人、全壊する建物が約22,600棟に及ぶと想定される。

また、津波の高さは、東南海・南海地震によるものより低くなるが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで10分以内）で襲来するおそれがある。

4.2 えびの・小林地震の特徴と被害想定概要

(1) 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年2月21日（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

えびの・小林地震は、津波の心配はないが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性がある。

(2) 被害想定概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

**【資料 1-1-5-10 えびの・小林地震の震度分布図】**

**【資料 1-1-5-11 えびの・小林地震の被害想定】**

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者約110人、全壊する建物は約4,400棟に及ぶと想定される。

山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生するおそれがある。

## 5. 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要（県防引用）

### 5.1 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100から150年間隔で発生している。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。えびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

#### **【資料 1-1-5-12 東南海・南海地震の過去の被害】**

### 5.2 被害想定概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

#### **【資料 1-1-5-13 東南海・南海地震の被害想定概要】**

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。

震源が県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。

東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来するおそれがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

## 6. 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要（県防引用）

### 6.1 地震の特徴

静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

#### (1) 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮

崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。

#### **【資料 1-1-5-14 強震断層モデル】**

##### (2) 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

#### **【資料 1-1-5-15 津波断層モデル】**

## 6.2 被害想定概要

### (1) 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域（SMGA）を新たに配置したモデルを想定した。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

予測される震度分布は、以下のとおり。

※SMGAとは、「Strong Motion Generation Areas」の略称。より広い領域（対象地震の場合、一辺が数十キロメートル程度）からまんべんなく強震動が生成されるとする震源モデルである。

#### **【資料 1-1-5-16 2つの強震断層モデルより予想される震度分布】**

## 6.3 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

### 【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑩）を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

### 【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想

定結果に基づくケース。

**【資料 1-1-5-17 想定ケース①②被害想定】**

(1) 建物被害

揺れによる建物被害は、想定ケース①の場合、木城町で全壊約 960 棟、半壊約 630 棟である。県内全域で全壊約 50,000 棟、半壊約 76,000 棟、詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-18 想定ケース①②冬 18 時（建物被害）】**

(2) 人的被害（死傷者数）

建物倒壊による人的被害は想定ケース、季節・時間によって違いがある、想定ケース①の冬深夜の場合、木城町では建物倒壊で死者約 70 人、負傷者約 220 人、県内全域で死者約 3,700 人、負傷者 20,000 人、詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-19 想定ケース①②（人的被害 死傷者数）】**

(3) 人的被害（要救助者数）

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者は想定ケース、想定ケース①の冬 18 時の場合、木城町では約 130 人、県内全域で 9,300 人、詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-20 想定ケース①②（人的被害 要救助者数）】**

(4) ライフライン被害（上水道）

断水率は想定ケース①の場合、被害直後の木城町では給水人口約 4,900 人、断水人口は約 4,900 人で断水率はほぼ 100 パーセント、県内全域で給水人口約 1,094,000 人断水人口 1,051,000 人、断水率は 96 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で木城町では断水人口は約 2,200 人で断水率は 45 パーセント、県内全域で断水人口 249,000 人、断水率は 23 パーセントとなっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-21 想定ケース①②（ライフライン被害 上水道）】**

(5) ライフライン被害（下水道）

機能支障率は想定ケース①の場合、被害直後の木城町では処理人口約 3,600 人、支障人口は約 3,500 人で機能支障率は 99 パーセント、県内全域で処理人口約 677,000 人、支障人口約 644,000 人、機能支障率は 95 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で木城町では支障人口は約 120 人で機能支障率は 3 パーセント、県内全域で支障人口約 299,000 人、機能

支障率は44パーセントとなっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-22 想定ケース①②（ライフライン被害 下水道）】**

(6) ライフライン被害（電力）

機能支障率は想定ケース①の場合、被害直後の木城町では電灯軒数約2,500軒、停電軒数は約2,500軒で停電率は99パーセント、県内全域で電灯軒数約590,000軒、停電軒数約534,000軒、機能支障率は91パーセントとなり、被災1週間後で木城町では停電軒数は約190軒で停電率は7パーセント、県内全域で停電軒数約54,000軒、停電率は9パーセントとなっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-23 想定ケース①②（ライフライン被害 電力）】**

(7) ライフライン被害（通信）

① 固定電話

不通回線率は想定ケース①の場合、被害直後の木城町では回線数約1,800回線、不通回線数は約1,800回線で不通回線率は99パーセント、県内全域で回線数約372,000回線、不通回線数約338,000回線、不通回線率は91パーセントとなり、被災1ヶ月後で木城町では不通回線数は0パーセント、県内全域で不通回線数約25,000回線、不通回線率は7パーセントとなっている。

② 携帯電話

不通ランクは想定ケース①の場合、被害直後の木城町では停波基地局率14パーセントで不通ランクはA、県内全域で停波基地局率は13パーセントで不通ランクはAとなり、被災1週間後で木城町では停波基地局率22パーセントで不通ランク外、県内全域で停波基地局率は22パーセントで不通ランク外となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-24 想定ケース①②（ライフライン被害 通信）】**

(8) 交通施設被害

津波浸水域外被害（箇所）は想定ケース①の場合、木城町では約10、県内全域で数約1,100となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-25 想定ケース①②（交通施設被害）】**

(9) 生活への影響（避難者）

避難者の数は想定ケース①の場合、被災1日後の木城町では避難者数約2,400人でその内、避難所に約1,400人、避難所外に約950人、県内全域では避難者数約333,000人



でその内避難所に約 211,000 人、避難所外に約 122,000 人となり、被災 1 ヶ月後で木城町では約 3,500 人でその内、避難所に約 1,000 人、避難所外に約 2,400 人、県内全域では避難者数約 383,000 人でその内避難所に約 115,000 人、避難所外に約 268,000 人となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-26 想定ケース①②（生活への影響 避難者）】**

(10) 生活への影響（帰宅困難者）

帰宅困難者の数は想定ケース①、②の場合共に、木城町では就業者・通学者数が約 2,400 人で帰宅困難者が約 510 人、県内全域では就業者・通学者数が約 479,000 人で帰宅困難者が約 45,000 人となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-27 想定ケース①②（生活への影響 帰宅困難者）】**

(11) 生活への影響（物資需要量）

必要とする物資の需要量は想定ケース①の場合、被災 1 日後の木城町では食糧約 5,100 食、飲料水約 15,000 リットル、毛布 2,900 枚、県内全域では食糧約 760,000 食、飲料水約 2,783,000 リットル、毛布 371,000 枚、被災 1 ヶ月後の木城町では食糧約 3,700 食、飲料水約 6,600 リットル、毛布 1,400 枚、県内全域では食糧約 414,000 食、飲料水約 748,000 リットル、毛布 177,000 枚となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-28 想定ケース①②（生活への影響 物資需要量）】**

(12) 生活への影響（医療機能）

医療需要は想定ケース①の場合、木城町では要入院約 130 人、要外来約 100 人、県内全域では要入院約 20,000 人、要外来約 12,000 人となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-29 想定ケース①②（生活への影響 医療機能）】**

(13) 産業廃棄物等

産業廃棄物は想定ケース①の場合、木城町では約 10 トン、県内全域では約 750 トンとなっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-30 想定ケース①②（産業廃棄物）】**

(14) その他の被害（要配慮者）

要配慮者の避難者の数は想定ケース①の場合、被災 1 日後の木城町では避難者数約 450

人でその内、避難所に約 270 人、避難所外に約 180 人、県内全域では避難者数約 73,000 人でその内避難所に約 47,000 人、避難所外に約 27,000 人となり、被災 1 ヶ月後で木城町では約 660 人でその内、避難所に約 200 人、避難所外に約 460 人、県内全域では避難者数約 84,000 人でその内避難所に約 25,000 人、避難所外に約 59,000 人となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-31 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者）】**

(15) その他の被害（要配慮者の内訳）

要配慮者の内訳は想定ケース①の場合、木城町では 65 歳以上の単身高齢者約 70 人、身体障がい者約 60 人、県内全域では 65 歳以上の単身高齢者約 12,000 人、身体障がい者約 13,000 人となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-32 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者 1 週間後の避難所避難者に占める）】**

(16) その他の被害（孤立集落）

孤立集落は想定ケース①の場合、木城町では農業集落 4 箇所、総数 9 箇所、県内全域では農業集落 34 箇所、総数 575 箇所となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-33 想定ケース①②（その他の被害 孤立集落）】**

(17) 経済被害（資産等の被害）

建物被害額は想定ケース①の場合、県内全域で 3.4 兆円となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-34 想定ケース①②（経済被害 資産等の被害）】**

(18) 経済被害（生産・サービス低下による影響）

農林水産業に対する影響は想定ケース①の場合、県内全域で 1.6 兆円となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-35 想定ケース①②（経済被害 生産・サービス低下による影響）】**

(19) 経済被害（交通寸断による影響）

交通寸断による道路の人流の影響は、想定ケース①の復旧完了までに 1 ヶ月の場合、県内全域で 1.1 百億円となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-36 想定ケース①②（経済被害 交通寸断による影響）】**

## 7. 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定（県防引用）

県においては、日向灘地震やえびの小林地震、東南海・南海地震に加え、最大クラスとして想定される南海トラフ巨大地震・津波により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有している。

このため、これらの地震・津波による被害を軽減することを目的とした減災計画を策定し、関係機関、住民等と一体となって効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を推進するものとする。

### 7.1 減災計画の基本的な考え方

「新・宮崎県地震減災計画」は、平成19年3月に策定した「宮崎県地震減災計画」で対象としている日向灘地震、えびの・小林地震及び東南海・南海地震に、南海トラフ巨大地震を追加する形で整理し、具体的な取組についても56項目から82項目に追加する形で再構築したものである。

また、対策が長期に及ぶため、実施時期（5年程度の「短期」、10年程度の「中期」、20から30年程度の「長期」）と実施主体（自助、共助、公助）に区分して整理し毎年度見直しを行い、時点修正を行いながら更新をしていくものとする。

### 7.2 計画の概要

#### (1) 減災目標

建物の耐震化率を現行（71パーセントから87パーセント）から90パーセントへ高め、津波からの早期避難率（すぐに避難する人の割合）を20パーセントから70パーセントへ高めることにより県内の人的被害が約35,000人から8,600人に軽減できるほか、避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする。

#### (2) 目標達成のための取組

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は以下のとおりとする。

##### ① 住民防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」、「共助」が重要であることから、宮崎県防災士ネットワークの活動支援を行うほか、避難行動要支援者の支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関係機関と地域との連携強化を進め、住民防災力向上を図る。

##### ② 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進等を進め、居住空間内の安全確保を図る。

##### ③ 外部空間における安全確保対策の充実

地震・津波災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討を進めるとともに、重要インフラの整備、土砂災害対策の充実を図るほか、ライフライン対策などの促進を

図る。

④ 津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、早急に津波避難場所・避難場所の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、津波情報の迅速・的確な伝達を進めるほか、避難訓練の実施、津波を防御する施設の整備に取り組む。

⑤ 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、DMAT 隊員有資格者の確保や災害拠点病院の機能強化、広域医療搬送体制の充実等の災害時医療体制の整備や、避難所等における保健衛生・防疫対策、震災関連死等の防止対策に取り組む。

⑥ 県、町の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県の防災体制を充実するため、防災担当職員の対応能力の向上や業務継続計画の推進、防災拠点庁舎の整備等を行うとともに、町における被災者への支援やボランティア関係機関との連携等災害対応力の強化を促進する。また、国や九州各県、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

### 7.3 減災効果

(1) 減災効果（全半壊棟数）

現状の建物の耐震化率は 71 パーセントから 87 パーセント、想定ケース①の場合、木城町で揺れによる全壊約 960 棟、半壊約 630 棟であるが、耐震化率 90 パーセントまで進んだ場合、全壊約 390 棟、半壊約 480 棟にまで減少する。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-37 想定ケース①②（減災効果 全半壊棟数）】**

(2) 減災効果（死傷者数）

現状の建物の耐震化率は 71 パーセントから 87 パーセント、早期避難者比率低、想定ケース①の場合、木城町で死者約 70 人、負傷者約 220 人であるが、耐震化率 90 パーセント、避難者比率高+呼びかけの条件の場合死者約 30 人、負傷者約 130 人にまで減少する。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-38 想定ケース①②（減災効果 死傷者数）】**

(3) 減災効果（資産等の被害）

想定ケース①の場合、減災対応を行っていない場合、建物被害額 3.4 兆円だが、減災対応後は 2.6 兆円となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-39 想定ケース①②（減災効果 資産等の被害）】**

(4) 減災効果（生産・サービス低下による影響）

想定ケース①の場合、減災対応を行っていない場合、農林水産業で1.6百億円だが、減災対応後は1.2百億円の被害となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-40 想定ケース①②（減災効果 生産・サービス低下による影響）】**

(5) 減災効果（交通寸断による影響）

想定ケース①の場合、減災対応を行っていない場合、道路の物流（6ヶ月の場合）で103.4百億円だが、減災対応後は72.3百億円の被害となっている。詳細について以下の資料のとおり。

**【資料 1-1-5-41 想定ケース①②（減災効果 交通寸断による影響）】**

## 第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本節は、町、県並びに町内を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 1. 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は以下のとおりである。

#### 1.1 町

町は、町の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

#### 1.2 県

県は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、災害が町内をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 1.3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、町及び県の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

#### 1.4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援

助するものとする。

### 1.5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

## 2. 処理すべき事務又は業務の大綱

### 2.1 町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また、救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

#### 【資料 1-1-6-01 処理すべき事務又は業務の大綱】

処理すべき事務又は業務の大綱
(災害予防)
(1) 木城町防災会議に係る事務に関する事。
(2) 町災対本部等防災対策組織の整備に関する事。
(3) 防災施設の整備に関する事。
(4) 防災に係る教育、訓練に関する事。
(5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
(7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
(8) 給水体制の整備に関する事。
(9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
(10) 災害危険区域の把握に関する事。
(11) 各種災害予防事業の推進に関する事。
(12) 防災知識の普及に関する事。
(災害応急対策)
(13) 水防・消防等応急対策に関する事。
(14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(15) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
(16) 災害時における文教、保健衛生に関する事。
(17) 災害広報に関する事。
(18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
(19) 復旧資機材の確保に関する事。
(20) 災害対策要員の確保・動員に関する事。
(21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
(22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。
(23) 地域安全対策に関する事。
(災害復旧)
(24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
(25) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事。
(26) 市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。

処理すべき事務又は業務の大綱
(27) 義援金品の受領、配分に関すること。

## 2.2 消防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東児湯消防組合	(災害予防) (1) 災害に対する予防、防御と拡大防災対策に関すること。 (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害時における人命救助対策に関すること。 (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること。

## 2.3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎県	(災害予防) (1) 防災会議に係る事務に関すること。 (2) 県災対本部等防災対策組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災に係る教育、訓練に関すること。 (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること。 (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。 (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。 (11) 防災知識の普及に関すること。 (災害応急対策) (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。 (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。 (15) 救助法の適用に関すること。 (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。 (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。 (23) 地域安全対策に関すること。 (災害復旧) (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災



機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	害復旧に関すること。 (25) 物価の安定に関すること。 (26) 義援金品の受領、配分に関すること。 (27) 災害復旧資材の確保に関すること。 (28) 災害融資等に関すること。
児湯農林振興局	(災害予防・災害応急対策) (1) 農作物、農林業用施設、園芸、家畜及び林産物等の対策に関すること。
高鍋土木事務所	(災害応急対策) (1) 水防対策に関すること。 (2) 住宅対策に関すること。 (3) 交通施設、障害物の除去対策に関すること。 (4) その他土木、建築関係対策に関すること。
高鍋保健所	(災害応急対策) (1) 医療救護及び助産対策に関すること。 (2) 防疫対策に関すること。 (3) 給水対策に関すること。 (4) その他保健環境対策に関すること。
児湯福祉事務所	(災害応急対策) (1) その他生活福祉対策に関すること。
高鍋警察署	(災害応急対策) (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。

#### 2.4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西都児湯森林管理署	(1) 国有林野等の森林治水事業の防災管理に関すること。 (2) 災害応急用材の需給対策に関すること。
九州農政局 宮崎地域センター	(災害応急対策) (1) 災害時における主要食料の需給対策に関すること。
宮崎地方气象台	(災害予防) (1) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (2) 気象災害防止のための統計調査に関すること。 (災害応急対策) (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること。 (4) 地震情報の発表及び通報に関すること。 (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。
九州地方整備局(宮崎河川国道事務所)	(災害予防・災害応急対策) (1) 直轄公共土木施設の敷備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 直轄国道の維持改修に関すること。 (4) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

## 2.5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊都城駐屯部隊(第43普通科連隊)航空自衛隊新田原基地	(災害応急対策) (1) 災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動の支援に関すること。

## 2.6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株)宮崎支店	(災害予防) (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。 (災害応急対策) (3) 気象警報の伝達に関すること。 (4) 災害時における重要通信に関すること。 (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
日本赤十字社宮崎県支部木城分区	(災害予防) (1) 災害医療体制の整備に関すること。 (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
九州電力株式会社(高鍋配電事業所)	(災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
日本放送協会(宮崎放送局)	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。 (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。 (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 (6) 災害時における広報に関すること。 (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
民間放送各社	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。 (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。 (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと。 (6) 災害時における広報に関すること。 (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
宮崎県トラック協会	(災害応急対策) (1) 災害時における救助物資等の貨物自動車による輸送の確保に 関すること。
宮崎交通株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関する こと。 (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に 関すること。 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用 者の臨時応急輸送に関すること。
宮崎県 LP ガス協会	(災害予防・災害応急対策) (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
木城郵便局 (日本郵 便株式会社)	(災害応急対策) (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に 関すること。 (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を行う こと。 (3) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対 策に関すること。 (4) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (5) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。

## 2.7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
J A 児湯農協木城支 所	(災害応急対策) (1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に 関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関する こと。
児湯広域森林組合	(災害予防・災害応急対策) (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に 関すること。 (2) 被災組合員に対する融資斡旋に関する こと。
木城町商工会	(災害予防・災害応急対策) (1) 被災者に対する衣料、食品の融資斡旋に 関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資斡旋に 関すること。
土地改良区	(災害予防・災害応急対策) (1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に 関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に 関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
町社会福祉協議会	(災害応急対策) (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) ボランティアの受入れ等に関すること。
病院等医療施設の管理者	(災害予防・災害応急対策) (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	(災害予防・災害応急対策) (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
水道事業者	(災害予防・災害応急対策) (1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	(1) それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

### 3. 住民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

### 4. 減災に向けた住民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、町、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動の展開を図る。

## 第7節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

### 1. 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

### 2. 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正（県防引用）

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。町はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

#### 2.1 要配慮者の対応

近年、要配慮者の増加傾向が見られる。これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

#### 2.2 情報通信の対応

社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

#### 2.3 近隣扶助意識低下の対応

住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。これらの対応として、自主防災組織の育成、要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方及び性同一障がい者の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

#### 2.4 社会構造変化に伴う災害の質的变化の対応

近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル等の増加、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び木城町防災計画については、機を失することなく必要な

修正を行うものとする。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強い町土づくり、まちづくり

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の周知及び災害情報の伝達方法に関する事</li> <li>・浸水想定区域内の要配慮者施設等の指定に関する事</li> <li>・土砂災害警戒区域の周知及び災害情報の伝達方法に関する事</li> <li>・災害危険箇所の調査・周知に関する事</li> <li>・緊急避難場所等の確保に関する事</li> <li>・地盤災害の防止に関する事</li> <li>・防災基盤・設備等の緊急配備に関する事</li> </ul>
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山・ため池等の整備と管理に関する事</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物・重要施設の安全性確保及び耐震性強化に関する事</li> <li>・防災空間の確保、地域再開発等の推進に関する事</li> <li>・建築物の液状化対策、不燃化の促進に関する事</li> <li>・河川・砂防・道路整備と管理に関する事</li> <li>・上下水道施設の整備に関する事</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域の指定に関する事</li> <li>・給水拠点等の整備に関する事</li> <li>・高圧ガス大量貯蔵所の安全化に関する事</li> <li>・火薬類の予防対策に関する事</li> </ul>
	九州電力(株)高鍋配電事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の整備に関する事</li> </ul>
	西日本電信電話(株)宮崎支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信設備の整備に関する事</li> </ul>
	宮崎県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の整備に関する事</li> <li>・高圧ガス大量貯蔵所の安全化に関する事</li> </ul>
	東児湯消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等施設の安全確保に関する事</li> </ul>

#### 1. 風水害に強い町土の形成(県防引用)

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い町土の形成を図るものとする。

##### 1.1 治山事業

###### (1) 現況

県の森林面積は、590千ヘクタールで県土面積の約76パーセントに及びその分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

県北部は、急峻な山岳地で河川は峡谷を成し、地質は第三紀の四万十累層群に属する砂岩、泥岩等からなり、一部第四紀古生層、阿蘇火砕流が介在している。また、県南部は、大部分がシラス、ボラ等の火山堆積物からなる特殊土壌地帯であり、県内全域において山腹崩壊等が発生し易い地形地質となっている。

さらに、国土開発、都市化の進展により国土の高密な利用、開発が山地山麓部に進行し、山地に起因する災害が多発する傾向にある。このため、新生崩壊地、既崩壊地、地すべり地域や山地災害危険地区等の早期復旧及び予防対策は、極めて重要な課題となっている。

保安林の整備については、森林法に基づいて策定された地域森林計画に即して、保安林の適正配備を進めるとともに、機能が低下している保安林については、特定保安林に指定し、所期の機能を確保するための措置を講じている。平成20年3月末現在の民有保安林は、4,493箇所、面積103,066ヘクタールである。

本町の地形、地質については「本編 第1章 第3節 2.1 地形・地質」参照のこと。

## (2) 計画

治山事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき、森林の健全性確保に必要な間伐、針広混交林等の育成複層林への誘導等を行う。また、森林施業に不可欠な路網の整備を実施し、国土強靱化の基本理念に立ち、災害に強い森林づくりを推進する。

## 1.2 治水事業

### (1) 現況

県の河川は、河川法（昭和40年4月1日より施行）の適用を受ける河川が、一級河川5水系 239河川 1,511.7キロメートル、二級河川53水系 237河川 1,284.051キロメートル、準用河川20水系 102河川 164.632キロメートルとなっている（平成25年11月1日現在）。

これらの河川は、山地が県面積の76パーセントを占める地形的条件のため急流河川であり、年間降水量が2,000～3,000ミリという気象条件とあいまって、その洪水時の流量は著しく大きく、過去に幾多の災害を惹起してきたところである。また、近年においては、都市部における開発の進展に伴い都市河川の改修の必要性も高まっている。

このような状況に対処するため、社会資本整備重点整備計画に基づき大淀川、五ヶ瀬川、小丸川、川内川の直轄管理区間については、国土交通省直轄事業として改修が進められているところであり、一方、県ではその他の河川について、河川改修、災害復旧など総合的な治水事業の促進に取り組んでいるところである。

しかし、県管理区間河川における整備率はいまだ低い状況であり、さらに整備促進を図る必要がある。



(2) 計画

現在進行中である河川の改修の早期完成を目指すことはもちろん、災害復旧においても早期復旧と再度災害を防止するための改良及び復旧の促進を図ることとしている。さらに、新たな課題である河川環境の整備や都市河川対策についても、十分に配慮し、社会資本整備重点計画に基づいて治水施設の整備及び水資源開発を国土交通省直轄事業との調整を図りながら、計画的に推進し治水事業の推進を図る。

### 1.3 砂防事業

(1) 現況

砂防事業は、昭和7年から荒廃した上流山地の土砂生産の抑止抑制と溪流土砂の貯砂・調節によって下流河川の河道安定と下流部の被害の未然防止を目的として、砂防ダムや流路工等を整備している。

(2) 計画

国の社会資本整備重点計画に基づき、土石流危険溪流等の土砂流出のおそれのある溪流について計画的に整備を進め、砂防事業の推進を図る。

### 1.4 地すべり対策事業

(1) 現況

県の地すべり危険箇所は、主に県北では九州山地に、県南では南那珂山地に存する。その形態は崩壊性の地すべりに分類される。

破砕帯地すべりは、第三紀層地すべりのように降雨に関係なく緩慢な断続的移動をするものではなく、むしろ豪雨時に崩壊に近い地すべりを起こすものであり、その処置は非常に困難なものになっている。

また、第三紀層地すべりは、古来より長い年月にわたり移動している傾向がある。

(2) 計画

国土交通省所管においては、社会資本整備重点整備計画に基づき整備を進める。

林野庁所管においては、森林整備保全事業計画（平成26年度から平成30年度）に基づいて整備を進める。

農林振興局所管においては、7地区を地すべり防止区域に指定し、7地区が概成している。

### 1.5 急傾斜地崩壊対策事業

(1) 現況

急傾斜地・がけ崩れ危険箇所は、高千穂、延岡、日向等の県北山岳地域、日南、串間等の県南地方をはじめとして、県土全域に分布している。これら危険箇所の解消のため、緊急性・危険性の高い所から順次整備を実施してきている。

(2) 計画

国の社会資本整備重点整備計画に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

1.6 農地防災の推進

農業災害予防のための農地農業用施設の保全及び長期計画の推進等は、次によるものとする。

(1) 農地農業用施設の保全

① 農地保全整備事業

ア 農地侵食防止工事

(ア) 急傾斜対策

県は、地形的に急傾斜の農地が多い。これらの農地の土壌浸食を防止するための排水路、集水路、承水路等及びこれと併せて農道の新設又は改修事業を実施し、急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を整備する。

② ため池等整備事業

ア ため池整備工事

県下に所在するかんがい用ため池のうち設置年次が古いこと等により、堤体及びその施設が老朽化し、堤体の決壊により下流地域に洪水発生のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補強事業を実施している。

イ 土砂崩壊防止工事

農地農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、補強・整備に努める。

ウ 用排水施設整備工事

自然的、社会的状況の変化により、農地・農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある施設で、早急に整備を要する水路、樋門、頭首工等の改修事業を進めている。

エ 農業用河川工作物応急対策事業

治水上災害の危険がある農業用河川工作物について、緊急に補強、改修を行い、洪水による災害を未然に防止する。

③ 農村災害対策整備事業

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等の整備を行う。

また、特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復を図る。

④ 湛水防除事業

自然的・社会的条件の変化により、湛水被害を生じるようになった地区で、これを防止するために排水改良施設の整備を行う。

⑤ 防災ダム事業

洪水被害を防止するための洪水調節用ダムの新設又は改修を行う。

(2) 長期計画の推進等

平成23年度に策定された「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」の中で「災害に強い農業・農村づくりの推進」として下記のとおり定めている。

県は、地理的条件から台風や集中豪雨に見舞われやすく、県土のほとんどが風水害に弱い火山灰特殊土壌（シラス、赤ホヤ、ボラ等）に覆われているため、災害の発生しやすい自然条件にある。このため、災害の未然防止に努めてきたが、依然として毎年、農作物や農地、農業用施設に被害が生じ、農業経営に大きな影響を与えている。

一方、混住化が進む農村地域では、農地等の被害が、農地の保全や農業生産の安定のみならず、住民の安全や県土の保全に大きく影響を及ぼしかねない状況となっていることから、農地の侵食防止や農業用ため池、排水施設などの早急な整備・補修が重要な課題となっている。

そこで、自然災害による農地等の被害を未然に防止するため、農地保全・防災施設の整備を総合的に実施し、農業生産の維持や農業経営の安定を図るとともに、農地の多面的機能の維持保全を通じて、県土の保全や安全性を確保する必要がある。

① 農地防災施設の整備

ア 決壊のおそれがある農業用ため池や急傾斜地における農業用排水施設の整備促進による農業経営の安定及び住民生活の安全確保

イ 農地等の総合的な防災対策の推進による災害に強い農村づくり

② 災害防止活動

ア 地域住民参加による災害防止のための農業用施設の点検、補修活動の推進

2. 風水害に強いまちづくり（県防引用）

町は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保災害に強いまちづくりを推進する。

2.1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

(1) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 町は浸水想定区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る

ために必要な事項について定める。

- (3) 町長は、浸水想定区域、洪水予報等の伝達方法、避難施設及び避難路その他の避難経路に関する必要な事項などを住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布する。
- (4) 町は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者へ洪水予報等の伝達を、木城町役場担当課の電話連絡やコスモス通信等で行う。なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、以下の資料に示す。

#### **【資料 1-2-1-01 浸水想定区域内の要配慮者利用施設】**

- (5) これらの施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成（変更）し、町長に報告するものとする。またこの計画に基づき、訓練を実施したときは町長に報告するものとする。

### 2.2 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 県は、町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予報及び警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 町長は、土砂災害警戒区域、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設及び避難路その他の避難経路に関する必要な事項などを住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布する。
- (3) 町は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者へ土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達を、木城町役場担当課の電話連絡やコスモス通信等で行う。
- (4) これらの施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成（変更）し、町長に報告するものとする。またこの計画に基づき、訓練を実施したときは町長に報告するものとする。

### 2.3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

#### (1) 危険箇所の調査

町及び県は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておく。

#### **【資料 1-2-1-03 災害危険箇所点検巡回順位表（町指定）】**

#### **【資料 1-2-1-04 危険箇所図（町指定）】**

#### **【資料 1-2-1-05 土砂災害危険箇所数（県指定）】**

(2) 危険箇所

① 山地災害危険箇所等

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の実態を把握しておく。

② 土石流危険溪流等

土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、そのうち、治水上、防災のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

**【資料 1-2-1-06 土石流危険溪流（県指定）】**

③ 地すべり危険箇所等

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

**【資料 1-2-1-07 地すべり危険箇所（県指定）】**

**【資料 1-2-1-08 土石流危険溪流、地すべり危険箇所位置（県指定）】**

④ 急傾斜地崩壊危険箇所等

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等を調査・把握し、そのうち崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域について、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

**【資料 1-2-1-09 急傾斜地崩壊危険箇所（県指定）】**

**【資料 1-2-1-10 急傾斜地崩壊危険箇所位置（県指定）】**

**【資料 1-2-1-11 山地災害危険地区位置図（国有林）】**

⑤ 建築基準法に基づく災害危険区域

町及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定することができる。

町は、その区域内において災害時の安全対策上必要と認めた場合、建築に関する制限を条例で定めるものとする。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を推進する。（「2.4 建築物の安全性確保」に詳述）

⑥ 水防計画の重要水防箇所

水防管理者（町長）は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水

位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団（消防団）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

⑦ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止めの措置を行い、被害の未然防止に努める。

⑧ その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

① 災害危険箇所の点検体制の確立

町は高鍋土木事務所や児湯農林振興局、消防機関、警察等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

② 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 災害危険箇所の内容を住民に十分に認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 町独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

③ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を木城町防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付

ウ 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

2.4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次による。

(1) 防災建築の促進

① 小規模な木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築の建設を促進する。

② 公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

① 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行い、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

② 融資利用の促進

なだれ、地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると町長が認める地域内に居住している住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築又は建築基準法第9条又は第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者（第9条による場合は本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する住宅の新築又は改良については、その経費について、住宅金融公庫の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

③ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う住民に対しての事業を行う。

2.5 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3. 地域防災構造の強化（県防引用）

県の地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、各種施策を実施していく。

3.1 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備、地域の不燃化構造の推進等を図る。

(2) 防災通路や避難路となる道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(3) 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備

防災拠点や避難地となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(4) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な地域においては火災発生の危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(5) 河川施設の整備

災害時における避難路、避難地、緊急用河川敷道路及び防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して事業推進を図る。

### 3.2 緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 緊急避難場所の指定

町は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

県は、町が行う緊急避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

① 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

② 立地条件

災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

③ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合に、安全な構造であるほか、



このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

④ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと。

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

イ 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(3) 広域避難地の整備

町は、地震発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する火災から避難者の生命を保護するため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

県は、町が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

- ① 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2平方メートル以上を確保することを原則とする。
- ② 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- ③ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- ④ 地区分けをする際は自主公民館単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2キロメートル以内とする。

(4) 避難路の整備

地域の状況に応じ、原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

- ① なるべく付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 万一の場合に備え、代替路も選定しておくこと。

(5) 避難路の確保

町職員、警察官、東児湯消防組合その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

4. 建築物の安全化（県防引用）

県の地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重

要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していく。

#### 4.1 建築物の耐震性の強化

##### (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

###### ① 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。

###### ② 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会の開催を進める。これに併せて一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

###### ③ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

##### (2) 建築物の落下物対策の推進

###### ① 建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

ア 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

イ 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し修繕を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

###### ② ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ア 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

イ 住宅地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所等の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難地等に重点を置く。

ウ ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

エ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

#### 4.2 建築物の液状化対策

県の地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害も想定されている。建

建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、確認申請時に指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策（地盤改良工法）

「本編 第2章 第1節 5.5 液状化対策の推進」を参照のこと。

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

① 木造建築物

- ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- イ アンカーボルトの適正施工
- ウ 上部構造部分の剛性を持たせる。
- エ 荷重偏在となる建築計画を避ける。
- オ 屋根等の重量を軽くする。

② 鉄筋コンクリート造等建築物

- ア 支持杭基礎工法
- イ 地階を設ける方法
- ウ 面的に広がりのある建築計画とする。
- エ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める。

③ コンクリートブロック塀

- ア 法令等の技術基準を正しく履行する。
- イ 基礎を底盤幅の大きい逆 T 字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする。

#### 4.3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、当該地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

#### 4.4 重要施設等の耐震性強化

##### (1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

##### (2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進する。

##### (3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難行動要支援者が利用する建築物、危険物貯蔵施設及び倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### 4.5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

### 5. 地盤災害防止対策の推進（県防引用）

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。地形・地質及び多雨地域といった自然的条件から土砂災害の被害を受け易い本町では、災害危険度の高い場所についての確かな予防対策を実施して、住民の生命・財産の保全に努める。

#### 5.1 地盤情報の把握と周知

##### (1) 地盤情報のデータベース化

町域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

## 5.2 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法等に基づく適切かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

## 5.3 土砂災害防止対策の推進

(1) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域の指定があったときは、木城町防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 土砂災害危険箇所における対策工事の推進

土砂災害危険箇所の法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進する。

(3) 警戒体制の確立

危険区域に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を設置するとともに、情報ネットワークの整備を図る。

(4) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

## 5.4 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

① 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については原則として開発計画を認めない。

② 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

④ 液状化対策

宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

## 5.5 液状化対策の推進

### (1) 液状化現象の調査研究

大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していく。

### (2) 地盤改良工法等の普及

液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。災害予防対策としてこれらの工法の普及に努める。

それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

#### ① 地盤改良工法

ア 粒径にばらつきのある土地砂と入れ替える置替工法

イ 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法

ウ 押さえ盛土による盛土工法

エ 地盤凝固剤を注入する固化工法

オ 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

#### ② 構造物で対処する工法（道路施設、河川施設等）

ア 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

イ 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す工法等

## 6. 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理（県防引用）

県の被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

### 6.1 河川施設・ため池整備と管理

#### (1) 河川施設

##### ① 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び

準市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、橋梁の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

② 排水機場、頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

③ 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

(2) ため池

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成も進めていくものとする。

## 6.2 治山・砂防施設の整備と管理

### (1) 治山施設

#### 【県】

① 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域の指定を経て治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

② 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

### (2) 砂防施設

#### 【県】

① 砂防設備の整備

ア 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

イ 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

② 地すべり防止施設の整備

ア 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

**7. 道路等交通関係施設の整備と管理**

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。



## 7.1 町の道路状況

### 【資料 1-2-1-12 県道の現況】

#### 県道の現況

(単位:m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
東郷西都線	27,565.4	21,946.2	79.6	27,565.4	100.0
都農綾線	6,526.7	5,884.9	90.2	6,526.7	100.0
石河内高城高鍋線	12,732.9	8,710.3	68.4	12,732.9	100.0
小計(主要地方道)	46,825.0	36,541.4	78.0	46,825.0	100.0
木城高鍋線	2,168.1	2,168.1	100.0	2,168.1	100.0
木城西都線	3,497.8	2,979.9	85.2	3,497.8	100.0
小計(一般県道)	5,665.9	5,148.0	90.9	5,665.9	100.0
合計	52,490.9	41,689.4	79.4	52,490.9	100.0

資料:道路施設現況調査 平成25年4月1日

### 【資料 1-2-1-13 町道の現況】

#### 町道の現況

(単位:m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
1級町道 (5本)	19,039	18,921	99.4	19,039	100.0
2級町道 (8本)	11,308	11,308	100.0	11,308	100.0
その他町道 (167本)	144,005	90,972	63.2	124,771	86.6
合計 (180本)	174,352	121,201	69.5	155,118	88.7

資料:道路施設現況調査 平成25年4月1日

## 7.2 道路施設(県防引用)

### 【県、九州地方整備局、県道路公社】

#### (1) 道路施設の耐震性の向上

- ① 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- ② 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

#### (2) 道路ネットワークの確保

- ① 第1次緊急輸送道路については片側2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。
- ② また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。

- ③ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ④ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ⑤ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

### (3) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。

### (4) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

## 8. ライフライン施設の機能確保（県防引用）

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

### 8.1 水道施設の整備

町及び水道事業者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等について、「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書」により、積極的に対応する。また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進する。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の耐震化
- (4) 安全性の高い水道システムの構築
- (5) 給水の安全性の確保

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- (1) 広域相互応援体制の確保
- (2) 供給拠点の設定

- (3) 応援資機材等の情報収集
- (4) 水質検密体制の整備

## 8.2 下水道施設の整備

下水道は、施設の安全点検や安全性の確保には特に留意する。

最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い、対応を図るものとする。

## 8.3 ガス施設

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

## 8.4 電力施設の整備

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力株式会社（宮崎支店）等電気事業者の計画によるが、町もこれに協力する。特に、災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対してパンフレット、チラシ等による広報活動を行い予防に心がける。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに電気事業者に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

## 8.5 通信施設の整備

通信施設の災害予防措置については、西日本電信電話株式会社の計画によるが、町もこれに協力する。

### 【九州電力株式会社等電気事業者】

災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、安全性の向上に特に留意するものとする。

### 【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

- (1) 中継センターの分散
- (2) 中継伝送路の2ルート化（ループ化）
- (3) 防風対策等安全対策の推進
- (4) 耐震対策
- (5) 停電対策

- (6) 受付呼出（104・116・113・115）の分散化
- (7) 地中化の推進
- (8) 建物に関する防火対策

## 9. 危険物等施設の安全確保（県防引用）

地震による被害を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、東児湯消防組合等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

### 9.1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行により、防災意識の高揚を図る。

#### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

#### (2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

#### (3) 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等について、県並びに施設管理者との連携に立って、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

### **【資料 1-2-1-14 町内の危険物施設】**

## 9.2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

### **【県、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】**

#### (1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

##### ① 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

##### ② 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

##### ③ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

##### ④ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

### **【県及び火薬類取扱施設管理者】**

#### (2) 火薬類の予防対策

##### ① 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

##### ② 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。
- ウ 保安検査を実施する。(年1回以上)

③ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

### 9.3 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、毒劇物の保管管理の監視指導を徹底するとともに、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

## 10. 防災基盤・施設等の緊急整備（県防引用）

### 10.1 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

(1) 事業の趣旨等

地震防災対策を計画的に推進するため、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成28年度を初年度とした第五次地震防災緊急事業五箇年計画を作成した。

これら計画の推進に当たっては、県との協議が行われ、町が実施する事業については県の指導のもとに整備を進める。

### 10.2 緊急防災基盤整備事業の推進

(1) 大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化及び防災基盤の整備などを推進する。

① 公共施設等の耐震改修

- ア 木城町防災計画上の避難地とされている公共施設、公用施設
- イ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋、信号等の交通安全施設等を含む）等
- ウ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

② 今後、木城町防災計画に基づき重点的に推進すべき防災基盤整備

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達体制、避難誘導體制、自主避難体制の整備に関する事。</li> <li>・避難計画、避難基準の作成に関する事。</li> <li>・コスモス通信等による連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・水防計画等の整備に関する事。</li> <li>・浸水想定区域内の要配慮者施設における計画作成に関する事。</li> <li>・情報の収集・連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・活動体制の整備、防災関係機関との連携強化に関する事。</li> <li>・消防力及び消防水利の充実強化に関する事。</li> <li>・緊急車両の届け出等に関する事。</li> <li>・避難収容体制の整備に関する事。</li> <li>・物資等の備蓄計画、調達・供給体制の整備に関する事。</li> <li>・事業所及び住民における物資等の備蓄指導に関する事。</li> <li>・被災者等への的確な情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・防災訓練の実施に関する事。</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防計画等の整備に関する事。</li> <li>・二次災害防止体制の整備に関する事。</li> </ul>
	総務財政課 (特：物資班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両の届け出等に関する事。</li> <li>・情報通信システムの復旧対策のための計画に関する事。</li> </ul>
	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に対する防災対策の充実に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者の救護及び個別避難計画の作成に関する事。</li> </ul>
	各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備に関する事。</li> <li>・災害復旧・復興への備えに関する事。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・災害医療体制の整備に関する事。</li> <li>・緊急輸送体制の整備に関する事。</li> </ul>
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の防災体制に関する事。</li> </ul>
	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における要配慮者の把握に関する事。</li> <li>・初期消火及び救出・救助の向上に関する事。</li> <li>・防災訓練の実施に関する事。</li> </ul>
	東児湯消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・救助及び消火活動体制の整備に関する事。</li> <li>・消防無線整備の推進に関する事。</li> </ul>

## 1. 災害発生直前における体制の整備（県防引用）

### 1.1 警報等の伝達体制の整備

町は、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にして、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するために、あらかじめ広報要領を定めておく。

### 1.2 避難誘導体制の整備

風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備しておく。ここに記載した避難誘導体制の整備については、「本編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるほか、本節の定めるところによる。

#### (1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

過去の風水害の履歴や災害危険区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

#### (2) 避難計画の作成

関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容による避難計画の作成に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

##### ① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

##### ② 住民への情報伝達方法

無線放送（コスモス通信）、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

##### ③ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等、安全性と利便性に十分配慮して定める。

##### ④ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

#### (3) 要配慮者対策

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。



#### (4) 避難の勧告、指示の基準の明確化

町長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の3段階に分け避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりに努める。

一般的な基準は以下のとおりである。

##### ① 避難準備の呼びかけ

ア 次の警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。

(大雨警報、洪水警報)

イ 小丸大橋水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の水位観測所(高城橋)の河川水位が上昇しているとき。

ウ 大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土砂雨量指数基準を超過したとき。

エ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

##### ② 避難の勧告

ア 小丸大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

##### ③ 避難の指示

ア 河川から水が溢れる等、被害の危険が目前に切迫しているとき。

イ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき。

避難判断準備情報等については、以下の資料参照のこと。

**【資料 1-3-9-04 判断基準(風水害)】**

**【資料 1-3-9-05 判断基準(土砂災害)】**

#### (5) 避難所・避難路の安全確保

避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難所の開設・運営については、「本編 第3章 第9節 避難所の開設・運営」参照、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

#### (6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

① コスモス通信、電話等を通じ伝達する。

② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

③ サイレン及び鐘をもって伝達する。

- ④ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑤ テレビ、ラジオ（親子ラジオを含む）等の利用により伝達する。

#### (7) 自主避難体制の整備

住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう日常的に徹底を図る。

### 1.3 災害未然防止活動体制の整備

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を図っておく。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

#### (3) 水防施設等の整備

##### ① 水防倉庫

ア 町は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておく。

イ 水防倉庫既設箇所及び水防資機材の状況は町水防計画で定める。

##### ② 資材及び機材

ア 町における水防倉庫及び資機材の現況は資料のとおりである。

#### **【資料 1-2-2-01 水防倉庫及び資器材の状況】**

### 1.4 水防計画等の整備

町は、水防計画作成の手引き（平成27年2月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室）に基づき水防計画を整備し、その所管する事項を実施する。

県は、水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県においても水防資材及び機材を備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用させるものとする。県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は県水防計画書によるものとする。

### 1.5 浸水想定区域内の要配慮者施設等による計画の作成

#### (1) 計画の作成

町は、木城町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管

理者が次の事項に関する計画を作成及び当該計画に基づく自衛防災組織を設置するよう推進する。

- ① 防災体制に関する事項
- ② 避難誘導に関する事項
- ③ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項防災教育・訓練に関する事項
- ④ 自衛水防組織の業務に関する事項

## (2) 計画等の報告

作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

## 2. 情報の収集・連絡体制の整備（県防引用）

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

### 2.1 通信施設の整備対策

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線、コスモス通信、災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備の整備を実施している。特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、次のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流発生危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険区域のある地区
- (6) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (7) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (8) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (9) その他、災害危険箇所のある地区

### 2.2 通信訓練、研修会の実施等

震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

### 2.3 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。
- (3) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備を図る。
- (4) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の整備、活用を図る。
- (5) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。

#### 2.4 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

#### 2.5 情報の分析整理

平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の周知を図る。

#### 2.6 データの共有

町は、県及び関係機関と連携し、気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータを相互に送受信し、共有する体制の整備を図る。

#### 【県】

- (1) 県総合情報ネットワークの充実と維持管理に努め、防災対策のより一層の推進を図るものとする。
- (2) 防災情報処理システムの機能充実を図り運用体制を確立するものとする。
- (3) 画像伝送システム及び防災行政無線や災害応急復旧用無線電話等、非常通信体制の整備充実を努めるものとする。

#### 2.7 県総合防災情報ネットワークの整備

災害発生時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、国や町、防災機関等を結ぶ「総合防災情報ネットワーク」を整備し、平成9年度から運用している。これらの設備が老朽化したことや防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため、最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステムを整備している。

#### 【資料 1-2-2-02 新総合防災情報ネットワーク】

#### 【資料 1-2-2-03 宮崎県防災情報システム】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

## 2.8 画像伝送システムの整備充実

総合情報ネットワークを通じて、防災ヘリからの災害現場画像情報を迅速に県及び市町村等で見ることができるシステムを構築している。また、県警ヘリからの映像及び国の河川等の監視カメラの映像も見ることができるように整備している。

## 2.9 防災行政無線の整備

「第2章 第2節 10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

## 2.10 非常通信体制の強化

県は、県総合情報ネットワークのほか、防災相互無線、災害応急復旧用無線電話、孤立防止用無線電話、携帯電話、自動車電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、電気等の事務又は事業を行う機関、その他の非常通信連絡会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信連絡会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

## 2.11 通信訓練、研修会の実施等

町及び県は、災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

## 3. 活動体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進する必要がある。

### 3.1 組織体制の整備

町は、木城町防災計画に基づき、防災関係機関との協力体制の整備を図る。

### 3.2 初動体制確立への整え（県防引用）

#### (1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするるとともに、職員初動マニュアル等を作成し、その周知徹底を図る。

#### (2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等について、事前に検討しておく。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、各課は携帯電話の利用等を検討しておく。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせで行う。

① 訓練の目的

- ア 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- イ 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- ウ 災害警戒本部等実働部門の訓練
- エ 災害対策本部設置（機器の設置及び職員参集）訓練
- オ 救助関係機関合同訓練

② 訓練の時期

- ア 平日の早朝
- イ 木曜・金曜の夜間
- ウ 休祭日の昼間
- エ 勤務時間内

③ 訓練の内容

- ア 緊急動員訓練
- イ 緊急伝達訓練
- ウ 総合指揮本部・現地本部訓練
- エ 機器の設置訓練
- オ 機器取扱い習熟訓練
- カ 総合防災訓練

(5) 職員初動マニュアルの作成

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう職員初動マニュアルを作成し、各職場での研修、訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

なお、組織の改編や人事異動、木城町防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日ごろから職員指導を徹底する。

### 3.3 災害対策中継拠点施設の整備

災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

### 3.4 航空消防防災体制の整備（県防引用）

県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

### 3.5 広域応援体制等の整備充実（県防引用）

#### (1) 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備

平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

#### (2) 自衛隊との連携体制の整備

町は、大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊と防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう相互の情報連絡体制の充実に努める。

### 3.6 緊急時ヘリポートの確保（県防引用）

#### (1) ヘリポートの選定

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリポートを選定しておく。その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリポートとして優先的に使用する箇所を選定しておく。

資料「緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件、要件 A 及び B」に基づき最低 2 か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、市においては 2 箇所、町村においては 1 か所選定しておくものとする。

#### 【要件 A】

##### ① 離着陸のための必要最小限度の地積

ア 45メートル×45メートルの地積は無障害地帯であること（下図参照）。

イ 進入平面より上に障害物のないこと。

**【資料 1-2-2-04 離着陸のための必要最小限度の地積】**

② 地表面等の状況

- ア 地表面は、堅固であること。(コンクリート、芝生は最適)
- イ 十分に平坦であること。
- ウ 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5パーセントであること。
- エ 四囲にあまり障害物のないこと。
- オ 車両の進入路のあること。

**【要件 B】**

① 林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

ア 地積

最低 10,000 平方メートル (100×100) 平方メートルの広さを有し、平坦であること。

(地積はできれば 15,000 平方メートル以上が望ましい。)

イ 水利

- a. 近くに水源があること。
- b. 水源は、最低 100 トンはあること。
- c. 1 立法メートル毎分以上の取水が可能であること。

ウ 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。

(10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

**【資料 1-2-2-05 参考 (CH47 ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積)】**

(2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県あるいは自衛隊などヘリコプター保有機関が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

3.7 アクセス整備 (県防引用)

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や木城町防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。



#### 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備

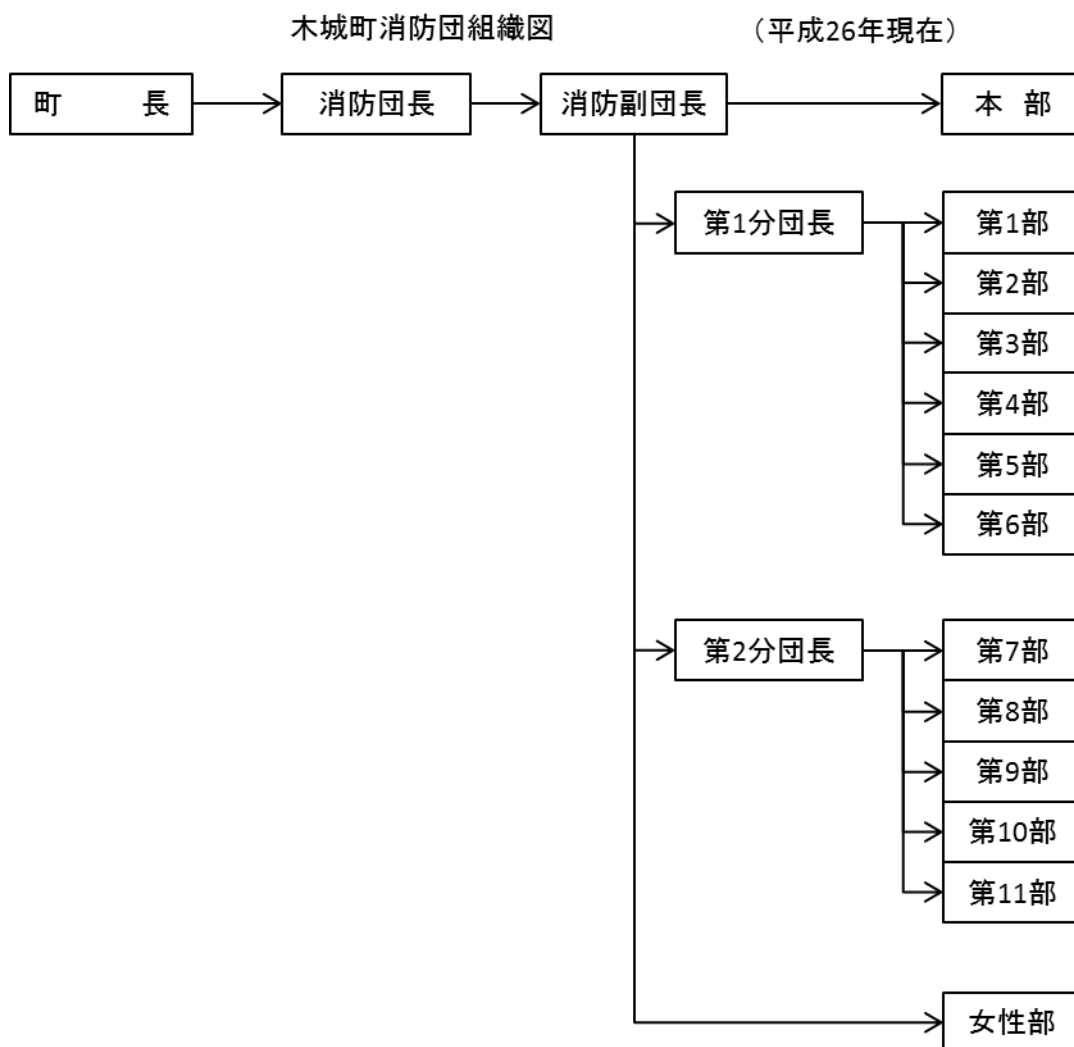
大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

##### 4.1 消防力の充実強化

###### (1) 組織及び消防力

組織及び消防力の状況は、以下のとおりである。

#### 【資料 1-2-2-06 木城町消防団組織図】



**【資料 1-2-2-07 木城町消防団現有消防力（台数）】**

木城町消防団現有消防力（台数）

区 分	本部	1部	2部	3部	4部	5部	6部	7部	8部	9部	10部	11部
水槽付き消防自動車	1											
消防ポンプ自動車			1									
小型動力ポンプ付積載車		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1

**4.2 耐震性消防水利の充実**

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川、ため池等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

**【資料 1-2-2-08 消防水利（現有）】**

消防水利（現有）（平成30年3月）

区 分		数 量
防火水槽	公 設	20 ~ 40 m <sup>3</sup> 未 満
		40 ~ 60 m <sup>3</sup> 未 満
		60 ~ 100m <sup>3</sup> 未 満
消 火 栓	公 設	110
そ の 他	プ ール	9
	た め 池	1

**4.3 救急・救助体制の整備（県防引用）**

**(1) 救急活動体制の強化**

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防本部を中心に次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 医療機関との連携強化
- ⑥ 住民に対する応急手当法の普及啓発

## (2) 救助体制の整備

- ① 消防本部を中心に救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- ② 消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- ③ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

## (3) 救助機関の連携体制の強化

災害に際して、消防、警察及び自衛隊の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

今後、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

## 4.4 初期消火・救出・応急手当能力の向上（県防引用）

### (1) 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の要配慮者を把握しておく。とりわけ寝たきり高齢者、独居高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、防火及び避難等の指導を繰り返し行う。

### (2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### (3) 救出・応急手出能力の向上

#### ① 救出资機材の整備

町は、火災現場からの救出などに役立つ救出资機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、自主防災組織等が行う地域の取組を支援する。

#### ② 救助訓練

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を中心として行われる救助訓練の指導助言に当たる。

#### ③ 応急手当（AED）

地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を検討するものとする。

**【資料 1-2-2-09 自動体外式除細動器（AED）設置箇所リスト】**

（平成30年3月）

No.	設置場所	台数	No.	設置場所	台数
1	木城小学校	1	12	中之又総合福祉センター	1
2	木城中学校	1	13	川原公民館	1
3	福祉保健センター	1	14	石河内公民館	1
4	木城町体育館	1	15	出店コミュニティセンター	1
5	木城温泉館ゆらら	1	16	中椎木公民館	1
6	中八重緑地公園	1	17	中原公民館	1
7	木城町役場	1	18	比木公民館	1
8	めばえ保育園	1	19	町公民館	1
9	石河内活性化センター	1	20	木城えほん郷	1
10	高城児童館	1	21	木城世代間交流福祉館	1
11	ふれあいプラザ	1	22	木城地域ふれあい館 輝らら	2

**5. 医療救護体制の整備（県防引用）**

宮崎県地震・津波被害想定調査では、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、災害拠点病院の整備充実を図るなど、医療救護体制の整備を県などを通じて積極的に推進する。

また、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

**5.1 実施体制**

- (1) 被災者に対する医療救護は、町が行う。なお、町限りで実施困難なときは県に対して救護班の派遣を要請し、隣接市町村、その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮崎県支部が実施する。

**5.2 医療体制の整備**

**(1) 初期医療体制の整備**

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- ① 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- ② 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ③ 医療機関の協力により、救護班を編成する。
- ④ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- ⑤ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(2) 連絡体制の整備

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合のヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

(3) トリアージの訓練

救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、避難・患者受入れ・トリアージなどに係る研修・訓練を行う。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

### 5.3 後方搬送体制の整備

(1) 負傷者の後方搬送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) 透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者や在宅難病患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2から3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、近隣市町村への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

② 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

### 5.4 災害情報の収集・広域的連絡体制の整備

災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。

このため、DMAT及び災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関等とも連携した対応を行う。

なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備える。

#### 【県】

##### (1) 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

##### (2) 医薬品等の確保

医薬品等の備蓄体制及び輸血用血液製剤の確保体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 医療情報の確保

災害時における医療情報の確保の重要性にかんがみ、医療機関、消防組織等のネットワークによる通常時の救急医療情報システムに国及び隣接県等を加えた「広域災害・救急医療情報システム」が有効であるので、「宮崎県総合情報ネットワーク」との連携に配慮しながら同システムの導入について検討を行い、段階的な整備を図るものとする。

#### 【医療機関】

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置に必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努めるものとする。

【資料 1-2-2-10 災害拠点病院一覧】

災害拠点病院一覧

種 別	二次医療圏名	医 療 機 関 名
基幹災害医療センター	全 医 療 圏	県立宮崎病院
地域災害医療センター	宮 崎 県 北 部	県立延岡病院
	日 向 入 郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院 医療法人泉和会千代田病院 医療法人誠和会和田病院
	西 都 児 湯	地方独立行政法人西都児湯医療センター
	宮 崎 東 諸 県	宮崎市郡医師会病院
	西 諸 県	小林市立市民病院
	都 城 北 諸 県	都城市郡医師会病院
	日 南 串 間	県立日南病院

6. 緊急輸送体制の整備（県防引用）

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定されている。これらの被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両の調達体制を整備する。

## 6.1 交通確保体制の整備

### 【資料 1-2-2-11 交通規制の実施責任者及び整備方針】

交通規制の実施責任者及び整備方針

区分	実施責任者	範囲	整備方針
道路管理者	町長 (町道) 知事 (指定区域を除く国道及び県道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	(1)発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (2)交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 (3)交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 (4)規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

## 6.2 緊急輸送道路ネットワークの整備

### (1) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

### (2) 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震・津波の被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

#### ① 第1次緊急輸送道路

ア 主な都市間を結ぶ主要道路



イ 関係機関を結ぶ主要な道路

② 第2次緊急輸送道路

ア 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路

イ 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の計画図を以下に示す。

また、緊急輸送道路の指定は、道路の整備状況や防災拠点等の設置状況に応じ、定期的に見直すものとする。

**【資料 1-2-2-12 緊急輸送道路ネットワーク計画図】**

**【資料 1-2-2-13 防災拠点の一覧表】**

### 6.3 緊急通行車両の事前届出・確認

#### (1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

#### (2) 届出済証の受理と確認

- ① 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- ② 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

### 6.4 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

#### (1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

**【資料 1-2-2-14 町現有車両】**

#### (2) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合、宮崎県警察本部へ出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

#### (3) 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ確かな輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

## 6.5 輸送施設・集積拠点等の指定

### (1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

#### ① 緊急輸送道路の指定

#### 【資料 1-2-2-15 緊急輸送路線】

緊急輸送路線			
区分	路線名	避難路確保区間	延長(m)
県道	木城西都線	高城～牧之内	3,498
	都農綾線	高城～櫛野	6,527
	木城高鍋線	高城～田畑	2,168
	東郷西都線	中之又～石河内	27,565
	石河内高城高鍋線	石河内～下鶴	12,733
町道	田畑比木線	田畑～比木	3,380
	中川原田畑線	中川原～田畑	1,072
	中川原岩淵線	中川原～岩淵	2,107
	比木中原線	比木～中原	6,763
	出店比木線	出店～比木	1,812
	溜水田神線	田神～溜水	7,578
	岩淵堤線	岩淵地区	579
	田神線	田神上～田神下	3,681
	百合野似り線	百合野～似り	1,332
	川原谷内線	川原～谷内	4,021
	石河内本村上河内線	石河内本村～上河内	3,157
	春山線	春山～鳥子	7,414
	打越中之又線	中野菟木～塊所	2,852
	板谷1号線	板谷～塊所	4,414

#### ② ヘリポート等の指定

緊急時ヘリポートの指定については、「本編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」参照のこと。

### (2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。

#### 【資料 1-2-2-16 集積拠点】

施設名	所在地	電話
木城町役場	木城町大字高城1227-1	32-4725
木城町体育館	木城町椎木2146-1	32-2369

## 6.6 緊急輸送道路啓開体制の整備

### (1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

### (2) 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

### (3) 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

### (4) 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 7. 避難収容体制の整備（県防引用）

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行う。

### 7.1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

#### (1) 避難計画の策定

次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。

- ① 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- ② 避難場所（避難地及び避難所）の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 避難場所への経路及び誘導方法
- ④ 避難所（福祉避難所を含む）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 飲料水の供給
  - イ 炊き出しその他による食品の供給
  - ウ 被服寝具その他生活必需品の給与
  - エ 負傷者に対する応急救護
  - オ 要配慮者に対する介助等の対応

- ⑤ 避難所の管理に関する事項
  - ア 避難収容中の秩序保持
  - イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難者に対する各種相談業務
- ⑥ 災害時における広報
  - ア コスモス通信
  - イ 広報車による周知
  - ウ 避難誘導員による現地広報
  - エ 住民組織を通じた広報

## (2) 避難対象地区の指定

宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、河川・ため池等の破堤による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

## 7.2 避難場所、避難路の確保

### (1) 避難所の指定

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難場所（避難地及び避難所）を指定する。避難所については次の事項を考慮して指定する。

- ① 避難所の指定に当たっては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。
- ② 避難所として指定する施設は、原則として耐火、鉄筋構造を備えた学校、福祉センター、体育館、交流センター等の公共施設や公民館等の集会施設とする。なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等と調整を図る。
- ③ 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図る。
  - ア 隣接する市町村の公共施設等の利用
  - イ 企業や個人が保有する施設等の利用
- ④ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

**【資料 1-2-2-17 避難地一覧表】**

**【資料 1-2-2-18 避難施設一覧表】**

(2) 避難路の確保

避難場所にいたる避難路を確保するため、従来の改良、舗装道路環境整備事業等に防災性を付与し、整備の推進を図る。また、沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずる。

**【資料 1-2-2-19 避難路一覧表】**

**【資料 1-2-2-20 地区拡大図－1】**

**【資料 1-2-2-21 地区拡大図－2】**

**【資料 1-2-2-22 地区拡大図－3】**

(3) 商店街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

### 7.3 避難場所等の広報と周知

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

(1) 避難所の広報

避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ① 避難所の名称
- ② 避難所の所在位置
- ③ 避難所への経路
- ④ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ① 平常時における避難のための知識
- ② 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ③ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇

所について巡回監視等に努める。

#### 7.4 避難所施設の安全性確保と設備の整備

##### (1) 避難所の安全性の確保

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進し、避難所に指定されている施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

##### (2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努める。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

#### 7.5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自力では住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

##### (1) 建設用地の選定

- ① あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておく。
- ② 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。
- ③ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とする。

##### (2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設する。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておく。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

- ① 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設できるよう整備しておく。
- ② 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等も検討しておく。

(7) 住宅の仕様等

单身や多人数世帯、要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とする。

8. 備蓄に対する基本的な考え方（県防引用）

宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。計画推進に当たっては次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

8.1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努める。なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

### (3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、要配慮者等に適した物資の供給に対応する。

## 8.2 防災拠点以外での備蓄

### (1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発する。

### (2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分相当の備蓄を検討する。

## 9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（県防引用）

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

### 9.1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

#### (1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

① 町は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。

イ 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者といった食事制限のある者に対応した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

ウ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

② 事業所、住民等の備蓄

#### (2) 応急給水・応急復旧体制の整備

① 避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫（水の缶



詰・ペットボトル等) 備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

② 応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

ア 初めの3日間	3リットル/人日
イ 7日間まで	20リットル/人日
ウ 14日間	100リットル/人日
エ 15日から28日まで	250リットル/人日
オ 29日間	通常通水

③ 各家庭及び住民に対して10リットル～20リットル入りのポリ容器を常備しておくように指導する。

### **【資料 1-2-2-23 簡易水道施設及び利用可能水源地等】**

## 9.2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

### (1) 供給体制の整備

必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

① 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

② 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

③ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

④ 生活必需品の例示

ア 寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

イ 外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

ウ 肌着

男女下着、子供下着等

エ 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

オ 食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

カ その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事務所及び住民が日常生活に必要となる前記(1)④に掲げる品目を備えるよう指導する。県は、町の食料及び生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、救助法の適用があった場合、必要に応じて生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（県防引用）

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、通信施設の復旧作業には最大で11日間を要すると予想されている。災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

10.1 防災行政無線等の整備

市町村が使用する防災行政無線には、次の3種類がある。

① 移動系無線

被害状況を把握するため、災害現場へ移動し町役場と災害現場との間で通信を行うシステム

② 同報系無線

災害情報等を町役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

③ 地域防災無線

町、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行うシステム

住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線等の整備を推進する。

10.2 消防無線整備の推進

町は、消防本部及び関係市町村と連携を図り、以下の消防無線の充実に努める。

- (1) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各市町村が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- (2) 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- (3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

10.3 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

#### 10.4 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、町（災害対策本部）等からの報道要請等の方法について定めておく。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

##### (1) 広報窓口の明確化

取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとる。

##### (2) 放送要請の事前確認

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

#### 10.5 被災者からの問い合わせに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対して的確な情報を提供できるよう次の体制を整えておく。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・FAXを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

#### 11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備（県防引用）

近年の災害では、要配慮者の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努める。

##### 11.1 社会福祉施設等の防災体制の充実

町は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と防災関係機関、団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

**【社会福祉施設管理者】**

施設等管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

**(1) 防災組織体制の整備**

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

**(2) 緊急応援連絡体制の整備**

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努める。また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

**(3) 施設の耐震性等の確保**

震災時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

**(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄**

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

**(5) 防災教育、防災訓練の実施**

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、東児湯消防組合、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

**(6) 県、町への協力**

町又は県が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

**11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備**

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

- ① 町は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、該当者を把握するため、関係部局で把握している情報を收拾するよう努める。

ア 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次の要件のいずれかに該当するものうち生活の基盤が自宅にある者とする。

- (ア) 身体障害者手帳を所持する者のうち、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び呼吸器機能障害の1級又は2級にあたる者。
- (イ) 療育手帳Aを所持する者。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者。
- (エ) 介護保険制度で要介護度3～5の認定を受けた者。
- (オ) 障害福祉サービス等を利用している難病患者
- (カ) 上記に準じる者として、町長が避難支援等の必要を認めた者。
- (キ) その他、登載を希望し、町長が避難支援等の必要を認めた者。

イ 避難行動要支援者名簿に掲げる事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたっては、「木城町個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。避難支援等関係者は、次に掲げる団体及び個人又は、それらによって構成される団体とする。

- (ア) 東児湯消防組合
- (イ) 町消防団
- (ウ) 高鍋警察署
- (エ) 民生委員児童委員
- (オ) 町社会福祉協議会
- (カ) 公民館長
- (キ) 自主防災組織

(2) 避難等の伝達方法の整備

町は、避難準備情報等が要配慮者等を含む住民全員に確実に伝達されるよう、無線告知システム、広報車、ファクシミリ、消防団車両、携帯電話等メールサービスなど、複数の伝達手段の整備・充実及び地域における情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、町は、ハザードマップを作成し、要配慮者や避難支援者等を含む地域住民に配布、説明を行い、避難準備情報等の意味や留意点について周知徹底を図る。

(3) 避難所避難経路の把握

迅速に避難できる適切な避難所の場所及び安全に避難できる避難経路を事前に確認、注意点、障害物の有無について把握するものとする。

また、避難所、避難経路等に支障がある場合は、町へ直接又は避難支援者や協力機関等を通じて連絡・相談するものとする。

(4) 相互協力体制の整備

避難行動要支援者の自主防災組織、避難行動要支援者を対象とする関係機関などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(6) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、おむつ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておく。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努める。

### 11.3 外国人に対する防災対策の充実

#### (1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

#### (2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

#### (3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

##### ① 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）の外国人相談窓口の充実に協力し、災害時に対応できる体制づくりに努める。

##### ② 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

##### ③ 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

##### ④ 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

##### ⑤ 語学ボランティアの確保

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

### 11.4 二次災害防止体制の整備

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、地震・津波後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。町においては津波被害の想定はないが、地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

### 11.5 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、あらかじめ危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備する。

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

### 11.6 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する判定士の受入体制を整備する。

- (1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成する。
- (2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

### 11.7 宅地災害防止体制の整備

震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備する。

## 12. 防災関係機関の防災訓練の実施

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図る。

### 12.1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 町は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練には積極的に参加する。

### 12.2 防災訓練の種別

町が実施する訓練は以下のとおりとする。



【資料 1-2-2-24 防災訓練の種別】

訓練の種別	時期	内容	参加機関
総合防災訓練	臨機	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練(医療、救護、給水、給食訓練も含む。)	防災関係機関(住民を含む。)
広域消防訓練	臨機	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町村消防職団員
通信連絡訓練	臨機	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達	県、県警、町、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	臨機	災害関係課、災害担当者の非常招集	町
水防訓練	夏	各種水防工法の実施訓練	町、水防団(消防団)
避難訓練	臨機	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所

12.3 訓練の時期、場所等

- (1) 訓練の種類により、最も訓練効果のある時期、場所を選んで実施する。なお、家屋の密集している火災危険区域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。
- (2) 町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

12.4 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、店舗その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。また、地域で行われる防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機

関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等、災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

(4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における防災訓練の実施

木城町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画に基づき、避難誘導等の防災訓練を実施するものとする。

### 13. 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

#### 13.1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民票、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能なように、体制の整備を行う必要がある。

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

#### 13.2 住民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民・消防団・職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織等の育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

そこで、住民・消防団・職員の防災知識のスキルアップのため、防災士の資格取得を推進する。

### 13.3 災害対策基金等の積立と管理

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

※宮崎県の取組、宮崎県財政調整積立金条例（昭和36年宮崎県条例第6号）

#### (1) 災害救助基金

##### ① 積立

② 救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

ア 銀行への預金

イ 債権の買入

ウ 物資の備蓄

##### ③ 積立額

災害救助基金の各年度における最小額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

#### (2) 財政調整積立金

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、宮崎県財政調整積立金条例（昭和36年宮崎県条例第6号）を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は以下のとおりである。

##### ① 積立額

ア 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予算で定める。

イ 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

##### ② 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

##### ③ 処分

次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

ア 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

イ 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

ウ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

エ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

### 13.4 防災資機材等の備蓄（県防引用）

#### (1) 救助物資の備蓄

県における救助物資の現況及び整備は、次によるものとする。

##### ① 現況

###### ア 備蓄場所

宮崎市別府町 3	日本赤十字社宮崎県支部倉庫
宮崎市大字郡司分 210	消防学校倉庫
宮崎市大字熊野 1443-12	県総合運動公園倉庫
都城市北原町 24-21	都城総合庁舎倉庫
延岡市愛宕町 2-2323	延岡総合庁舎倉庫
日南市中央通 1-2	日南市福祉総合センター
小林市大字細野 367-2	小林総合庁舎倉庫
西臼杵郡高千穂町大字三田井 22	西臼杵支庁倉庫

###### イ 備蓄状況

県における救助物資の備蓄品は、毛布、コンパクト肌着、缶詰等である。

##### ② 整備

災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補充を行うものとする。

#### (2) 水防倉庫及び水防資機材

- ① 水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- ② 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。
- ③ 水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうするため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。

県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

#### (3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、西都児湯森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

### 第3節 住民の防災活動の促進

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育、防災知識の普及、向上に関する事。</li> <li>・自主防災組織の育成に関する事。</li> <li>・事業所の防災活動の推進に関する事。</li> <li>・地域安全活動ボランティアの体制に関する事。</li> <li>・地区防災計画の策定に関する事。</li> <li>・災害教訓の伝承に関する事。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域安全活動ボランティアの体制に関する事。</li> <li>・災害教訓の伝承に関する事。</li> </ul>
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア環境整備に関する事。</li> </ul>
	日本赤十字社宮崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字防災ボランティア活動体制の整備に関する事。</li> </ul>

#### 1. 防災知識の普及

大規模地震は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため、自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

##### 1.1 一般住民に対する防災知識の普及（県防引用）

###### (1) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

###### (2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

###### ① 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、県庁ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実を図る。

###### ② その他のメディアの活用

ア SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用

イ テレビ・ラジオ局の活用

- ウ 普及啓発用映像の制作、貸出
- エ インターネットの活用
- オ 地震体験車等の教育設備の貸出

### (3) 普及活動の実施

5月第4日曜日の「宮崎県防災の日」、8月30日から9月5日の「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」及び1月15日から21日の「防災とボランティア週間」において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

### (4) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

## 1.2 児童生徒等に対する防災教育（県防引用）

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努める。

### (1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校及び中等教育学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材、防災パンフレット、自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

### (2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

### 1.3 防災要員に対する教育（県防引用）

#### (1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

##### ① 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

##### ② 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

#### (2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図るものとする。

① 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

② 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

③ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

④ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

### 1.4 観光客等への広報（県防引用）

現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

### 1.5 相談窓口の設置（県防引用）

住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

## 2. 自主防災組織等の育成強化

大規模な地震災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、町、県及びその各市町村は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、住民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、住民は防災活動の参加に努める。

### 2.1 活動カバー率の向上と活動支援（県防引用）

#### (1) 活動カバー率の向上

##### ① 自主防災組織の結成

既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行う。

また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図る。

##### ② 普及啓発活動の実施

町、県及びその各市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

##### ③ 自主防災組織の活動内容

#### [平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

#### [発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

#### (2) 自主防災組織への活動支援

町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。資機材の整備については、市町村は、国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。



**【資料 1-2-3-01 自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例】**

情報連絡用	:	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	:	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	:	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出救護用	:	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	:	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	:	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用	:	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの育成

町及び県、その他市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮するものとする。

## 2.2 訓練の実施による災害対応力の強化

自主防災組織等は、「第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

## 2.3 事業所防災活動の推進（県防引用）

### (1) 事業所の防災活動の推進

その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備する。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、県は企業に係る事業継続計画（BCP）策定支援を行うため、策定に係る研修会の開催や専

専門家による策定支援を行うとともに、それにより策定された事業継続計画（BCP）を活用し、普及啓発に努めるものとする。さらに、企業のトップから一般職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## (2) 協力体制の整備

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー等）の責務として、災害時における事業活動の継続実施、町が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

## 3. ボランティアの環境整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性をかんがみ、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 3.1 活動促進のための体制づくり（県防引用）

#### (1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

##### 【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

県・町社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの「受入れ窓口」を設置するとともに、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備し、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

#### (2) ボランティアの「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

##### 【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、町社会福祉協議会とともに、「受入れ窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、地域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

#### (3) コーディネートシステムの構築

##### 【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

県・町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化

して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、おおむね以下のとおりとする。

① 町社会福祉協議会における業務

- ア 被災者のニーズ調査
- イ 被災者やボランティアからの相談受付
- ウ 要配慮者への支援
  - (ア) ボランティア活動希望者の派遣
  - (イ) ボランティア活動プログラムの策定と提供
  - (ウ) ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- エ 被災者やボランティアに対する情報提供
- オ 各関係機関・団体との連絡・調整

② 県社会福祉協議会における業務

- ア 現地本部の支援
  - (ア) 全国からのボランティアの登録と派遣
  - (イ) 全国からの支援の受入れと被災者への提供
  - (ウ) ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- イ 県内外への情報提供
- ウ 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等

① ボランティアコーディネーターの養成

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から町社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

② ボランティアリーダー等の養成と組織化

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

③ ボランティア研修の実施

【県社会福祉協議会・町社会福祉協議会】

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

④ ボランティアの登録

【町社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備

① ボランティア活動の普及・啓発

【県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

② ボランティアの活動拠点等の整備

【県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

県・町社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

④ ボランティアコーディネーターの配置

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

県・町社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

⑤ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

県・町社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

3.2 赤十字防災ボランティア活動体制整備（県防引用）

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急

救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

- ① 赤十字奉仕団員
- ② 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、あらかじめ地方支部又は所在地の地区分区において登録をした個人又は団体。
- ③ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、地方支部又は所在地の地区分区において適任と認め、登録をした個人又は団体。

## (2) 赤十字防災ボランティアの養成

### ① 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

### ② 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

### ③ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

## 3.3 地域安全活動ボランティアの体制整備（県防引用）

### (1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあつては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・町社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

### (2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、町の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

## 3.4 宮崎県ボランティア基金の活用（県防引用）

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・町社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進したり、ボランティア保険への加入助成など、住民が安心して活動に参加するための基盤整備を進める。

#### 4. 地区防災計画の策定（県防引用）

町域内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定める。

#### 5. 災害教訓の伝承（県防引用）

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第4節 風水害に関する調査・研究の推進

担当する機関		項目
町	総務財政課	・風水害の調査・研究・情報収集及び体制の整備に関すること。

### 1. 調査・研究の推進（県防引用）

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

### 2. 調査・研究体制の整備（県防引用）

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図る。

また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備する。

### 3. 調査・研究項目（県防引用）

以下の項目について調査・研究を実施するものとする。

- ① 災害の特性と傾向
- ② 危険地区の実態把握
- ③ 被害の想定
- ④ 災害情報システム（観測システムも含む）
- ⑤ 救助活動支援システム

## 第5節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成23年度から25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：情報班)	・町内データの累積に関すること。
関係機関	県	・地震被害予測システムの構築、地震観測施設等の整備に関すること。 ・活断層の調査研究に関すること。

### 1. 県内の活断層等の調査（県防引用）

国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

### 2. 震災対策に関する調査研究（県防引用）

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- ① 被害想定調査研究
- ② 地域危険度測定調査
- ③ 地盤の液状化に関する調査研究
- ④ 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ⑤ 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ⑥ 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ⑦ 避難に関する調査研究
- ⑧ 防災情報システムに関する調査研究
- ⑨ 地震時における交通確保に関する研究
- ⑩ 消防活動の充実強化に関する調査研究
- ⑪ 広域応援・受援に関する研究



(1) 地震被害予測システムの構築

県は、地震被害想定をコンピュータシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる地震後の早期地震被害予測への活用を図る。

(2) 地震観測施設等の整備

地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の混度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワーク・システムを整備している。

今後は、震災時の早期被害予測システム等の構築を目指し、防災対策のより一層の推進を図る。

## 第3章 災害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

### 第1節 警戒期の対応（水防計画）

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備・高齢者等避難開始等の発表に関する事</li> <li>こと。</li> <li>・異常現象の通報に関する事</li> <li>こと。</li> <li>・避難誘導の実施に関する事</li> <li>こと。</li> <li>・要配慮者等住民の情報伝達に関する事</li> <li>こと。</li> <li>・水防団の出動要請に関する事</li> <li>こと。</li> <li>・水防活動の実施に関する事</li> <li>こと。</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川災害危険地域での警戒活動・水防活動に関する</li> <li>事</li> <li>こと。</li> <li>・土砂災害危険地域での警戒活動・水防活動に関する</li> <li>事</li> <li>こと。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部の設置に関する事</li> <li>こと。</li> </ul>
	宮崎地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象・地象及び水象の予報、警報発表及び通報に関</li> <li>する事</li> <li>こと。</li> </ul>
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防警報の発表に関する事</li> <li>こと。</li> </ul>
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の招集及び警戒・水防活動に関する事</li> <li>こと。</li> </ul>
	九州電力(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位の変動監視及び門扉等の開閉に関する事</li> <li>こと。</li> </ul>

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	総務財政課	○避難準備情報等の伝達、異常現象の通報、避難誘導の実施 ○水防団の出動要請、水防活動の実施、状況報告				
	環境整備課	○危険箇所における警戒活動の実施 ○道路、河川堤防の巡視				
県		○水防本部の設置、水防業務の統括				
宮崎地方气象台		○注意報・警報の発表、伝達、解除				
国土交通省		○水防警報の発表、伝達、解除				
消防団		○団員の招集及び河川等の巡視、水防活動実施				
九州電力(株)		○ダム、水門等の操作実施				

1. 警報等の伝達

町は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行うものとする。

1.1 気象特別警報、注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式（県防引用）

気象特別警報、注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方气象台が行うものとする。

また、予想される気象現象が特に異常であり、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに、地方公共団体の迅速かつ的確な防災対応に資するため、特別警報を発表する。

(1) 宮崎地方气象台が発表する注意報、警報等の種類及び基準

宮崎地方气象台が発表する注意報、警報等に関する事は、以下のとおり。

**【資料 1-3-1-01 警報・注意報発表基準一覧表】**

**【資料 1-3-1-02 特別警報の発表基準】**

**【資料 1-3-1-03 市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説】**

**【資料 1-3-1-04 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧】**

- ① 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生ひん度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である
- ② 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注

意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

③ その他の気象情報

ア 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状態である場合に発表される。発表情報の有効期間は、発表の時間から1時間。気象状況が継続すれば、その時間毎に竜巻注意情報が発表される。注意報等のような解除通知はない。

イ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まっている状態である場合に発表される。都道府県の砂防部局と気象台が共同して発表するもので、市町村単位で発表（避難を必要とする土砂災害の危険性が認められない市町村は除く。）される。

(2) 木城町の細分区域図

町の細分区域に関することは以下のとおり。

**【資料 1-3-1-05 宮崎県の平坦地、平坦地以外の地図】**

**【資料 1-3-1-06 宮崎県の警報・注意報発表区域図】**

(3) 警報文及び注意報文の構成（かな漢字電文の形式）

① 発表日時・官署行

発表した日時（年月日時分）及び発表気象官署名を記述する。

② 見出し行

注意警戒文を記述する。見出し行の先頭には、「((」、末尾には「))」を付加する。  
重要な事項を注意警戒文として100文字以内で記述する。

③ お知らせ行

連絡する事項がある場合のみ、「お知らせ」に続いて記述する。

④ 標題行

担当するすべての二次細分区域のそれぞれについて、二次細分区域名、発表中の警報の種類名、発表中の注意報の種類名を記述する。

使用する二次細分区域名は、二次細分区域の名称で示すもののほかは、市町村の名称である。

ア 二次細分区域ごとに改行する。

イ 発表中の警報、あるいは注意報が無い場合は、種類名に代わり「なし」を記述する。

ウ 警報、注意報の種類名の表記では、末尾の「警報」、「注意報」を略す。

エ 発表中の警報、注意報の種類が複数の場合は「,」で区切って列記する。

オ 大雨警報の場合は、特に警戒すべき事項（「土砂災害」、「浸水害」、又は「土砂災害、浸水害」）を原則として種類名に付記する。

⑤ 訓練又は試験のための電文の取り扱い

訓練又は試験のための電文については、発表日時・官署行の前及び本文の末尾に、それを明示する行を挿入する。

(4) 警報・注意報の切替、解除等

① 以下の場合には警報・注意報の切替を行う。

ア 警報・注意報の種類を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。

イ 対象とする細分区域を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。

ウ 注意報から警報への変更、あるいはその逆を行う必要がある場合。

エ 警報・注意報を発表後、その内容（量的予想、期間等）が適切でなくなった場合で、警報・注意報の内容が現況と大きく異なるか、あるいは予想を大幅に修正する必要があると判断した場合。

オ 警報発表の可能性の有無にかかわる場合。

カ 大雨警報の特記事項のうち特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）に変更を行う必要がある場合。

② 解除について

現象が終了若しくは弱まり、警報・注意報を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除する。

(5) 府県気象情報

府県気象情報とは、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する情報である。

① 24時間程度先から1週間程度先までの予告的情報

24時間程度先から1週間程度先までを対象とする気象情報の必要があると判断されるときである。具体的には、以下のような場合である。

ア 雨、雪、風、波浪などの現象で警報基準を超える可能性がある場合

イ 社会的に大きな影響を与えるような顕著現象（広い範囲における雷、竜巻などの激しい突風、顕著な低温など）が発現する可能性がある場合

② 警報・注意報発表中の補完的情報

警報発表中に現象の予想に変化が生じた場合や特に警戒を呼びかける必要がある場合には補完的な府県気象情報を発表する。

(6) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、府県予報区において数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測若しくは解析した場合、さらに強く警戒を呼び掛けるために発表する。宮崎県の発表基準は、1時間雨量120ミリである。

**【資料 1-3-1-07 宮崎県記録的短時間大雨情報の例】**

宮崎県記録的短時間大雨情報 第1号  
平成〇年〇月〇日 02時00分 宮崎地方気象台発表  
02時宮崎県で記録的短時間大雨  
都城市付近で120ミリ以上

(7) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省又は知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

(8) 土砂災害警戒情報

基本法及び気象業務法に基づき大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、宮崎地方気象台と共同して市町村単位で発表する。

(9) 土砂災害緊急情報

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

**【国土交通省】**

- ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- イ 河道閉塞による湛水

**【県】**

- ア 地すべり

1.2 警報時の伝達組織及び伝達方法（県防引用）

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

（伝達系統）

**【資料 1-3-1-08 気象警報等の伝達系統図】**

(2) 伝達方法

① 伝達要領

- ア 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。
- イ 宮崎地方気象台から、アの警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。
- ウ 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。

エ 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

② 伝達の方法

ア 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象警報配信システムによるものとする。

イ 市町村における伝達要領

町は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するものとする。

(3) 注意報等

① 気象注意報

町は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

② 気象情報

町は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

③ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

**【資料 1-3-1-09 熱帯低気圧の分類等】**

**【資料 1-3-1-10 台風の進路予想図（例）】**

④ 実況部分

台風の中心位置、進行方向・速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、暴風域、強風域を表示。

⑤ 暴風警戒域

台風の中心が予報円内に進んだ場合に暴風域に入るおそれのある範囲で、実線で標示される。そのため、予想円に予想される暴風域の半径を加えた半径が通過する範囲を赤色の実線で表示。

⑥ 予報円

台風の中心が到達すると予想される範囲。予報した時刻に予報円内に台風の中心が入る確率は70パーセント。

(24時間予報までを表示する場合)	(72時間予報までを表示する場合)
6、12、18、24時間予報を表示	12、24、48、72時間予報を表示

⑦ 暴風域

平均風速で、おおむね25メートル毎秒以上の暴風が吹いているか、地形などの影響などがない場合に吹く可能性のある範囲を実線の円で表示。

ア 台風の動きが遅い場合には、12時間先の予報を省略することがある。また、暴風域や暴風警戒域のない台風の場合には、予報円と強風域のみの表示になる。

イ 日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近している時には、1時間ごとに現在の中心位置などを知らせる。同時に観測時刻の1時間後、さらに24時間先までの3時間刻みの中心位置なども知らせる。

ウ 市町村等をまとめた地域毎に「暴風域に入る確率」が発表される。

エ 下図に48時間先までの3時間毎の値の時系列を示している。値の増加が大きな時間帯に暴風域に入る可能性が高く、確率値の減少が大きな時間帯に暴風域から抜ける可能性が高くなる。

オ 確率の数値の大小よりも、むしろ変化傾向やピークの時間帯に注目する必要がある。

#### 【資料 1-3-1-11 暴風域に入る確率】

### 1.3 異常現象発見時における措置（県防引用）

災害の発生するおそれのある異常な現象（(7)に掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

#### (1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

#### (2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨をただちに町長に通報するものとする。

#### (3) 町長の通報

(1)及び(2)によって、異常現象を知った町長は、ただちに次の機関に通報又は連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを原則とする。

- ① 気象官署
- ② 異常現象によって災害の予想される隣接市町村
- ③ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- ④ その他の関係機関

#### (4) 県出先機関の通報

町長からの通報によって、異常現象を知った県出先機関は、ただちに本庁所管部課及び危機管理局に通報するものとする。

#### (5) 住民等に対する周知徹底

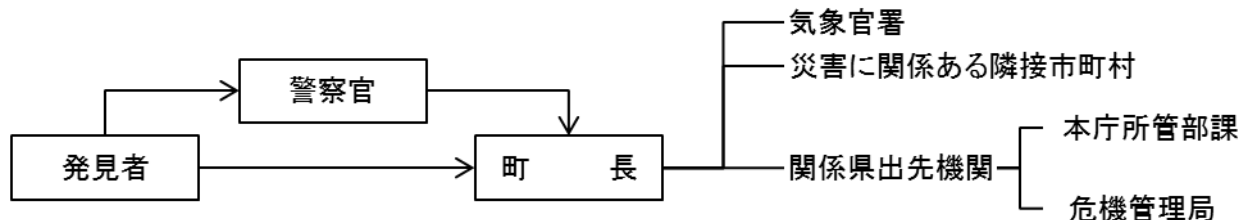
異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図るものとする。



(6) 異常現象通報系統

**【資料 1-3-1-12 異常現象通報系統】**

異常現象通報系統



(7) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

**【資料 1-3-1-13 異常現象】**

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	竜巻、強い降雹等

1.4 災害時の情報伝達

(1) 要配慮者への情報伝達

町は、無線告知システムや電話、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段で、要配慮者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。

特に視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

避難支援者及び自主防災組織（自治公民館）等は、町から避難準備情報等の防災情報の通知があった場合は、相互に連携して、要配慮者へ情報伝達を行うものとする。

(2) 避難支援者等への情報伝達

町は、電話、ファクシミリ、携帯電話メール等により、避難支援者や自主防災組織等に対し、災害情報、避難所情報等の伝達及び安否確認、避難誘導の要請等を行うものとする。

2. 避難誘導の実施（県防引用）

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告、避難指示（緊急）の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害

の発生に備えるものとする。

風水害時の避難誘導は、「本編 第3章 第9節 1. 避難誘導の実施」によるほか、次によるものとする。

## 2.1 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告、避難指示（緊急）の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施するものとする。

また、避難情報の発令基準については「本編 第3章 第9節 1. 1.2 避難勧告・指示」によるものとする。

## 2.2 避難対策の必要性の早期判断

町等は、避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

### (1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、警報発表以降、着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

### (2) 土砂災害のおそれのある箇所

町・消防本部その他は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

## 2.3 要避難状況の早期把握

町長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告、避難指示（緊急）の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

なお、避難を開始するための避難準備情報等の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において要配慮者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

## 2.4 早期自主避難の実施

町長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住

民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

## 2.5 屋外での待避等の安全確保措置の指示

状況によっては屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると町長が認める場合は、必要と求める地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示することができる。

## 3. 災害の未然防止対策（県防引用）

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

### 3.1 河川堤防等の巡視

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

### 3.2 ダム、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

### 3.3 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

### 3.4 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

## 4. 水防計画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

### 4.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体たる木城町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町内にかかる河川、洪水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 4.2 水防責任

水防の責任は、水防法により各々次のように規定されている。

#### (1) 水防管理団体の責任

その管理区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。

#### (2) 気象庁長官（宮崎地方気象台長）の責任

気象の状況により、洪水、津波又は高潮等のおそれがあると認められるとき、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれらを一般住民に周知させなければならない。また、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定した河川において、気象庁長官は国土交通大臣又は知事と共同で洪水予報を実施する。

#### (3) 国土交通大臣（九州地方整備局長）の責任

小丸川の国土交通大臣が管理する河川（以下「国管理河川」という。）のうち気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定したものについて、気象庁長官と共同で洪水予報を実施するとともに、国管理河川のうち水防警報河川及び水位周知河川に指定したものについて、水防警報等を行う。

#### (4) 量水標管理者の責任

量水標の水位が水防計画に定める水防団待機水位を越えるときは、その水位の状況を水

防本部及び関係者に通報しなければならない。

(5) 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

4.3 安全配慮

洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ① 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ② 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ③ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④ 水防管理者（町長）は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- ⑤ 水防管理者（町長）は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑥ 水防管理者（町長）は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑦ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

4.4 水防組織

水防団の組織及び事務分掌については、「本編 第3章 第2節 災害対策本部体制の確立」の災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

4.5 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

**【資料 1-3-1-14 重要水防箇所】**

4.6 小丸川水防警報

水防法第16条の規定により、国土交通省が行う小丸川の水防警報については以下のとおりである。

- (1) 水防警報実施区間  
左 岸：児湯郡木城町高城  
右 岸：児湯郡木城町比木

- (2) 基準地点  
小丸大橋観測所

- (3) 水防警報を発する基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

**【資料 1-3-1-15 水防警報の種類、内容及び発表基準】**

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

- (4) 水防警報の発報担当者及び受報者

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川のうち、町に係る河川の水防警報担当者、受報、連絡担当者及び連絡受理担当者は以下のとおりである。

**【資料 1-3-1-16 水防警報の発報担当者及び受報者】**

水系名	河川名	水防警報担当者	受報・連絡担当者 ( )を經由し、 水防管理者へ連絡	連絡受理担当者 (水防管理者)
小丸川	小丸川	国土交通省 宮崎河川国道事務所	宮崎県河川課長 (高鍋土木事務所長)	高鍋町長、木城町長

4.7 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号（水防第1信号）

警戒水位に達したことを知らせるもので、水防（消防）団幹部の出動を行い水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号（水防第2信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号（水防第3信号）

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

**【資料 1-3-1-17 水防信号】**

4.8 小丸川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省（宮崎河川国道事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）が共同して行う小丸川洪水予報は、次のとおりである。

(1) 洪水予報実施区間

左岸：宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原 4870 番の 4 地先から海まで

右岸：宮崎県児湯郡木城町大字椎木字山宮 1267 番地先から海まで

(2) 基準地点

小丸大橋観測所

(3) 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準は、以下のとおり。

**【資料 1-3-1-18 洪水予報の種類等と発表基準】**

**4.9 水防団（消防団）の出動**

水防管理者（町長）は、水防計画に従い、次に示す基準により出動準備又は出動の要請を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせる。

**(1) 出動準備**

次の場合、水防管理者（町長）は、水防団（消防団）に出動準備を要請する。

- ① 洪水予報が発せられたとき、又は県水防計画に定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあると予想される時。
- ② 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき、その他水防上必要と認められるとき。
- ③ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時。

**(2) 出動**

次の場合、水防管理者（町長）は、水防団（消防団）に出動を要請する。

- ① 水防計画に定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき及びため池、用排水路に水害発生のおそれがあるとき。
- ② 台風が県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- ③ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

**4.10 水防解除**

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

**(1) 県水防本部の組織**

知事は、法第10条の規定により気象庁長官（宮崎地方気象台長）から気象状況の通知を受けた場合において、洪水又は高潮等のおそれがあると認めたときは、そのときから洪水又は高潮等に対する危険がなくなるまでの間、次の機構による県水防本部を県庁・内（土木部河川課）に置き、水防業務の総括に当たるものとする。なお、水災に関して県災対本部が設置された場合は、災害対策本部の一環として、同時に水防本部が設置されたものとする。

**(2) 指定水防管理団体及びその管理地区**

- ① 指定水防管理団体は以下のとおりである。

宮崎市、都城市、延岡市、日向市、串間市、日南市、西都市、えびの市  
（北諸県郡） 三股町



（西諸県郡） 高原町

（東諸県郡） 国富町、綾町

（児湯郡） 木城町、高鍋町、新富町

（東臼杵郡） 門川町

合計 16 市町

② 管理区域

指定水防管理団体の管理区域は、当該管理団体の行政管轄区域内とする。ただし、隣接の水防の管理団体との協議により管理区域の特例を定めた場合においては、それに従う。

③ 水門、こう門、ダム等の管理者

気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。

水門、こう門、ダム等の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

## 第2節 災害対策本部体制の確立

担当する機関		項目
町	総務財政課	・町災対本部等の設置に関すること。
	各課	・職員参集、配備に関すること。
関係機関	その他関係機関	・災害対策本部の設置に関すること。 ・県災対本部への連絡員の派遣に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課	○災害対策本部等の設置					
	各課	○職員の参集及び配備体制の確立					
その他関係機関		○災害対策本部の設置 ○県災対本部への連絡員の派遣					

### 1. 町災対本部等の設置

災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 1.1 情報連絡本部の設置（A号配備）

次の場合は、町長を本部長とする情報連絡本部を設置し、関係職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 町で震度4の地震が発生したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

#### 1.2 災害警戒本部の設置（B号配備）

各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「町災対本部」設置前の段階として、各配備区分に応じた職員配備体制の強化を図る。

- ① 次の場合は、町長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

ア 大雨警報又は洪水警報発表時で、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。

- イ 町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- ウ その他町長が必要と認めたとき。

### 1.3 災害対策本部の設置（C号配備）

- ① 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。
  - ア 台風の直撃等の大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
  - イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。
  - ウ 救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
  - エ 町で震度6弱以上の地震が発生したとき。
  - オ その他災害対策本部長（町長）が必要と認めたとき。
- ② 災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき廃止する。
- ③ 本部を設置又は廃止したときは県（危機管理課）、関係機関、住民等に対し、次により通知公表する。

#### 【資料 1-3-2-01 本部を設置、又は廃止の際の通知公表】

通知又は公表先	担当課	通知又は公表の方法
各（対策）課	総務財政課	庁内放送、電話、その他迅速な方法防災行政無線
防災関係機関	総務財政課	災害対策支援システム、電話その他迅速な方法
一般住宅	総務財政課	電話及び広報車、コスモス通信

#### (1) 災害対策本部の組織

- ① 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には町長を、副本部長には副町長、消防団長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。
- ② 本部に別表で掲げる各課職員を置く。
- ③ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各課課長をもって構成する。
- ④ 本部に本部員を置く。

#### 【資料 1-3-2-02 木城町災害対策（水防）本部組織図】

- ⑤ 災害対策本部の部及び班の任務分担、事務分掌は以下のとおりとする。

#### 【資料 1-3-2-03 事務分掌】

1.4 職員の参集及び動員

(1) 配備体制

町は、災害の規模及び被害の程度等によって次の基準に基づき、3種の配備体制をとる。

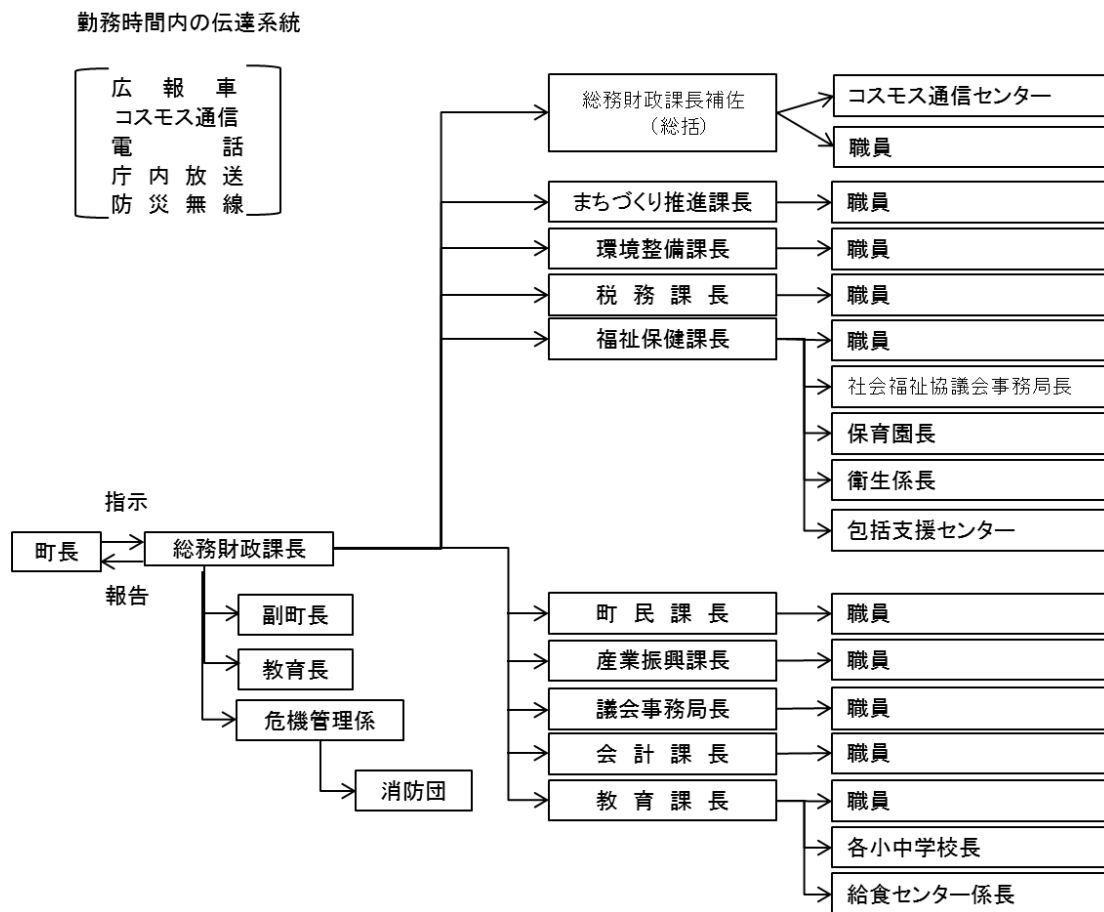
【資料 1-3-2-04 動員人員配備体制】

区 分	A号配備 (情報連絡本部設置)	B号配備 (災害警戒本部設置)	C号配備 (災害対策本部設置)
配備基準	○大雨・洪水警報が発令されたとき。 ○町で震度4の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたととき。	○大雨・洪水警報発令時で、被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたととき。	○台風が本町を直撃することが明らかなきとき。 ○台風の通過により本町が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想されるとき。 ○大雨。洪水警報発令時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○町で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたととき。
配備内容	各課の連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。	各課のおおむね半数の職員が配置につく。	各課の職員全員が配置につく。
課 名	動 員 員	動 員 員	動 員 員
総務財政課	総務財政課職員	総務財政課長 総務課長補佐 危機管理係長 危機管理係	全 員
まちづくり推進課	まちづくり推進課職員	まちづくり推進課長 まちづくり推進課長補佐	
税 務 課	税務課職員	税 務 課 長 税 務 課 長 補 佐	
会 計 課	会計課職員	会 計 課 長	
議会事務局	議会事務局職員	議 会 事 務 局 長	
福祉保健課	福祉保健課職員	福 祉 保 健 課 長 福 祉 保 健 課 長 補 佐	
町 民 課	町民課職員	町 民 課 長 町 民 課 長 補 佐	
産業振興課	産業振興課職員	産 業 振 興 課 長 産 業 振 興 課 長 補 佐	
環境整備課	環境整備課職員	環 境 整 備 課 長 環 境 整 備 課 長 補 佐 環 境 整 備 係 長	
教 育 課	教育課職員	教 育 課 長 学 校 教 育 係 長 社 会 教 育 係 長	

(2) 配備体制の伝達系統

① 勤務時間内の伝達系統

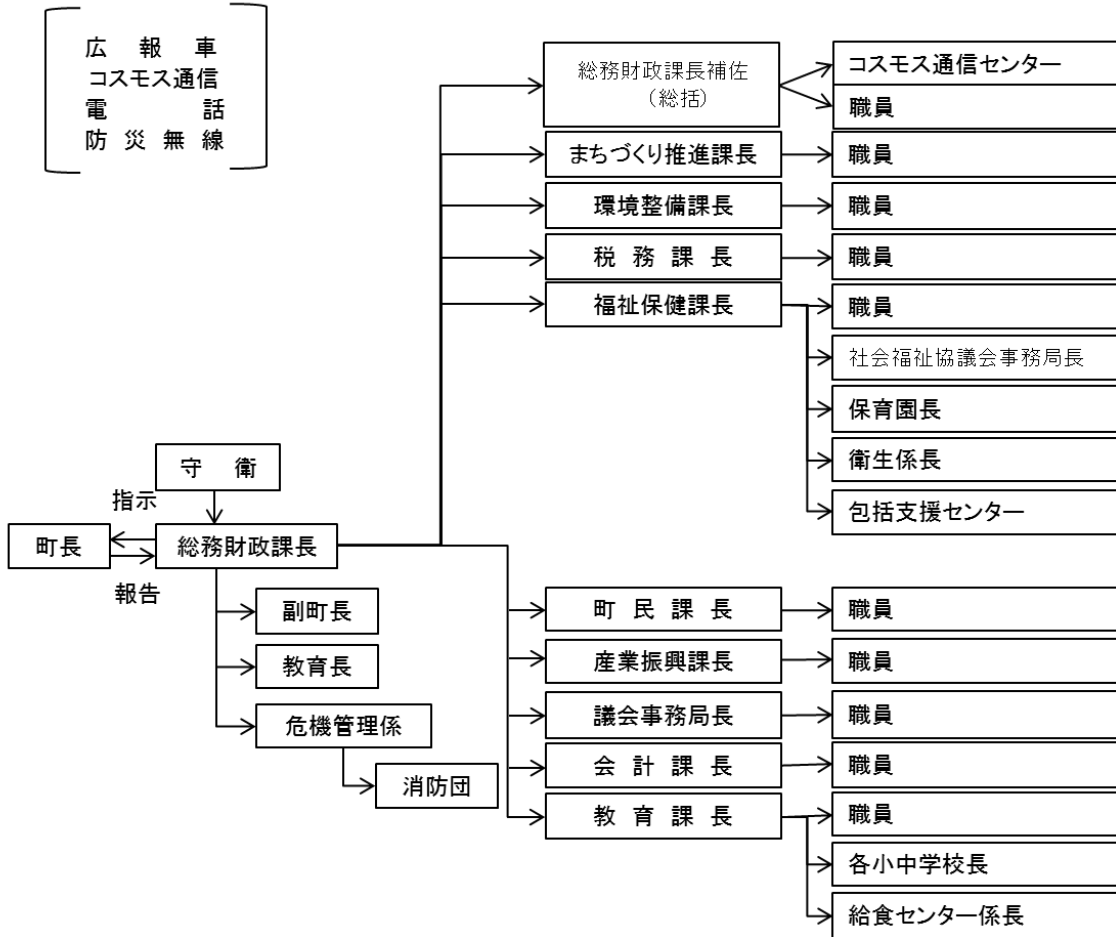
【資料 1-3-2-05 勤務時間内の伝達系統】



② 勤務時間外の伝達系統

【資料 1-3-2-06 勤務時間外の伝達系統】

勤務時間外の伝達系統



(3) 職員の動員

① 町長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び職員初動マニュアルに従い職員を動員する。

② 自主参集

ア 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される各種情報により状況を感知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

#### イ その他の職員の参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らしてC号配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集して所属長にその旨報告した上で、その指示に従う。

### 2. 防災関係機関の活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、町及び県が実施する応急対策に協力するものとする。

#### 2.1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### 2.2 県災対本部への連絡員の派遣

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

### 第3節 情報の収集・伝達

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：情報班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有に関する事。</li> <li>・コスモス通信等による連絡に関する事。</li> <li>・気象情報等の収集・伝達に関する事。</li> <li>・被害状況等の把握、報告に関する事。</li> <li>・連絡通信手段の確保に関する事。</li> </ul>
	まちづくり推進課 (特：情報班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への広報活動に関する事。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握に関する事。</li> <li>・現地調査班の派遣に関する事。</li> <li>・住民への広報活動に関する事。</li> </ul>
	宮崎地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報の発表及び通報に関する事。</li> <li>・住民への広報活動に関する事。</li> </ul>
	日本放送協会 (宮崎放送局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広報に関する事。</li> </ul>
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報等の収集、伝達等に関する事。</li> </ul>



<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	総務財政課 (特：情報班)	○気象情報の収集、伝達 ○連絡通信手段の確保、関係機関との情報共有 ○被害状況の集約、報告 ○災害に関する報道機関への発表及び資料提供				
	まちづくり推進課 (特：情報班)	○住民への広報活動				
県		○気象情報の収集、伝達 ○被害状況の集約、報告 ○報道機関への依頼発表及び資料提供 ○住民への広報活動				
宮崎地方气象台		○気象情報の発表、広報				
日本放送協会 (宮崎放送局)		○気象情報の収集、伝達 ○住民への広報活動				
その他関係機関		○気象情報の収集、伝達				

### 1. 災害情報の収集・連絡

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

リードタイムのある風水害の情報収集等については「本編 第3章 第1節 1.2 警報時の伝達組織及び伝達方法」を参照。

#### 1.1 地震情報等の連絡（県防引用）

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、町、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

##### (1) 情報の種類

- ① 津波警報・注意報      ② 津波情報      ③ 地震情報

##### (2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

① 地震情報の種類と内容

**【資料 1-3-3-01 地震情報の種類と内容】**

② 地震解説資料

宮崎地方気象台は、県内で震度4以上を観測した場合や津波予報区「宮崎県」に津波警報又は注意報を発表した場合、地震解説資料を作成して県及び防災関係機関に提供する。

過去に発生した地震状況、震央分布、地震活動経過図等の情報

(3) 地震情報の伝達

**【資料 1-3-3-02 地震情報の伝達】**

① 各機関の措置

ア 町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

イ 町長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

ウ 町長は、情報の伝達を受けたときは、木城町防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

**【その他の防災関係機関】**

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

また、何名もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、宮崎地方気象台、県（危機管理局）、その他の関係機関に通報しなければならない。

1.2 第1次情報等の収集（県防引用）

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

県災対本部及び地方支部は、地震発生後直ちに町並びに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

町、防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は

災害対策支援情報システム又は電話、FAX等により行う。

## (2) 現地調査班の派遣

県は災害による被害程度が相当のものと認められ、被災市町村が県への被害状況を報告できない場合を想定して県職員が情報収集に赴く場合の情報収集要領をあらかじめ策定するものとし、派遣された災害対策本部又は地方支部の職員は、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担うものとする。なお重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ① 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- ② 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- ③ 道路の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- ④ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- ⑤ 道路渋滞の状況
- ⑥ 住民の行動、避難状況、要望
- ⑦ 現地での応急対策活動での問題点
- ⑧ 救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ⑨ 社会福祉施設の被害

## (3) その他の手段による情報の収集

- ① 参集職員からの情報収集  
参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。
- ② テレビ、ラジオからの情報収集  
テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- ③ アマチュア無線家の協力による情報収集  
日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。
- ④ 民間企業からの情報収集  
タクシー会社、トラック会社、バス会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

## 1.3 被害情報、応急対策活動情報の連絡（県防引用）

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に町及び県災対本部に連絡する。町及び県災対本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

### (1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、町（消防機関）及び警察署等防災関係機関から収集し、県災対本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に県災害対策本部に集約する。

これらの情報は、県災害対策本部から国及び指定地方行政機関等に通知するものとする。なお、県災害対策本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

### **【資料 1-3-3-03 情報収集・伝達の流れ】**

(2) 被害情報等の伝達手段

町及び県、その他市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システム、有線又は無線電話（FAXを含む）若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- ② 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害対策支援情報システムを利用し災害状況の推移に応じて行う。

**【資料 1-3-3-04 災害対応情報支援システムによる報告イメージ】**

① 即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

② 確定報

応急対策終了後20日以内に報告

③ 事務処理フロー

**【資料 1-3-3-05 事務処理フロー】**

(4) 被害情報様式

① 第4号様式—その1（被害状況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

**【資料 1-3-3-06 第4号様式その1（災害概況即報）】**

**【記載事項】**

**(1) 災害の概況**

① 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

② 災害種別概況

ア 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

イ 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

ウ 雪害については、降雪の状況、雪崩、溢水等の概況

エ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

オ その他これらに類する災害の概況

**(2) 被害の状況**

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

**(3) 応急対策の状況**

当該災害に対して、町（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合にはその要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

② 第4号様式—その2（被害状況即報）

**【資料 1-3-3-07 第4号様式（その2）被害状況即報（即報・確定報告）】**

**【記載事項】**

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

町毎に、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 救助法適用町名

町毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

① 災害の発生場所

被害を生じた町名又は地域名

② 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

③ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

④ 応急対策の状況

ア 消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況

イ 避難の勧告・指示の状況

ウ 避難所の設置状況

エ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

オ 自衛隊の派遣要請、出動状況

カ 災害ボランティアの活動状況など

⑤ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

**【資料 1-3-3-08 被害状況判定基準】**

(5) 各機関の情報収集・伝達活動

- ① 町は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出す

るものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後15日以内に行うものとする。

ア 町災対本部が設置されたとき。

イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

エ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

- ② 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災対本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

- ③ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

- ④ 消防庁への直接報告

ア 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。（被害の有無を問わない。）

イ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

- ⑤ 県災対本部は、地方支部からの報告をとりまとめ、関係する機関に対して情報伝達をする。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告に支障のある町及び地方支部に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

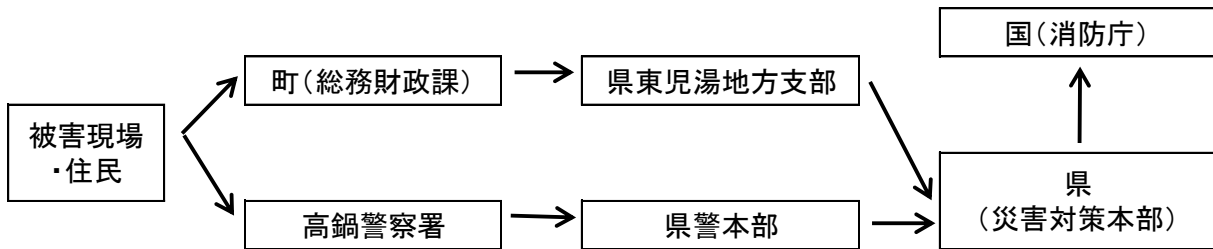
- ⑥ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災対本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、町等に伝達するよう努める。

(6) 被害種類別の情報収集・伝達方法

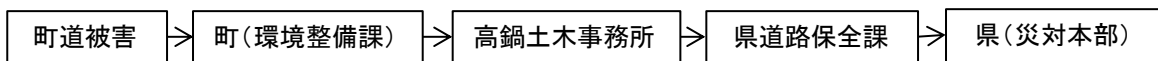
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

① 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

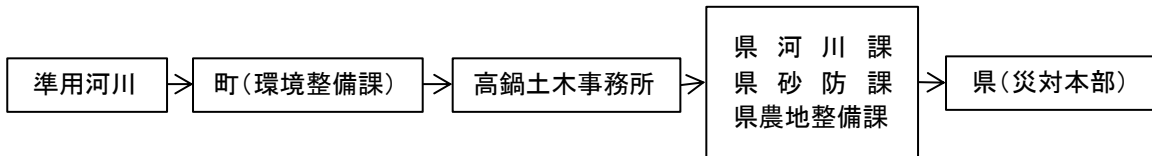
【資料 1-3-3-09】



② 情報収集・伝達系統2 (道路被害) 【資料 1-3-3-10】

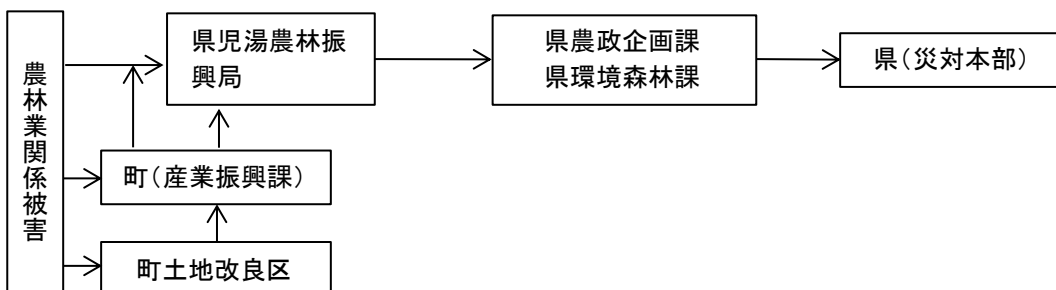


③ 情報収集・伝達系統3 (河川) 【資料 1-3-3-11】



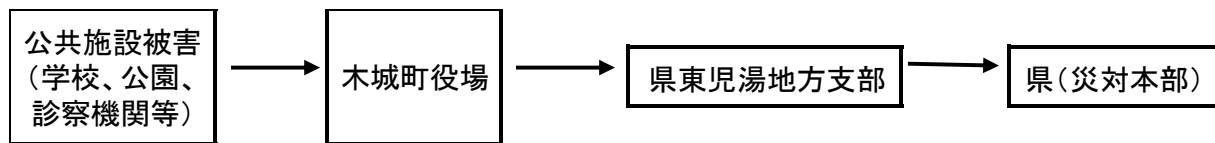
④ 情報収集・伝達系統4 (農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)

【資料 1-3-3-12】





⑤ 情報収集・伝達系統5（その他公共施設）【資料 1-3-3-13】



#### 1.4 被害状況等の集約

##### (1) 被災状況等の集約

町災対本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

##### (2) 国への報告（県防引用）

###### ① 消防庁への報告

ア 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。

- (ア) 町及び県災対本部が設置されたとき。
- (イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。（厚生労働省へも同時に報告すること。）
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるもの又は2都道府県以上にまたがるもので、県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。
- (エ) 地震が発生し、県の区域内で震度4以上を記録したとき。
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

イ 県は、災害速報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後20日以内に、それぞれ情報を整理し国（消防庁）に報告する。

#### 1.5 住民への広報（県防引用）

##### (1) 広報活動

###### ① 広報内容

ア 被災地住民等に対する広報内容

県、町、防災関係機関は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- (ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (イ) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況

- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (カ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

県、町、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (イ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
- (オ) (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (カ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (キ) 全般的な被害状況
- (ク) 防災関係機関が実施している対策の状況

**【資料 1-3-3-14 被害状況等の調査責任機関】**

**【資料 1-3-3-15 広報活動実施系統図】**

ウ 報道機関への依頼

県はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK 宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。

また、町及び防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県はその旨を報道機関に対して依頼し、町、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

エ 独自の手段による広報

県、町及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 無線告知システム（コスモス通信）
- (イ) 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ

- (ウ) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (エ) 広報車、消防車による呼びかけ
- (オ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (カ) ビラの配布
- (キ) 携帯電話（緊急速報メールを含む）
- (ク) インターネット
- (ケ) 立看板、掲示板

オ 自衛隊等への広報要請

町及び県は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は「本編 第3章 第20節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照のこと。

(2) 報道機関への対応

① 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、県、町、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

② 報道機関への発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として災害対策本部広報担当が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報担当に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部総合対策部渉外班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

エ 災害対策本部広報担当は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

オ 町が保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 無線告知システム（コスモス通信）
- (イ) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (ウ) 広報車、消防車による呼びかけ
- (エ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (オ) ビラの配布

- (カ) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (キ) 立看板、掲示板

## 2. 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

### 2.1 専用通信設備の運用

#### (1) 通信機器の確保

コスモス通信・IP無線・衛星携帯電話を有効に機能させるために、災害後直ちに設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧する。

#### (2) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、町、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

### 2.2 代替通信機能の確保（県防引用）

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いる。

#### (1) NTT 西日本の災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・情報等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への收容については、NTT 西日本宮崎支店（延岡・都城）へ依頼する。

#### (2) NTT 西日本の非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

- ① 非常通話とは、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合（又は、発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。
- ② 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話もあらかじめNTT 西日本に電話番号を登録しておくことが必要である。

非常・緊急通話の利用方法は、102 をダイヤルして、オペレータ応答後次の内容を告げる。

- ア 非常扱い、緊急扱いを告げる。
- イ 登録された電話番号と災害対策本部等の正式名称
- ウ 相手の電話番号
- エ 通話の内容

③ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設ける。

#### 【資料 1-3-3-16 非常・緊急通話をご利用になれる機関例】

#### (3) 携帯電話の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

#### (4) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

##### ① 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

##### ② 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は以下のとおりである。

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

##### ③ 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- イ 本文（200 字以内）、末尾に発信人名（段落で区切る）
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておく。

**【資料 1-3-3-17 通信設備が優先利（使）用できる機関名】**

2.3 防災相互通信用無線電話の活用（県防引用）

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関は現在では、県、県内24市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局である。

(1) 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。なお、町長の放送要請は知事を通じて行う。

(2) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

(3) 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「本編 第3章 第20節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(4) アマチュア無線ボランティアの活用

① 受入体制の確保

宮崎地区非常通信協議会を通じて平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は協議会を「受入窓口」としてアマチュア無線ボランティアを確保する。

② アマチュア無線ボランティアの活動内容

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

## 第4節 救助・救急及び消火活動

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：消防班)	・救助、救急活動の実施に関する事。
	福祉保健課	・応急救護所の設置に関する事。 ・後方医療機関への搬送に関する事。
関係機関	東児湯消防組合	・救出、救助、消火活動に関する事。 ・緊急車両の通行の確保に関する事。 ・後方医療機関への搬送に関する事。 ・消火活動における応援派遣要請に関する事。
	消防団	・救出、救助、消火活動に関する事。
	その他関係機関	・救助・救急活動の連携に関する事。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務財政課 (特：消防班)		○被害状況の把握、	救助・救急の実施			
	福祉保健課		○応急救護所の設置、	傷病者の搬送			
東児湯消防組合			○被害状況の把握、 ○傷病者の後方医療機関へ搬送 ○消火活動の実施	救助・救急の実施			
消防団			○消防用緊急通行車両の交通確保 ○消火活動の応援派遣要請				
その他関係機関			○消火活動の実施				
			○被害状況の把握、	救助・救急の実施			

### 1. 救助・救急活動

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

#### 1.1 救助・救急活動

町及び東児湯消防組合は、消防団、自衛隊等関係機関と協力して次の活動を行う。

(1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長又は県知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

② 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、同節「2.消火活動」の内容による。

1.2 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

(1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとり地域における救助活動を行う。



- (4) 自主救助活動が困難な場合は、東児湯消防組合、警察に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り町、東児湯消防組合、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

## 2. 消火活動

地震発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

消防組織法に規定するように消防責任は町にある。従って、消防活動は町がその責任において行う。

### 2.1 消防機関による消火活動

【町（消防団）、東児湯消防組合】

#### (1) 情報収集、伝達

##### ① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

##### ② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長又は県知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

#### (2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

##### ① 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

##### ② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

##### ③ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

##### ④ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(3) 応援派遣要請

東児湯消防組合の消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災町以外の町は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「緊急消防援助隊宮崎県隊応援等実施計画」等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(5) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。応援隊の受入れは「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、基本法第76条の3第4項の規定に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

**【資料 1-3-4-01 大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー】**

## 2.2 住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

### (1) 住民の活動

#### ① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

#### ② 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

### (2) 自主防災組織の活動

① 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

③ 消防隊（東見湯消防組合、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

### (3) 事業所（研究室、実験室を含む）の活動

#### ① 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

#### ② 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

#### ③ 災害拡大防止措置

プロパンガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 第5節 地域住民相互援助

地震災害の発生時又は発生するおそれがある場合における隣保互助及び民間団体活用対策は、地域住民組織を基盤として実施する。

なお、自主防災組織等の組織の協力を得て実施する。

担当する機関		項目
町	総務財政課	・災害時の活動要請に関すること。
関係機関	自主防災組織	・町が実施する災害応急対策への協力に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課			○民間団体への活動要請の手続き			
	その他関係機関			○災害応急対策への協力			

## 1. 民組織及び民間団体の活動範囲

### (1) 自ら計画し活動する範囲

- ① 災害に際し、情報を収受したときは、速やかに町災対本部へ通報する。
- ② 応急避難、初期消火、炊き出し等は隣保協力して行う。
- ③ 被災者の救助、救護を行う。

### (2) 本部長が要請し活動する範囲

- ① 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- ② 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- ③ その他、本部長が特に必要と認めた活動の協力

## 2. 災害対策本部が行う活動要請の手続き

(1) 民間団体への活動要請の手続きは、災害対策本部の本部長がその必要を認めたとき、直接民間団体の責任者に対して行うものとする。この場合、直ちに本部長にその要旨を報告しなければならない。

(2) 民間団体に活動を要請する場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮しなければならない。

- ① 災害活動の内容
- ② 協力希望の人数
- ③ 調達を必要とする用具
- ④ 活動の場所及び期間
- ⑤ その他参考となる事項

### 3. 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力が決定した場合、その担当本部員は、本部長に報告するとともに次の措置を講ずる。

- (1) 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たる。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保する。
- (3) その他作業の円滑を図るための処置を行う。

なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を本部長に提出する。

- ① 活動内容
- ② 活動人員と期間
- ③ 活動の場所
- ④ 活動の効果
- ⑤ 事故が発生した場合はその内容
- ⑥ その他、今後の参考となる事項

第6節 医療救護活動

担当する機関		項目
町	福祉保健課 (特：救護班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班の編成に関する事。</li> <li>・救護所の設置に関する事。</li> <li>・搬送体制の確保に関する事。</li> <li>・医薬品及び資機材の確保に関する事。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMAT等、外部救援機関への支援要請に関する事。</li> <li>・医療救護班の現地派遣に関する事。</li> </ul>
	日本赤十字社宮崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動の実施に関する事。</li> <li>・医療物資の搬送に関する事。</li> </ul>
	高鍋保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動の実施に関する事。</li> </ul>
	医療関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動の実施に関する事。</li> <li>・医療関係者、傷病者の搬送に関する事。</li> <li>・医療物資の搬送に関する事。</li> </ul>
	東児湯消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者の搬送に関する事。</li> </ul>

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
町担当	福祉保健課 (特：救護班)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護班の編成</li> <li>○救護所の設置及び医療救護活動の実施</li> <li>○傷病者、スタッフ、資機材等の搬送体制確保</li> <li>○医薬品、資機材の確保</li> </ul>					
	県			<ul style="list-style-type: none"> <li>○DMAT等、外部救援機関への支援要請</li> <li>○医療救護班の現地派遣</li> </ul>					
	日本赤十字社宮崎県支部			<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護活動の実施</li> <li>○医療物資の搬送</li> </ul>					
	高鍋保健所			<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul>					
	医療関係施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携した医療救護活動の実施</li> <li>○医療救護班の編成、医療救護活動の実施</li> <li>○医療スタッフ、医療物資の搬送</li> </ul>					
	東児湯消防組合			<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携した傷病者の搬送</li> </ul>					

1. 医療救護活動（県防引用）

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、町は、県及び関係市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期する。

## 2. 医療機関による医療救護活動（県防引用）

### 2.1 医療機関による医療救護活動

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期するものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった市町村に対して行われる医療に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

### 2.2 災害拠点病院等による医療救護活動

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を行うものとする。

#### (1) 地域災害拠点病院

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行うとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

また、適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

#### (2) 基幹災害拠点病院

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害拠点病院の後方施設として、さらに高度な医療救護活動を行う。

## 3. 医療救護班による医療救護活動（県防引用）

### 3.1 DMAT及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）等の医療救護班による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMAT及びJMAT等の医療救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は以下のとおりとする。

### 3.2 DMATによる医療救護活動

#### (1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

(2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

(3) DMATによる活動

県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 災害現場での医療情報の収集と伝達
- ② 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ③ 被災地内の病院における診療支援
- ④ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

3.3 医療救護班による医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

町救護班の編制は、以下のとおり。

**【資料 1-3-6-01 町救護班の編制】**

班名	班長	班員			計
		看護師	助産師	事務員	
第1班	医師1	1名	1名	1名	4名
第2班	医師1	1名	1名	1名	4名

(2) 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

- ① 救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所
- ② ①の区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

3.4 救護所の設置

救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置する。



【資料 1-3-6-02 救護所の設置予定場所】

設置予定施設名	所在地	収容能力(名)	施設状況
保健センター	大字椎木2148-1	200	保健施設
木城町役場	大字高城1227-1	100	
川原公民館	大字川原807	100	
石河内公民館	大字石河内412-2	100	
中之又総合福祉センター	大字中之又351-11	50	
中原公民館	大字椎木437-2	50	

※ 災害の状況により、指定避難所の設置と合わせて指定することができる。

#### 4. 搬送体制の確保（県防引用）

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

##### 4.1 傷病者の搬送

東児湯消防組合の救急車で対応するものとするが、東児湯消防組合のみでは十分な対応ができない場合は、病院所属の救急車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

##### 4.2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

##### 4.3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

## 5. 医薬品等の供給

### 5.1 医薬品の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、町内の次の関係業者から調達する。

#### **【資料 1-3-6-03 医薬品の調達】**

調達先	所在地	電話番号
山田薬局	大字高城4081-9	32-2820

- (2) 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達斡旋を要請する。

## 6. 医療情報の確保

県、町、医療機関、東児湯消防組合等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

#### **【資料 1-3-6-04 町内の医療機関】**

#### **【資料 1-3-6-05 近隣の医療機関】**

#### **【資料 1-3-6-06 災害時救急収容施設】**

#### **【資料 1-3-6-06-1 救急指定病院】**

#### **【県】**

- (1) 県医師会、日赤県支部及び医療関係機関等と連携を図り、災害拠点病院等において医療救護活動を行うものとする。地域医療センター及び基幹災害医療センターについては、「本編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」参照のこと。
- (2) 災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じて必要な医療救護班を現地に派遣するものとする。

医療救護班は被災者の収容所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

- (3) 県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、速やかに供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するものとする。

さらに、必要に応じて九州各県の血液センターに要請し、円滑な供給に努めるものとする。

#### **【資料 1-3-6-07 療救護班】**

## 7. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（県防引用）

多数の死傷者を伴う航空災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

### 7.1 災害発生時の迅速な通報連絡

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、ただちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた町長は、その旨を県農林振興局長等（地方支部長）及び市郡医師会へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報連絡を受けた県農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会及び同市郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報の内容は以下のとおりとする。
  - ① 事故等発生（発見）の日時・事故等発生（発見）の場所
  - ② 事故等発生（発見）の状況・その他参考事項

### 7.2 医師等医療関係者の出動

【県、町、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会他】

知事又は町長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、知事は、DMAT指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部長、県医師会長及び国立医療施設の管理者へDMAT若しくは医療救護班の出動を要請するとともに、自らのDMAT若しくは医療救護班を派遣する。

町長は、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。

要請を受けたDMAT指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部長、県医師会長、国立医療施設の管理者、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び市郡医師会長はただちにDMAT若しくは医療救護班を派遣するものとする。

県は、DMAT指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会及び市郡医師会と緊密な連絡のもとDMAT若しくは医療救護班の出動について十分な調整を行うものとする。

特に、現地におけるDMAT若しくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行うものとする。県は、必要に応じて、厚生労働省、他都道府県からの医療班出動について調整を行うものとする。

### 7.3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

### 7.4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

### 7.5 対策本部の設置

災害発生地を管轄する町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、町、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、町長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

### 7.6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、知事及び町長がそれぞれの木城町防災計画に基づいて行うものとする。

### 7.7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び市郡医師会長において十分配慮するものとする。

### 7.8 費用の範囲と負担区分

#### (1) 費用の範囲

町及び県は、出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

#### (2) 費用の負担区分

- ① 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企业体が負担するものとする。
- ② 災害発生の責任所在が不明な場合は、救助法の適用がない場合には第一次的責任を有

する当該町が負担するものとする。

- ③ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

7.9 補償

町及び県は、出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規程及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

### 第7節 二次災害の防災活動

地震発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：消防班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防対策に関すること。</li> <li>・危険物施設の被害調査に関すること。</li> </ul>
	まちづくり推進課 (特：情報班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所の広報に関すること。</li> <li>・危険物の広報に関すること。</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定士の受入・調整及び応急危険度判定に関すること。</li> <li>・宅地判定士の受入・調整及び宅地危険度判定に関すること。</li> <li>・立ち入り制限の措置に関すること。</li> <li>・土砂災害危険箇所の被害調査に関すること。</li> <li>・土砂災害発生箇所の防止対策に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防対策に関すること。</li> <li>・応急危険度判定士の派遣調整に関すること。</li> </ul>
	東児湯消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設の消火活動等に関すること。</li> </ul>

#### <災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
町 担当	総務財政課 (特：消防班)	○水防に関する防御体制の強化、水防活動の実施		○危険物等取扱事業所の被害調査					
	まちづくり推進課 (特：情報班)	○土砂災害危険箇所の広報		○危険物に関する広報					
	環境整備課				<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物応急危険度判定士、宅地判定士の派遣要請、受入れ</li> <li>○応急危険度判定活動、宅地危険度判定活動の実施</li> </ul>				
県		○水防計画に準ずる配備体制の整備、災害状況の広報		○建築物応急危険度判定士の派遣					
東児湯消防組合				○危険物施設における消火・救助活動					

## 1. 水害、土砂災害対策

### 1.1 水害防止対策（県防引用）

- (1) 地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は町長は、地震（震度 5 強以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。
- (2) 町限りで実施困難な場合は、県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。
- (3) 県は、地震による洪水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 知事は、水防管理者又は町長から要請があり、又は災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施するものとする。
- (6) 災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

### 1.2 土砂災害防止対策

#### (1) 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、土砂災害の危険箇所について巡視等により状況把握に努める。

#### (2) 応急措置

がけ崩れや地すべり、上石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ① 避難勧告
- ② 立入り規制
- ③ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ④ 観測機器の設置、観測

#### (3) 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(4) 情報の連絡・広報

土砂災害危険箇所についての情報を関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

2. 建築物等の倒壊対策（県防引用）

地震により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

2.1 建築物応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請・派遣

余震等による二次災害を防止するため、建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

イ 判定士の派遣計画や判定の後方支援を県に要請する。

③ 判定作業概要

ア 判定作業は、町の指示に従い実施する。

イ 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

エ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

オ 判定は、原則として「目視」により行う。

カ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2.2 二次災害防止のための応急措置

建物応急危険度判定結果に基づき、立入り制限等の措置を行う。

3. 爆発及び有害物質による二次災害対策（県防引用）

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、



総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

### 3.1 危険物等流出対策

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、広報車、防災行政無線等コスモス通信により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

### 3.2 石油類等危険物施設の安全確保

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

## 4. 宅地等の崩壊対策（県防引用）

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

### 4.1 宅地危険度判定

#### (1) 宅地判定士派遣要請・派遣

##### ① 宅地判定士派遣要請

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

##### ② 宅地判定士の派遣

県は町の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

#### (2) 宅地危険度判定活動

##### ① 判定の基本的事項

ア 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域内の宅地とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

##### ② 判定の関係機関

ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

イ 判定作業は、町の指示に従い実施する。

ウ 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

エ 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

オ 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

#### 4.2 二次災害防止のための応急措置

町は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

### 第8節 緊急輸送力の確保

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、町は県及び関係機関と協談し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

担当する機関		項目
町	環境整備課 (特：道路班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の被害状況の確認及び啓開作業に関すること。</li> <li>交通規制に関すること。</li> </ul>
	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両等の確保に関すること。</li> </ul>
	総務財政課 (特：物資班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積場所の設置に関すること。</li> <li>臨時ヘリポートの確保に関すること。</li> <li>燃料の確保に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の被害状況の確認及び啓開作業に関すること。</li> </ul>
	県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の交通規制に関すること。</li> <li>路標放置車両の措置に関すること。</li> </ul>
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の被害状況の確認及び啓開作業に関すること。</li> </ul>

#### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	環境整備課 (特：道路班)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸送体制の整備、緊急輸送の実施</li> <li>○道路状況の情報収集、報告</li> <li>○緊急輸送ルート確保及び緊急輸送道路の応急復旧作業の実施</li> </ul>			
	総務財政課		○車両の確保			
	総務財政課 (特：物資班)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘリコプター離着陸場の点検・管理、報告</li> <li>○集積所の要員及び車両の燃料確保</li> </ul>			
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急輸送ルート選定</li> <li>○緊急輸送道路の被害状況の確認及び啓開作業</li> </ul>				
県警察本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急輸送道路の交通規制の実施</li> <li>○路上放置車両の排除</li> </ul>				
その他関係機関		○緊急輸送道路の被害状況の確認及び啓開作業				

## 1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町の行う輸送に要した経費について救助法の規定の範囲内で支出する。

### 1.1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- (2) 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。
  - ① 人命の救助、安全の確保
  - ② 被害の拡大防止
  - ③ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

### 1.2 災害発生後の各段階において優先されるもの（県防引用）

- (1) 第1段階（災害発生直後の初動期）
  - ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - ② 無線中継雄地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
  - ③ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
  - ⑤ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
  - ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
  - ⑦ ヘリコプター等の燃料
- (2) 第2段階（応急対策活動期）
  - ① 前記(1)の続行
  - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
  - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階（復旧活動期）
  - ① 前記(2)の続行
  - ② 災害復旧に必要な人員、物資
  - ③ 生活用品
  - ④ 郵便物

⑤ 廃棄物の搬出

1.3 町及び防災関係機関の緊急輸送（県防引用）

- (1) 町が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
- (2) 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (5) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2. 陸上輸送体制の確立

地震発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

2.1 対策の概要

- (1) 県警察本部は交通規制を実施するとともに、緊急交通路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災対本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- (4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次の緊急輸送道路の順に緊急輸送道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- (5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。

2.2 交通規制の実施及び緊急交通路の確保（県防引用）

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

① 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は以下のとおりである。

ア 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第46条）

イ 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。(道路交通法第4条)

また、必要に応じ、警察署長による交通規制のほか、警察官(交通巡視員)による現場の交通規制を実施するものとする。(道路交通法第4条・第5条)

ウ 基本法に基づく規制(県公安委員会)

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(基本法第76条第1項)

② 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

① 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制(同法第46条)

(イ) 道路交通法に基づく規制(同法第4条及び第6条)

イ 緊急通行のための規制(県公安委員会)

基本法に基づく規制(同法第76条第1項)

② 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

③ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、県又は県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

ア 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。

緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しよう

とするとき、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

イ 周知措置

県、又は県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

④ 警察官等の措置命令等

ア 警察官の措置命令（基本法第76条の3第1項、第2項）

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

(イ) (ア)により措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(ウ) (イ)の場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

イ 自衛官及び消防吏員の措置

(ア) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

(イ) 自衛官及び消防吏員は(ア)の措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑤ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

ア 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

(イ) 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式2の標章及び様式3の証明書を交付する。

イ 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

(ア) 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

(イ) 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

⑥ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

**【資料 1-3-8-01 様式1 (標示)】**

**【資料 1-3-8-02 様式2 (標章)】**

**【資料 1-3-8-03 様式3 (証明書)】**

**【資料 1-3-8-04 様式4 (確認申請書)】**

(3) 交通規制の実施

① 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施（発災直後）

交通調査結果の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行う。

ア 家屋等の崩壊、火災による危険防止

イ 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止

ウ 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）

エ 避難路の確保

オ 交通渋滞緩和のための措置

② 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、災害警備本部長の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ地域あるいは同路線に接続する道路を選走する。

③ 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施する。

④ 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流出車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しない。また、危険防止上必要と認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外する。

⑤ う回路対策

交通規制の実施に伴い、う回路も併せて設定し、整理誘導を行う。なお、う回路の設定に当たっては、災害警備本部及び隣接警察署と連携を密にする。

⑥ 放置車両等の排除措置

基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

⑦ 基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため基



本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

#### (4) 緊急交通路の確保

##### ① 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害発生時において基本法又は道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

##### ② 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路 25 路線から構成され、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。

#### **【資料 1-3-8-05 緊急交通路予定路線 表】**

#### **【資料 1-3-8-06 緊急交通路予定路線 地図】**

ア 基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

##### (ア) 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。（規制表示の変更）

##### (イ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

##### (ウ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

##### (エ) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

(ウ) う回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、う回路を設定し、当該う回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

(カ) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

(キ) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

(ク) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

(ケ) 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、基本法第76条の3の規定に基づき措置するものとする。

イ 道路交通法に基づく交通規制（4、5日ないし1週間以降）

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(5) 自動車運転者のとるべき措置

① 根拠

交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）第10章 交通事故、故障、災害などのとき。

② 内容

ア 大地震が発生したとき。

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

(ア) 車を運転中に大地震が発生したとき。

- a. 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
- b. 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- c. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止

め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 災害が発生したときなどに基本法による交通規制が行われたとき。

基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

- a. 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- b. 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

## (6) 自動車運転者のとるべき義務

### ① 根拠

基本法第76条の2

### ② 内容

#### ア 自動車運転者のとるべき義務

(ア) 基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(イ) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の

対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

(ウ) 前記(ア)(イ)の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

#### イ 駐車の実用除外

(ア) 前記アの(ア)(イ)による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第9節の2〔停車及び駐車（第44条から第51条の15）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車等の禁止）の規定は、適用されない。

(イ) 前記アの規定による車両の移動又は駐車については、基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

### (7) 車両等の確保

① 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。

ア 応急対策を実施する機関に所属する車両等

イ 公共的団体に属する車両等

ウ 自衛隊の車両等

エ 営業用の車両等（トラック協会等）

オ 自家用の車両等

② 町で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の町で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図る。

### (8) 集積場所及び要員の確保

① 物資の集積地は、原則として以下のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

#### **【資料 1-2-2-16 集積拠点】**

② 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ職員を配備し、派遣された県職員と協力して物資の配分を行う。

## 2.3 道路（緊急輸送道路）の応急復旧（県防引用）

### (1) 被害状況の把握

県、町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

### (2) 緊急輸送ルート啓開の実施

県は、緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

町は、行政区域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに高鍋土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

国土交通省宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、県道路公社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

### (3) 啓開資機材の確保

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

### (4) 障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

### (5) 応急復旧

県、町、各道路管理者は、被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

## 3. 航空輸送体制の確立（県防引用）

災害により道路損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障・遅滞があるときは、住民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどを使っての航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生する。ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等をあらためて確認しておく必要がある。

### 3.1 緊急時ヘリポートの確保等

- (1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- (2) 地方支部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県（災害対策本部）に報告する。
- (3) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

### **【資料 1-3-8-07 緊急時ヘリポート】**

### 3.2 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポート周辺に集積場所を設けるとともに必要に応じ県職員が連絡調整に当たる。

### 4. 燃料の確保

輸送業者による輸送あるいは借上げ車両等の燃料の確保に努める。

第9節 避難所の開設・運営

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：消防班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告・指示（緊急）に関する事。</li> <li>・避難者の誘導に関する事。</li> <li>・孤立地域の救援活動に関する事。</li> <li>・警戒区域の設定に関する事。</li> <li>・避難地の救護及び状況把握に関する事。</li> </ul>
	総務財政課 (特：避難所班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設運営全般に関する事。</li> </ul>
	福祉保健課 (特：避難所班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所（福祉避難所）の開設・運営に関する事。</li> <li>・被災者の状況把握に関する事。</li> <li>・避難所の衛生環境の維持に関する事。</li> <li>・被災者の防疫管理に関する事。</li> </ul>
	教育課 (特：避難所班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所（教育施設）の開設・運営に関する事。</li> <li>・児童・生徒等の避難誘導に関する事。</li> </ul>
	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の健康管理に関する事。</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立地域の支援に関する事。</li> <li>・支援要請の実施に関する事。</li> <li>・広域一時滞在の協議に関する事。</li> </ul>
関係機関	高鍋警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の誘導に関する事。</li> <li>・避難地の救護及び状況把握に関する事。</li> </ul>
	東児湯消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の誘導に関する事。</li> </ul>
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地の救護及び状況把握に関する事。</li> </ul>

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課 (特：消防班)	○避難勧告・指示(緊急)の発令、関係機関への通知 ○避難者の誘導、避難状況の把握 ○避難地における情報収集、応急救護等の実施 ◎孤立地域の把握及び救助・救出活動 ◎危険地域の警戒区域設定					
	総務財政課 (特：避難所班)	○避難所全般の管理運営					
	教育課	○児童・生徒等の避難誘導					
	教育課 (特：避難所班)	◎避難所(教育施設)の開設、運営					
	福祉保健課 (特：避難所班)	◎避難所(福祉避難所)の開設・運営に関すること。 ◎被災状況登録窓口の設置、在宅被災者の状況把握 ○避難者の精神・健康状態の把握 ○医療関係機関との連携強化 ○避難所環境の清潔保持 ○要配慮者への継続支援					
国	○広域一時滞在の協議						
県	○孤立地域へのヘリコプター派遣及び救出・救助活動 ○他市町村への支援要請の実施 ○広域一時滞在の協議						
高鍋警察署	○避難者の誘導 ○避難地における情報収集、応急救護等の実施						
東児湯消防組合	○避難者の誘導						
消防団	○避難地における情報収集、応急救護等の実施						

1. 避難誘導の実施(県防引用)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

1.1 避難対策の実施責任者

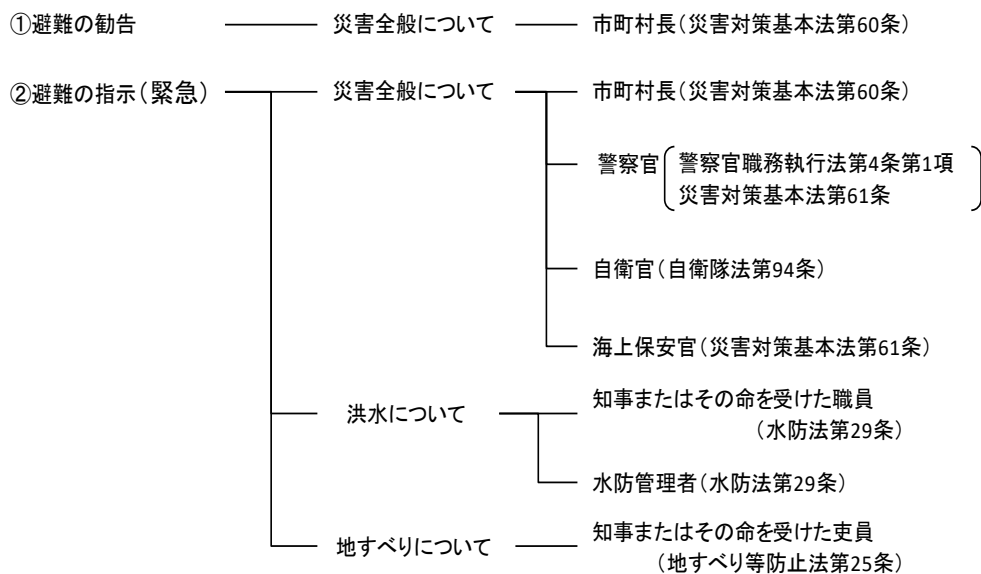
(1) 避難の勧告・指示(緊急)

避難の勧告・指示(緊急)の実施責任機関は次の通りとするが、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、町が実施すべき措置の全部又は一部を代



行することとする。(基本法第60条第5項～7項)

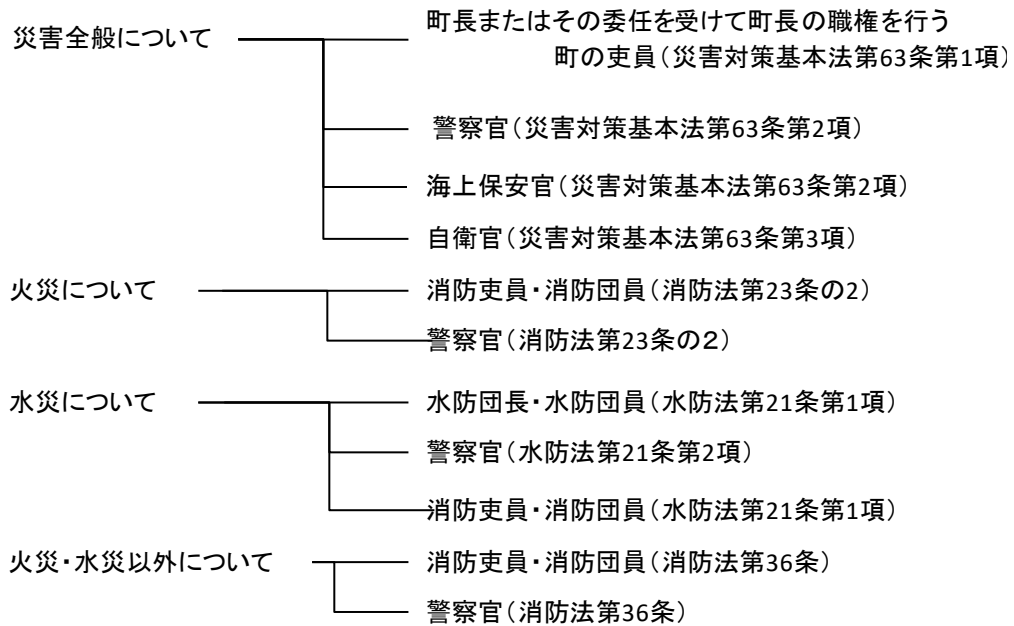
**【資料 1-3-9-01 避難の勧告・指示(緊急)の実施責任機関】**



(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(基本法第73条第1項)

**【資料 1-3-9-02 警戒区域の設定】**



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の勧告、指示（緊急）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行き、避難所の開設、収容保護は、町が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

(4) 被災者の運送

知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとし、指定公共機関等がその要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

1.2 避難勧告・指示（緊急）

(1) 避難の勧告又は指示（緊急）

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。

警察官は、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しく

は住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を町長に通知する。

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

- ① 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。
- ② 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

## (2) 避難勧告・指示等の基準

避難勧告等は、次の基準を参考に気象警報・注意報のもと、気象・河川の状況を勘案して、避難区域を指定して発令するものとする。

### **【資料 1-3-9-03 避難情報の種別】**

### **【資料 1-3-9-04 判断基準（風水害）】**

### **【資料 1-3-9-05 判断基準（土砂災害）】**

## (3) 避難勧告・指示（緊急）の内容

避難の勧告・指示（緊急）は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ① 発令者
- ② 差し迫っている具体的な危険予想
- ③ 避難対象地区名
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- ⑥ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

## (4) 避難措置の周知

- ① 町長以外の者が避難の指示（緊急）を行ったときは、法令に基づき町長及び関係機関に通知するものとする。
- ② 町長はみずから避難の勧告又は指示（緊急）を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示（緊急）を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 関係機関への連絡

町及び県は、避難勧告又は指示（緊急）した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

#### イ 住民への周知徹底

町長は、避難勧告・指示（緊急）を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

(ア) テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急即報メール）、サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめる。

(イ) 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難勧告・指示（緊急）に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

### 1.3 避難実施の方法

避難の指示者及び町長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

#### (1) 避難の順位

避難の順位は以下のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ① 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

#### (2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

- ① 避難に当たっては、町、東児湯消防組合、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止及び避難の安全迅速化を図るものとする。
- ② 避難場所の位置、経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ③ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。
- ④ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- ⑤ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

#### (3) 学校・教育施設等における避難誘導

- ① 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- ② 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

- ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達
  - イ 避難場所の指定
  - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者の決定
  - エ 児童生徒の携行品を指示
  - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- ④ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
- ア 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
  - イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- ⑤ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

#### (4) 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。孤立が予想される地域の多い本町では、常にこれを念頭に置き避難対策を実施する。

##### ① 孤立実態の把握対策

- ア 孤立予想地域に対し、NTT 回線及び防災無線等を整備して、孤立状況の確認を行う。
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して速報する。

##### ② 救助・救出対策

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を県に速報する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は近隣他市町村の応援を得て、救出を推進する。

##### ③ 通信手段の確保

職員の派遣、地域防災無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

##### ④ 食料品等の生活必需物資の搬送

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

##### ⑤ 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻

も早い交通確保に努める。

(5) 警戒区域の設定

① 設定の基準

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を住民へ通知する。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

② 規制の内容及び実施方法

ア 町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 町長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(6) 避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝述、応急救護の町職員、消防団員、警察官を配置する。

(7) 避難地における救護等

① 避難地に配置された町職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 洪水・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

イ 避難した者の把握

ウ 必要な応急の救護

エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し、又は避難所への収容

② 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

(8) 避難状況の報告

① 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は高鍋警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 町等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数・避難世帯数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 町に対する要請事項

② 町は、避難状況について、県へ報告する。

## 2. 避難所の開設、運営

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町で行う避難所の開設、運営に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

### 2.1 避難所の開設、運営

#### (1) 避難所の開設

町は、避難所を開設する必要があると認められる時は、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

##### ① 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）

ウ 災害によって、被害を受けるおそれのある者

(ア) 町長の避難命令を受けた者

(イ) 町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

##### ② 開設場所

ア あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設する。

イ あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設する。

ウ 災害の様相が深刻で、町内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村

の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

エ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

③ 設置期間

ア 避難所は、必要最低限の期間設置し、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小する。

イ 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。

ウ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

エ 救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため県と協議する。

④ 県へ報告

町は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。この場合の報告事項はおおむね以下のとおりである。

ア 避難所の開設の日時及び場所

イ 開設数及び収容人員

ウ 開設見込み期間

⑤ 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

(2) 避難所の運営

町は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当たる。

① 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者を配置する。ただし、災害発生直後から当分の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

② 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

ア 避難者の人数、世帯の構成、住宅の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる被災者台帳を作成する。

イ 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。



ウ 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

エ ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

### ③ 生活環境の整備

ア 避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

イ 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

ウ 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次講ずる。

(設備、備品の例示)

- (ア) 畳、マット、カーペット
- (イ) 間仕切り用パーティション
- (ウ) 冷暖房機器
- (エ) 仮設風呂・シャワー
- (オ) 洗濯機・乾燥機
- (カ) 仮設トイレ
- (キ) その他必要な設備・備品

エ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、必要な電気容量を確保する。

オ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。

カ 避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

### ④ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。また、避難者の自主的な生活ルールづくりを支援する。

### ⑤ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所への避難が困難等により、指定された避難所以外に避難した被災者に対してもその避難状況の把握に努め、食品や飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援する。

県は町から避難所開設について要請があった場合、あるいは町の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援するものとする。

**【資料 1-2-2-17 避難地一覧表】**

**【資料 1-2-2-18 避難施設一覧表】**

**【資料 1-2-2-19 避難路一覧表】**

**【資料 1-2-2-20 地区拡大図－1】**

**【資料 1-2-2-21 地区拡大図－2】**

**【資料 1-2-2-22 地区拡大図－3】**

### 3. 被災者の把握

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

#### 3.1 避難者、在宅被災者の把握

##### (1) 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

###### ① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 要配慮者の状況
- キ その他、必要とする項目

###### ② 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

###### ③ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

###### ④ 登録結果の報告

登録結果は、日々、町に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県に報告する。

##### (2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が

必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

### 3.2 被災認定

町は、被災認定を、「本編 第3章 第25節 救助法の適用」の基準により行う。

県は、被害の状況が甚大で、町において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応するものとする。

## 4. 避難生活環境の確保（県防引用）

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町で行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

### 4.1 避難所生活環境の整備

#### (1) 衛生環境の維持

要配慮者の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

#### (2) 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

### 4.2 健康管理

#### (1) 被災者の健康状態の把握

① 町は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

② 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

③ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

#### (2) 被災者の精神状態の把握

① 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

② 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

町は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5. 広域一時滞在（県防引用）

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入については当該町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

5.1 県の対応

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで市町村に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

5.2 国の対応

国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該町に代わって行うものとする。また町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

## 第10節 応急給水対策

担当する機関		項目
町	環境整備課 (特：道路班)	・水源の確保・調査に関すること ・給水施設の状況把握に関すること。 ・応急給水活動に関すること。
関係機関	その他関係機関	・給水活動の支援に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
				初動期	展開期	復旧期
町担当	環境整備課 (特：道路班)		○水源の確保・水質調査、 ○給水施設の状況把握、応援要請の実施	○拠点給水における応急給水活動の実施		
	その他関係機関			○給水活動の支援協力		

### 1. 飲料水の供給及び給水の実施（県防引用）

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町が飲料水の供給に要した費用について、救助法の規定の範囲内で支出する。

#### 1.1 飲料水の供給及び給水の実施

##### (1) 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を確保することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

##### ① 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。利用可能な水源地については、「本編 第2章 第2節 9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備」を参照のこと。

##### ② 水源の水質検査・保全

確保された水源は、化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。なお、水質検査の結果、飲

料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

③ 供給体制

水の缶詰、ペットボトル等の提供を、あらかじめ製造・流通業者に依頼し、供給体制を整備しておく。

(2) 給水体制の確立

① 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

② 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、保健所及び県公衆衛生センターに協力を求める。

③ 給水場所、給水方法、給水時間等についてコスモス通信等を用いてきめ細かく住民に広報する。

④ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

⑤ 自力で給水を受けることが困難な避難行動要支援者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

⑥ 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持の1人1日3リットル等)

⑦ 激甚災害等のため町だけで実施困難の場合には、宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書等により県、隣接市町村及び自衛隊へ応援要請する。

**【資料 4-3-3-03 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書】**

(3) 給水方法

① 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

② 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水タンク、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

③ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

④ 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

⑤ ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20リットル容器により必要個数を整備する。

ウ 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

## 第11節 緊急物資対策

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：物資班)	・食料、生活必需品の調達・供給に関すること。 ・物資集積所に関すること。
関係機関	県	・緊急援護物資の供給に関すること。 ・食糧等物資の供給の支援に関すること。
	児湯農林振興局	・米穀の調達に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課 (特：物資班)			○被災者等に対する食料、生活必需品の供給 ○食料、生活必需品の調達、関係機関へ協力要請 ○物資集積地の確保・管理、食料の配送			
県				○緊急援護物資の供給			
児湯農林振興局				○米穀の調達要請			

### 1. 食料の供給

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事・飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合、備蓄等から食料・飲料水及び生活必需品を供給する。食料・飲料水及び生活必需品の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、必要に応じ県の支援及び総合調整を要請する。

#### 1.1 食料の供給活動（県防引用）

##### (1) 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、町長が行う。ただし、救助法が適用されたときは、町長は知事の委任に基づき、これを行う。

##### ① 供給の対象

- ア 被災者 … 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 応急供給受給者 … 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ 災害救助従事者 … 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業員に対して給食を行う必要がある場合

##### ② 供給食料

米穀（米飯を含む）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮す



る。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

③ 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

**【資料 1-3-11-01 1人あたりの供給量】**

品 目	1人あたりの供給量	
	基準	
米 穀	被災者	1食当たり精米200g以内
	応急供給受給者	1人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内
乾 パン	1食当たり	1包(100g入り)
食 パン	1食当たり	185g以内
調整粉乳	乳児1日当たり	200g以内

(2) 食料の調達

① 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、町内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、児湯農林振興局を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店より調達するが町内における調達が不可能であり、若しくは必要数量の確保ができない場合は、県にその斡旋を依頼する。

② 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、農林水産省生産局に対し、直接、引渡要請を行う。

③ 主食等の販売業者は、次表のとおりである。

**【資料 1-3-11-02 米穀販売店】**

**【資料 1-3-11-03 食料品販売店】**

(3) 炊出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、町は炊出しや公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

① 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者と

する。

② 給与の内容

ア 食料の給与に当たっては、食料の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

イ 要配慮者である乳幼児、高齢者、病弱者に対応した物を給すること。

ウ 食料の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

③ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

④ 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

① 食料集積地の指定

町は、原則として木城町役場及び木城町体育館を食料の集積地とし、調達した食料の集配を行う。「本編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」を参照

② 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、町は県と連携を密にして集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

(5) 食品の配分及び配送

町は、派遣された県職員と協力して、食料の適切な配分及び配送を行う。

2. 生活必需品の供給（県防引用）

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には本町が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、救助法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から生活必需品を供給するほか、当該市町村が生活必需品給（貸）与に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

## 2.1 生活必需品の給（貸）与

### (1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者。

### (2) 給（貸）与の方法

- ① 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。
- ② 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。
- ③ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

### (3) 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、次に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

#### **【資料 1-3-11-04 生活必需品の調達可能数】**

## 2.2 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

## 2.3 救援物資の集積地及び管理・配送

県及び近隣市町村からの救援物資の集積・配分等については、「本節 1.1 食料の供給活動」(4)・(5)に準じて行う。

- (1) 県においては、町から緊急食料の供給の要請があった場合、又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、町に対し、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行うものとする。
- (2) 県は、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、次の措置を講ずるものとする。
  - ① 緊急物資保有者からの調達
  - ② 広域応援協定に基づく近隣県への供給の要請
  - ③ 県への調達又は斡旋の要請
- (3) 町から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、町に対し、公的備蓄及び流通在庫備蓄を有効活用し、生活必需品の供給を行う。

日本赤十字社宮崎県支部は、備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、町を通じ速やかに被災者に分配する。

第12節 要配慮者対策

担当する機関		項目
町	町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の避難支援、相談窓口設置に関すること。</li> <li>外国人に対する情報提供に関すること。</li> </ul>
	まちづくり推進課 (特：情報班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の避難誘導に関すること。</li> </ul>
	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者支援対策要員の確保に関すること。</li> <li>避難行動支援者の支援に関すること。</li> <li>社会福祉施設の支援に関すること。</li> <li>巡回サービス、保健・福祉相談窓口に関すること。</li> </ul>
	福祉保健課 (特：避難所班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の支援に関すること。</li> <li>福祉避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動支援者の支援に関すること。</li> <li>社会福祉施設の支援に関すること。</li> <li>巡回サービス、保健・福祉相談窓口に関すること。</li> </ul>
	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の支援に関すること。</li> </ul>
	県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>語学ボランティアの受付窓口に関すること。</li> </ul>
	避難支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の支援に関すること。</li> </ul>
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の支援に関すること。</li> </ul>
	ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の優先復旧に関すること。</li> </ul>

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期	復旧期	復興期
町担当	町民課			○外国人の安否確認、救助活動 ○外国人相談窓口の設置 ○外国人に配慮した情報提供					
	まちづくり推進課 (特：情報班)		○多言語等による避難誘導の広報						
	福祉保健課		○要配慮者支援対策要員の確保 ○安否情報窓口の設置 ○居宅している避難行動支援者の安否確認、救助、搬送 ○社会福祉施設の支援 ○要配慮者に配慮した物資調達・提供 ○在宅ケアチームによる巡回サービスの実施 ○保健・福祉相談窓口の開設						
	福祉保健課 (特：避難所班)			○避難所内の障害物の除去 ○要配慮者のニーズ把握、生活支援 ○総合相談窓口の設置(避難所内) ○福祉避難所の開設・運営					
県			○要配慮者の状況確認、受入先の確保 ○居宅している避難行動支援者の安否確認、救助、搬送 ○社会福祉施設の支援 ○要配慮者のニーズ把握 ○要配慮者に配慮した物資調達・提供 ○在宅ケアチームによる巡回サービスの実施 ○保健・福祉相談窓口の開設						
県警本部			○避難行動支援者の安否確認、救助活動						
県国際交流協会			○語学ボランティアの受入窓口の設置・運営						
避難支援者			○避難行動要支援者の安否確認、避難誘導						
社会福祉施設			○入所者の安否確認、避難誘導 ○負傷した入所者の搬送 ○物資の供給要請、介助職員の確保						
ライフライン事業者			○社会福祉施設の優先復旧						

## 1. 要配慮者への配慮（県防引用）

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町で行う要配慮者への配慮に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

### 1.1 安否確認の実施

#### (1) 安否確認を行う災害

要配慮者の安否確認は、次の状況が発生した場合に行う。

- ① 町内又は隣接市町村で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ② 避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令されたとき。
- ③ その他、町から安否確認の実施を要請されたとき。

#### (2) 安否情報窓口の設置

町は、要配慮者の安否確認や避難状況について、避難支援者等からの情報収集及び関係者等からの照会に一元的に対応する安否情報窓口を対策班の中に設置する。

#### (3) 避難支援者による安否確認の実施

避難支援者は、(1)に掲げる状況が発生したときは、直ちに避難行動要支援者の安否確認を実施し、その結果を安否情報窓口連絡する。

なお、避難支援者が安否確認活動に従事できないときも、その旨を安否情報窓口連絡する。

この場合、町は、自主防災組織（自治公民館）等に安否確認の応援要請を行う。

#### (4) 協力機関による安否確認の実施

協力機関は、個別支援計画を策定していない避難行動要支援者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び町から要請のあった避難行動要支援者についての安否確認を行い、その結果を町に連絡するものとする。

### 1.2 要配慮者に配慮した応急対策の実施

#### (1) 災害発生直後に必要な対策

- ① 町は、要配慮者のリストに基づき、地域住民や民生・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- ② 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生・児

童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。

- ③ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。

(2) 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

① 一般の避難所での対策

- ア 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。
- イ 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙おむつや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。
- ウ 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮すること。
- エ また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。
- オ 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障害に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。
- カ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。
- キ 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

② 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、①の対応とともに、次の事項に留意すること。

- ア 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。
- イ 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ウ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

県は、要配慮者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局とも連携し、市町村を支援する。

### 1.3 関係団体等との連携

町は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む）の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生・児童委員、保健師、

ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図ること。

県は、市町村の行う関係機関・団体との連携を支援するとともに、社会福祉施設等への入所について調整を行う。

#### 1.4 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

##### 【社会福祉施設管理者】

##### (1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

##### (2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

##### (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、町等に対して供給応援を要請すること。

##### (4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

##### (5) 相談窓口開設への協力

町の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

##### (6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知等により、対応すること。

町及び県、その他市町村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

#### 1.5 避難行動要支援者に対する安全確保対策

##### (1) 支援要員の確保

町は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、要配慮者への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。



(2) 安否確認、救助活動

町及び県、その他市町村は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

(3) 搬送体制の確保

町及び県、その他市町村は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町及び県、その他市町村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町及び県、その他市町村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

町及び県、その他市町村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

町及び県、その他市町村は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

① 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

町は、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

② 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮

者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

③ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

ア 町は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

イ 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

ウ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

## 1.6 外国人に対する安全確保対策

### (1) 外国人の避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

### (2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

### (3) 情報の提供

#### ① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

#### ② テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して多言語等による情報提供に努める。

### (4) 外国人相談窓口の開設

町においても、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、町は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

### (5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

【県、県国際交流協会】

① 受入体制の確保

県国際交流協会は、必要に応じて速やかに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

② 「受入れ窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

ア 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣

イ 県担当窓口や市町村等との連絡調整

ウ その他

③ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア 外国語の通訳

イ 外国語の資料の作成・翻訳

ウ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

### 第13節 保健衛生・防疫

大規模災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

担当する機関		項目
町	福祉保健課 (特：救護班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心体の健康管理に関すること。</li> <li>・メンタルヘルスケア、カウンセリングの窓口設置に関すること。</li> <li>・環境衛生、防疫活動に関すること。</li> <li>・食品の衛生管理に関すること。</li> </ul>
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へい獣に関すること。</li> </ul>
	町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛護動物、野犬に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療チームの派遣及び収容拠点の確保に関すること。</li> </ul>
	高鍋保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防対策に関すること。</li> </ul>

#### <災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	福祉保健課 (特：救護班)				<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康・栄養の巡回相談の実施</li> <li>○心の診療所の設置</li> <li>○心のケア相談窓口の設置</li> <li>○環境衛生の情報収集</li> <li>○防疫資機材、薬剤の確保</li> <li>○検疫調査、健康診断予防接種の実施</li> <li>○浸水家屋、避難所等の消毒活動</li> <li>○食品の衛生管理の指導、啓発</li> </ul>		
	産業振興課			○へい獣の処理			
	町民課			<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛護動物の保護、飼育場所の設置</li> <li>○野犬の処理</li> </ul>			
県					<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神科医療チームの派遣</li> <li>○精神障がい者の受入拠点の確保</li> </ul>		
高鍋保健所					○感染症予防対策の実施		

## 1. 保健衛生対策の実施（県防引用）

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、町及び県は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施するものとする。

### 1.1 健康対策の実施

#### (1) 巡回健康相談の実施

- ① 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 保健・医療・福祉等のサービスの提供について県の助言を受けつつ、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

#### (2) 巡回栄養相談の実施

- ① 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

### 1.2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

#### (1) 精神科救急医療の確保

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、高鍋保健所を通じて各医療機関と調整を行う。

#### (2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

県との協力のもとに保健所に心の救護所を設置する。また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

##### ① 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

② 第二段階

- ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- イ 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

③ 第三段階

心の救護所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

④ 第四段階

- ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAX ニュース等）は、町に一元化し、保健所における心の救護所、一般医療チーム、精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保するものとする。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行うものとする。

### 1.3 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、町は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

### 1.4 防疫対策の実施

#### (1) 防疫班の設置

感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、町災対本部を設置した場合は、防疫班も併せて設置する。

(2) 情報の収集

- ① 被災地の状況把握
- ② 資機材、薬剤等の確保及び施設の整備

(3) 防疫活動に必要な資機材・薬剤の確保

① 資機材

町が保有している消毒用噴霧器等を利用して防疫活動を行うが、資機材が不足する場合は、他の関係機関から借入れを行う。

② 薬剤

町で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県、薬店等から調達する。

(4) 検病調査及び選考診断

- ① 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、少なくとも1日1回以上検病調査を行う。
- ② 検病調査の結果、必要があるときは、健康診断を実施する。

(5) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、県と協力して予防接種を実施する。

(6) 消毒

町長は、知事の指示があるまで次の消毒活動を行う。

- ① 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒
- ② 避難場所のトイレの消毒
- ③ 井戸の消毒

(7) 飲料水の消毒及び衛生指導

(8) 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

(9) 床上浸水地域

床上浸水域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生上の指導を行う。浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

【資料 1-3-13-01 浸水家屋に対する消毒基準】

消毒対象	消毒液	調整方法	使用方法
床下 野外の壁	逆性石けん液	10%逆性石けん液の場合、本液を10mlに水を加えて1ℓにする。	じょうろや噴霧器で散布する場合は、床面が濡れる程度で散布する。 壁面は汚れを水で落としてから、消毒液を浸した布で拭くか、噴霧器等で濡れる程度の噴霧をする。
屋内 床・壁 家財道具	逆性石けん液	10%逆性石けん液の場合、本液を10mlに水を加えて1ℓにする。	汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、消毒液を浸した布で拭く。噴霧器を使用する場合は、濡れる程度に噴霧する。 その後は風通しをよくし、そのまま乾燥させる。

(10) 患者等に対する措置

被災地に感染患者等が発生した時は、感染症予防医療法に基づいた対応をとる。

(11) 避難所の防疫措置

町長は、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図る。  
 この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の完璧を期する。

(12) 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- ① 災害状況及び防疫活動状況報告書
- ② 検疫調査及び健康診断状況記録簿
- ③ 消毒状況記録簿
- ④ 臨時予防接種状況記録簿
- ⑤ 防疫薬品資材受払簿
- ⑥ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- ⑦ 防疫関係機械器具修繕支払簿

1.5 食品衛生対策の実施

町は、感染症発生等の環境悪化を防ぐため知事の行う食品衛生対策に協力し、食品の衛生管理等を行う。

(1) 衛生的で安全な食品を供給

避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、次の現地指導の徹底によって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。

- ① 手洗消毒の励行
- ② 食器、器具の洗浄、消毒
- ③ 給食従業者の健康診断



④ 原材料、食品の検査

(2) 不良食品の対策

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設の監視、検査等の実施に協力することによって不良食品の供給を排除する。

- ① 滞水期間中営業の自粛
- ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ③ 使用水の衛生管理
- ④ 汚水により汚染された食品の廃棄
- ⑤ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 食品衛生上の危害の発生防止

一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について次の事項について啓発指導を行う。

- ① 手洗いの励行
- ② 食器類の消毒使用
- ③ 食品の衛生保持
- ④ 台所、冷蔵庫の清潔

(4) その他

営業所及びその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

【住民】

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて衛生的に処理する。
- (2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

【県】

町の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、県の指示、命令により町が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、代執行を行うものとする。

【高鍋保健所】

被災地における感染症の予防について、次の業務を行うものとする。

- (1) 災害の状況により検病調査の実施
- (2) 検病調査の結果に基づく健康診断、予防接種の実施
- (3) 避難所及び避難者に対する防疫活動の実施指導
- (4) 被災地域の消毒及び清掃の実施指導

(5) 隣接市町村保健衛生施設の利用についての協力要請

1.6 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、本町は、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、以下のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

1.7 へい獣の処理

(1) へい獣の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施する。

(2) 高鍋保健所長の指導を受け、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、次の方法で処理する。

① 埋没

深さ 2.5 メートル以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイヤジノン乳剤及び石灰を散布した後 1 メートル以上土砂で覆うこと。

② 焼却

0.5 メートル以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

1.8 野犬の処理

(1) 野犬の処理は、町長が実施する。

(2) 野犬の処理方法

- ① 野犬は、捕獲して適当な場所に収容する。
- ② 住民に対し、野犬を収容していることを周知する。

### 第14節 ごみ・し尿の処理

担当する機関		項目
町	まちづくり推進課 (特：情報班)	・し尿処理やごみの分別等の広報に関すること。
	町民課 環境整備課	・処理計画の策定等に関すること。 ・一時保管場所の確保に関すること。 ・人員や資機材の確保に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。 ・し尿運搬、処理施設の復旧に関すること。 ・ごみの収集に関すること。
関係機関	町内処理業者	・ごみの収集に関すること。

#### <災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
町担当	まちづくり推進課 (特：情報班)			○し尿処理方法、ごみの分別や収集日時の広報					
	町民課 環境整備課		○し尿・ごみ排出量の推定、処理計画の策定、応援要請 ○ごみの一時保管場所の確保		○し尿・ごみ処理の人員、資機材の確保 ○し尿処理施設等の復旧、運搬処理 ○ごみの収集 ○仮設トイレの設置				
町内処理業者				○ごみの収集					

#### 1. ごみ・し尿の処理（県防引用）

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町が行う住家に流入した土石や竹木等の障害物除去に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

##### 1.1 し尿処理

###### (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推定する。

- ② 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
- ③ 町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

② 応援要請

ア 町は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

イ 町は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

① 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

町は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

② 住民への広報

町は、下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。

③ 河川、プール等の水の利用

町は、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

④ 仮設（簡易）トイレの設置

町は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能である。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

**【資料 1-3-14-01 し尿処理施設の設置状況と処理能力】**

し尿処理施設の設置状況と処理能力

名称	所在地	処理能力
高鍋・木城衛生組合衛生センター	高鍋町大字持田1334-65	40kℓ/日

## 1.2 ごみ処理

### (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 町は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみに区分し、各々について排出量を推定する。
- ② 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- ③ 町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

### (2) 作業体制の確保

- ① 人員、資機材等の確保  
町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。
- ② 応援要請  
町は、処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

### (3) 処理の実施

- ① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了  
町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とするものとする。
- ② ごみの一時保管場所の確保  
町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。町長は、あらかじめ一時保管場所の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用について協議しておく。また、ごみの処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立て、露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で行う。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- ③ 防臭対策  
町は、消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理する。
- ④ 住民への広報  
町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

#### 【資料 1-3-14-02 ごみ処理施設の設置状況】

ごみ処理施設の設置状況

名称	所在地	備考
西都児湯環境整備事務組合	西都市大字南方6548-1	中間処理施設
財団法人 宮崎県環境整備公社	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176-1	最終処理施設

## 第15節 がれきの処理

担当する機関		項目
町	町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷建物や有害物質等の情報収集に関すること。</li> <li>・ がれき処理計画に関すること。</li> <li>・ がれき処理施設等の確保に関すること。</li> </ul>
	環境整備課	
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質の調査・指導・広報に関すること。</li> </ul>

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	町民課		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損傷建物数等、有害物質等の情報収集</li> <li>○ がれき処理計画の策定、応援要請の実施</li> <li>○ がれき処理施設等の確保</li> </ul>			
	環境整備課		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がれき処理の人員・資機材の確保</li> <li>○ がれき撤去</li> </ul>			
県		○ 有害物質等のモニタリング調査及び指導・環境情報の広報				

## 1. がれきの処理

### 1.1 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡する。

### 1.2 作業体制の確保

#### (1) 人員、資機材等の確保

がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

#### (2) 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

### 1.3 処理の実施

#### (1) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残がい物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

## 2. 環境対策の実施（県防引用）

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため県は、環境中の有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を行うとともに市町村等に対して適切に指導を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

### 2.1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

町は、県と協力して関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

### 2.2 応急対策の実施

#### (1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

#### (2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

#### (3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

#### (4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。



## 第16節 防犯対策

担当する機関		項目
町	総務財政課	・警備強化等の保安対策の協力に関すること。 ・帰宅困難者に対する拠点確保に関すること。
	まちづくり推進課 (特：情報班)	・帰宅困難者に対する情報提供に関すること。
関係機関	高鍋警察署	・警備活動に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務財政課			○公安警備計画及び保安対策への協力 ○帰宅困難者に対する拠点の確保			
	まちづくり 推進課 (特：情報 班)			○帰宅困難者に対する情報提供			
高鍋警察署				○警備体制の確立及び情報収集・分析			

### 1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（県防引用）

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、災害時には早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

#### 1.1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

##### (1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- ① 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の交通渋滞
- ② 電話等通信網の寸断等による混乱
- ③ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- ④ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- ⑤ 真偽不明情報の流言による混乱
- ⑥ 被災地や避難所等での住民の混乱
- ⑦ 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱

(2) 警備活動の強化

町は、関係機関の公安警備計画に協力し、住民の安全を守る。

(3) 保安対策

町は、関係機関の保安対策に協力し、住民の安全を守る。

2. 帰宅困難者対策

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

2.1 帰宅困難者対策の実施

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

### 第17節 公共施設等の応急復旧活動

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>・公共土木施設の調査要請及び被害箇所の広報に関すること。</li> </ul>
	環境整備課 (特：道路班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、砂防のパトロール及び復旧作業に関すること。</li> </ul>
	産業振興課 (特：道路班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山、農業用施設のパトロール及び応急措置に関すること。</li> <li>・農道の確保に関すること。</li> </ul>
	教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の状況把握・保存に関すること。</li> </ul>
	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信システム及び機器等の応急復旧に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプターによる調査に関すること。</li> <li>・埋蔵文化財の発掘に関すること。</li> </ul>

#### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担当	総務財政課		○総合情報ネットワークの応急復旧	○防災救急ヘリコプターによる調査要請	○道路の被害状況等の連絡・広報		
	環境整備課 (特：道路班)		○道路、河川、砂防等関係箇所のパトロール及び情報収取	○交通規制、必要に応じて迂回路の選定、復旧作業の実施			
	産業振興課 (特：道路班)		○治山施設、農業用施設等のパトロール及び被害状況の把握	○治山施設、農業用施設の応急措置	○農道の交通確保		
	教育課		○文化財の被災状況の把握及び応急対策の実施				
	まちづくり推進課		○情報通信システム及び機器の被災状況の把握及び応急対策の実施				
県			○防災救急ヘリコプターによる交通状況調査	○埋蔵文化財の発掘調査の実施検討			

#### 1. 町有通信施設等の応急復旧（県防引用）

町有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

### 1.1 総合情報ネットワークの機能確保

- (1) 端末局に障害がある場合は、シート交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。
- (2) 障害が発生したときは防災行政無線を使用して応急回路の設定により、地方支部と町、地方支部と県庁の間の通信を確保する。

## 2. 公共土木施設等の応急復旧

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

### 2.1 道路の応急復旧

#### (1) 応急措置

町は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、県に防災救急ヘリコプターを要請し、上空からの調査を行うとともに、パトロールカーにより巡視を実施する。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

#### (2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

#### (3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、町・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

### 2.2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

町は、災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

#### (1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビ

ニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

### 2.3 農業用施設の応急復旧

町は、災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線水路施設の点検を行う。農道については通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

### 3. 文化財保護対策（県防引用）

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、教育委員会（県、町）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の災害対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために東児湯消防組合と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

#### 3.1 予防対策の実施

(1) 県は、町教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。

- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー（毎年1月26日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

### 3.2 被害状況の把握と応急対策の実施

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

### 3.3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

【資料 1-3-17-01 県・町指定文化財一覧表】

指定別	名称	指定種目	指定年月日	所在地及び数
県指定	オニバス自生地	天然記念物	昭和8年12月5日	岩淵大池
	木城村古墳	史跡	昭和14年1月27日	☆円墳38基 【百合野8基、陣ノ内1基、山塚原29基】 ☆前方後円墳1基 【百合野1基】 ☆横穴墓10基 【岸立3基、岩穴口3基、火除牟田4基】
	高鍋神楽	無形民俗文化財	昭和44年4月1日	木城町、高鍋町、川南町、都農町、新富町
町指定	中之又神楽	無形民俗文化財	昭和54年12月7日	大字中之又
	永山古墳	史跡	昭和59年12月7日	大字高城
	高城城跡	史跡	昭和62年4月6日	大字高城
	十一面観音坐像	有形文化財	平成2年7月5日	大字高城
	比木神社のクスノキ	天然記念物	平成15年2月7日	大字椎木
	比木神社のチシャノキ	天然記念物	平成15年2月7日	大字椎木

4. 情報通信システムの応急復旧

災害時においても町業務を実施・推進するために、業務を支える情報通信システムの稼働が必要不可欠である。

このため、災害が発生した時に速やかに復旧できるように対策を講じる。

(1) 被害の確認

被災直後に端末やサーバー類の被害状況を確認し、情報通信システムが稼働するかチェックする。

(2) 応急復旧

情報通信システムが回線断線により使用できない場合は、予備回線による復旧を行う。予備回線も使用不可の場合はバックアップデータ等による業務継続を検討する。

端末の故障については、速やかに代替機の配置を行う。多数故障していた場合は、業務継続に最低限必要な箇所に端末を再配置し、あわせて端末の手配を行う。

## 第18節 ライフラインの応急対策

担当する機関		項目
町	環境整備課 (特：道路班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の被害状況の把握に関すること。</li> <li>・上下水道の応急措置に関すること。</li> <li>・上下水道の応急復旧に関すること。</li> </ul>
関係機関	ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後の代替措置に関すること。</li> <li>・施設の応急復旧活動に関すること。</li> </ul>

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	環境整備課 (特：道路班)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災状況の把握</li> <li>○断水地域への飲料水の供給</li> <li>○緊急くみ取り及び仮設トイレの設置</li> <li>○上水道施設の応急復旧計画の作成</li> <li>○作業体制の整備、応急対策の資機材等の確保</li> <li>○上下水道施設の応急復旧作業の実施</li> </ul>			
	ライフライン事業者			○代替措置後、応急復旧活動の実施			

### 1. ライフライン途絶時の代替対策（県防引用）

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

#### 1.1 上水道停止時の代替措置

「本編 第3章 第10節 1. 飲料水の供給及び給水の実施」参照のこと。

#### 1.2 下水道停止時の代替措置

##### (1) 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

##### (2) 仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。



### 1.3 電力停止時の代替措置

#### 【九州電力株式会社】

- (1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- (2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

### 1.4 電話停止時の代替措置

#### 【西日本電信電話株式会社】

#### (1) 警察 110 番通話

高度化緊急通信システム導入（平成 11 年 3 月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

#### (2) 消防 119 番通話

1 市 3 町（宮崎市及び周辺 3 町）については、110 番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。

なお、他市町村エリアについては、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

#### (3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

① 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、救助法が発動された地域又は、これに準じた災害が発生した場合設置する。また、特設公衆電話は各避難所に設置する。

② 臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話(有料)である。

#### ③ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

#### (4) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

#### (5) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を

導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

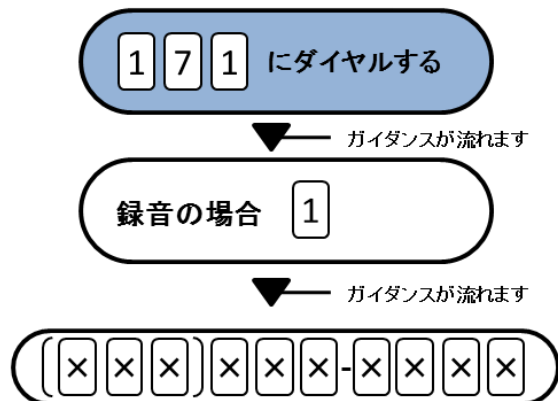
<災害時のお願い>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

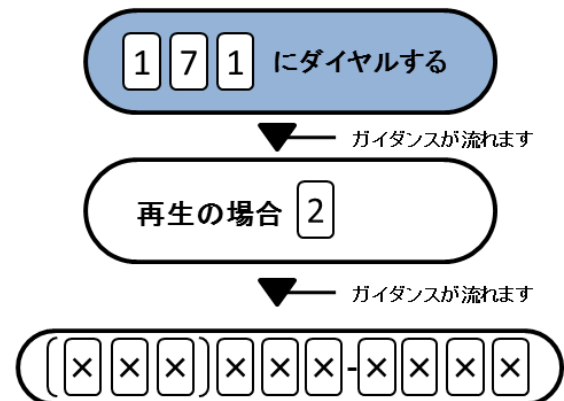
<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

## 伝言の録音方法



## 伝言の再生方法



※電話番号は市外局番からダイヤルする。

## 2. ライフライン施設の応急復旧（県防引用）

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

### 2.1 上水道施設の応急復旧

#### (1) 応急復旧基本計画

町は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

#### (2) 作業体制の確保

町は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事業者等に協力を求めて確保する。

#### (3) 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事業者等から緊急に調達する。

#### (4) 重要施設の優先的復旧

町は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うよう計画する。

### 2.2 下水道施設の応急復旧

#### (1) 被災状況の把握

町は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

#### (2) 作業体制の確保

町は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

#### (3) 応急復旧

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

##### ① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、町の災害対策本部に密に連絡する。

② 住民への広報

町は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

2.3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、宮崎県LPガス協会に対する協力体制を確立する。

2.4 電力施設

【九州電力株式会社】

(1) 広報活動

町は、九州電力株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- ① 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- ② 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(2) 応急対策

町は、九州電力株式会社が行う次の対策に協力する。

- ① 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

- ② 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動するものとする。
- ③ 予備品、貯蔵品等の在庫段を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。  
また、資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行うものとする。
- ④ 電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずるものとする。
- ⑤ 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進めるものとする。

(3) 電力復旧応援者用の施設および資材置場の借用

電力復旧に必要な応援者の待機、宿泊および資材置場箇所が必要となる場合、町に対し町施設の借用を依頼することができる。

(4) 電力復旧時の道路啓開

町が管轄する道路において、倒木等により電力復旧に支障が生じる場合、町に対し道路啓開を依頼することができる。

## 2.5 電気通信施設

### 【西日本電信電話株式会社】

(1) 町通信施設の応急活動

- ① 通信施設が被災した場合には、職員と NTT 西日本宮崎支店等保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ② 停電が発生し、通信施設への復電までに長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- ③ 孤立防止用無線など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- ④ 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

(2) 応急対策

町は、NTT 西日本が行う、次の対策に協力する。

① 警察消防回線（110・119）被災時の措置

110・119番通話は、NTT 西日本の専用回線を介して、警察・消防本部司令台へダイ

レクト接続となっており、故障等により専用回線が不通になった場合、公衆回線に切り替え110・119番通話の確保を図るものとする。

② 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、救助法が発動された地域又は、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ 臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話（有料）である。

ウ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

③ 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行うものとする。

④ 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図るものとする。

⑤ 広報活動

以下の事項について広報を行い、通信の確保に努めるものとする。

ア ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。

イ 災害等で受話器が外れたままになっていると、交換機がまひ状態になったり、せっかくなかかってきた電話も通話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。

ウ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避けること。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。

エ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かに済ませること。

3. 事業者間の連絡・協力

上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設や道路・港湾等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

### 3.1 連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

## 第19節 災害広報・広聴

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

担当する機関		項目
町	まちづくり推進課	・住民に対する生活情報の提供に関すること。
	総務財政課	・安否情報に関すること。
	福祉保健課 (特：避難所班)	・被災者相談窓口の設置に関すること。 ・被災者ニーズの把握に関すること。
関係機関	その他関係機関	・各種相談窓口の開設・運営に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	まちづくり 推進課			○様々な媒体による生活情報の提供			
	総務財政課			○安否情報の問い合わせ対応			
	福祉保健課 (特：避難 所班)			○被災者のニーズ把握（避難所巡回） ○要配慮者のニーズ把握 ○相談窓口の設置			
その他関係機関		○各種相談窓口の開設・運営					

## 1. 被災者・住民への的確な情報伝達

### 1.1 ニーズの把握

#### (1) 被災者のニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）



## (2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

## 1.2 生活情報の提供（県防引用）

被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報の各種媒体を活用して積極的に提供する。

### (1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

### (2) インターネットの活用

宮崎県インターネット情報提供システムを活用して、被災者・住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

### (3) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT 西日本、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

## 2. 相談窓口の設置

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

### 2.1 相談窓口の設置

#### (1) 総合窓口の設置

町は、次に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、町、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。  
相談窓口の例は、以下のとおりとする。

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等
---

3. 住民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第20節 受援対策

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊及び広域応援の補助に関すること。</li> <li>・広域相互応援要請及び受入体制に関すること。</li> <li>・自衛隊派遣要請に関すること。</li> <li>・災害現場における人員の確保、配置及び管理に関すること。</li> </ul>
	総務財政課 (特：物資班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリポート、物資輸送拠点との連絡体制及び管理に関すること。</li> </ul>
	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターへのコーディネート担当職員派遣に関すること。</li> <li>・ボランティアの活動拠点の提供に関すること。</li> <li>・ボランティア保険の加入促進に関すること。</li> <li>・ボランティア活動における留意点の啓発に関すること。</li> </ul>
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金、その他金銭の収納保管に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣要請の調整に関すること。</li> </ul>
	町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受入れ調整</li> </ul>
	陸上自衛隊都城駐屯隊航空自衛隊新田原基地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣に関すること。</li> </ul>
	日本赤十字社宮崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。</li> </ul>

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	総務財政課			○国、県、他市町村等に対する応援要請の実施  ○自衛隊、ボランティア等の受入体制の確保 ○派遣部隊の撤収要請		
	総務財政課 (特：物資班)			○物資の受入体制の確保 ○ヘリコプター離着陸場の選定、準備 ○災害義援物資の募集、輸送、配分		
	福祉保健課			○ボランティアセンターへコーディネート担当の職員を派遣 ○ボランティアの活動拠点の提供 ○ボランティア保険の加入促進 ○ボランティア活動における留意点の啓発		
	会計課			○義援金の募集、配分		
県				○自衛隊の災害派遣要請の実施 ○自衛隊連絡班向けの連絡所の設置 ○ボランティア対策班の編成 ○ボランティア救援対策本部へコーディネート担当の職員を派遣		
県社会福祉協議会				○ボランティア救援対策本部の設置		
自衛隊				○部隊等の現地派遣 ○連絡班の派遣(県災対本部)		
県警本部				○自衛隊の派遣部隊の誘導		
町社会福祉協議会				○ボランティアセンターの設置 ○ボランティアの受入窓口の設置・運営		
教育施設				○在学生のボランティア活動の許可		
日本赤十字社宮崎県支部				○赤十字ボランティアセンターの設置 ○各ボランティアセンター等との連携		

1. 地方公共団体による広域的な応援体制（県防引用）

町は、町内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

## 1.1 広域的な応援体制

### (1) 応援要請の実施

#### ① 他市町村の実施

町長は、町内に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他応援のため必要な事項

#### ② 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文章をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文章をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

##### ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (オ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (カ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (キ) その他必要な事項

##### イ 職員派遣斡旋時に記載する事項

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

#### ③ 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、当該町域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

##### ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

## 1.2 応援受入体制の確保

### (1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

### (2) 物資等の受入体制の確保

#### ① 連絡窓口の明確化等

町長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

#### ② 物資等の受入体制の整備

町長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

### (3) 連絡体制の確保

知事は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

### (4) 自衛隊等の受入体制の確保

#### ① 連絡窓口の明確化等

知事は、国及び関係都道府県等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

#### ② 自衛隊等の受入体制の整備

自衛隊、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、DMATを受け入れることとなった場合に備え、あらかじめ活動拠点（後方支援拠点）として下記のとおり12箇所指定するとともに、今後実際の運用を想定した訓練等を行うものとする。

県内の後方支援拠点施設（平成26年2月末現在）

- ア 西階総合運動公園（延岡市西階町）
- イ 高千穂町総合運動公園（高千穂町大字三田井）
- ウ 五ヶ瀬町総合運動公園 G パーク（五ヶ瀬町大字三ヶ所）
- エ 宮崎市生目の杜運動公園（宮崎市大字跡江）

- オ 宮崎市清武総合運動公園（宮崎市清武町）
- カ 県立農業大学校（高鍋町大字持田）
- キ 日南総合運動公園（日南市大字殿所）
- ク 都城市高城総合運動公園（都城市高城町）
- ケ 小林総合運動公園（小林市南西方）
- コ 日向市牧水公園交流施設及び日向市東郷グラウンド（日向市東郷町）
- サ 西都原運動公園（西都市大字三宅）及び清水台総合公園（西都市大字清水）
- シ 串間市総合運動公園（串間市大字西方）

### 1.3 消防機関の応援要請

#### (1) 応援要請

被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、町は他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする

町長は、町内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

##### ① 応援派遣要請を必要とする災害規模

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し県内の他市町村又は県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

## 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

### 2.1 自衛隊に対する災害派遣要請（県防引用）

#### (1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、以下のとおりとする。

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

#### (2) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 町長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合
- ② 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

2.2 自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保

(1) 災害派遣要請の手続き

① 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

② 要請手続き

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(2) 指示への災害派遣要請の依頼

① 災害派遣要請の依頼者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長（連絡窓口は総務財政課）が行う。

② 派遣要請依頼の手続

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理課）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

**【資料 1-3-20-01 災害派遣の活動範囲】**



(3) 災害派遣の要請先

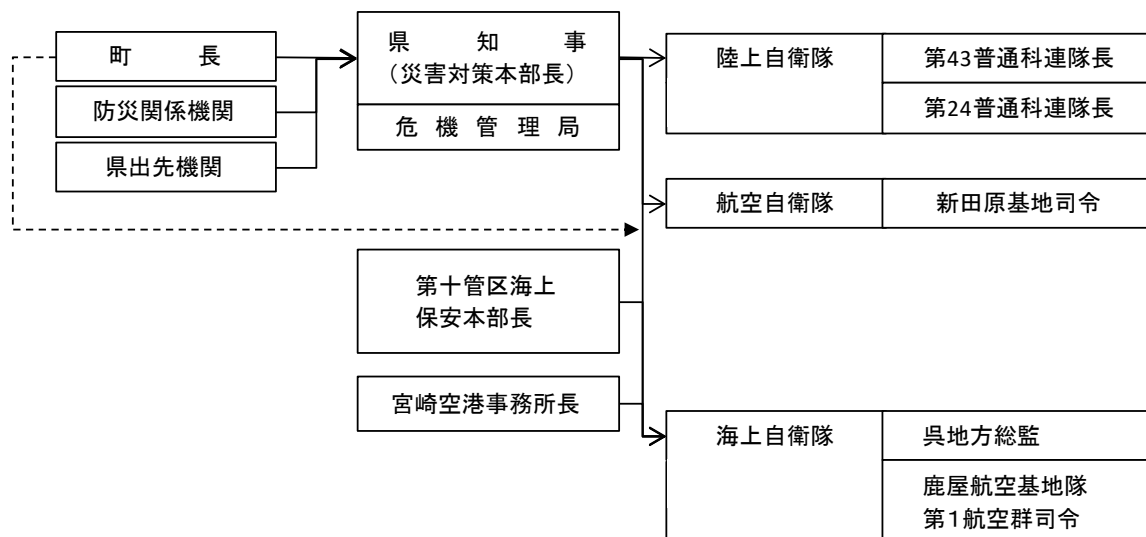
災害派遣の要請先は以下のとおり。

【資料 1-3-20-02 災害派遣の要請先】

区分	通知先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121

【資料 1-3-20-03 災害派遣の要請系統図】

<災害派遣要請系統図>



(4) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請に当たっては、原則として次の事項を明確にするものとする。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(5) 町長の知事への派遣要請

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に要求するものとする。

なお、事後速やかに要求文書を提出する。

#### 【資料 1-3-20-04 知事への要求書様式（派遣要請）】

##### (6) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、町長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

##### (7) 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

###### ① 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

###### ② 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

###### ③ 連絡所の設置

県は、②の依頼をした場合、県災対本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置に当たって県は連絡手段として、NTTの電話・FAXを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

###### ④ 調整上の留意事項

県は、②の依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

### 2.3 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみな

らず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

- ① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。
- ② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

## 2.4 自衛隊受入れ体制の確立

### (1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村又は関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村又は関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

### (2) 派遣部隊の誘導

県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導するものとする。

る。

### (3) 受入れ側の活動

災害派遣を要求した町長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

#### ① 災害派遣部隊到着前

- ア 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- イ 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- ウ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

#### ② 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

### (4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。（「本節 2.7 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に詳述）

### (5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは町の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③ 活動のため現地で調達した資器材の費用
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。  
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

## 2.5 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動（情報の収集・準備の推進）

① 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

状況悪化に伴い県災対本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

ウ 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「本節 2.1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4)災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ② 他人の土地等の一時使用等
- ③ 現場の被災工作物の除去等
- ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

## 2.6 派遣部隊等の撤収要請

- (1) 知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求した町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

### **【資料 1-3-20-05 知事への要求書様式（撤収要請）】**

(2) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、町長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

① 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

② 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

③ 連絡所の設置

県は、②の依頼をした場合、県災対本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置に当たって県は連絡手段として、NTTの電話・FAXを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

④ 調整上の留意事項

県は、②の依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

(4) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

## 2.7 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、以下のとおりとする。

- (1) 使用離着陸場名（特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルのH印を行い、着陸中心を示す

こと。

- (4) 夜間は、離着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と町役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (7) 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
- (8) 四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は（図 2）に示すとおりである。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100 メートル×100 メートル以上）、水利（100 トン以上）を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

#### **【資料 1-3-20-06 離着陸場】**

### 2.8 着陸のための最小限所要地積

#### **【資料 1-3-20-07 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積】**

### 2.9 回転翼機離発着のための最小限所要地積

#### **【資料 1-3-20-08 回転翼機離発着のための最小限所要地積】**

## 3. ボランティア活動の受入れ（県防引用）

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町及び県、その他市町村は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

### 3.1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

#### (1) 町及び県、その他市町村における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については災害対策本部内にボランティア対策班を編成し、ボランティアの総合調整を図るものとする。

なお、対策班は関係する担当部局とともに、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等で編成する。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の町のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティアセンターを支援する。

また、その他の町社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

(3) 「受入れ窓口」の運営

【県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

① ボランティアセンターの活動内容

- ア 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- イ ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ウ 活動中のボランティアへの支援
- エ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- オ 被災者やボランティアに対する情報提供
- カ ボランティア連絡会議の開催
- キ ボランティア活動のための地図及び在宅の要配慮者のデータ作成・提供
- ク 災害対策本部との連絡調整
- ケ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- コ ボランティアコーディネーターの受入れ
- サ その他被災者の生活支援に必要な活動

② ボランティア救援対策本部の活動内容

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるように全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティアセンターの役割の大部分を担うこととする。

- ア ボランティアセンターの支援
- イ 県内外からのボランティアの登録と派遣
- ウ 全国からの支援の受入れと提供
- エ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- オ 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携



③ ボランティア支援本部

- ア 報道機関等への情報提供・広報
- イ パソコン・FAX等を活用した情報提供
- ウ 他都道府県からの支援受入れと要請
- エ ボランティアセンターや災害対策本部内に編成されるボランティア対策班との連絡調整

④ 被災地外の町社会福祉協議会の窓口

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめボランティア救援対策本部やボランティア支援本部に連絡（登録）するほか次の業務を担う。

- ア ボランティアコーディネーターの派遣
- イ 被災地の状況把握と関係団体への情報提供
- ウ ボランティア救援対策本部及びボランティア支援本部との連携

### 3.2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティアセンター及びボランティア支援本部との連携

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及びボランティア支援本部との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

町は、ボランティアに県・町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する

などボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ① 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- ② 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ③ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- ④ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

3.3 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

- ① 救援物資の運搬、配布
- ② 食事の準備
- ③ 危険の少ない範囲での片付け
- ④ 負傷者の看護補助

(2) 専門ボランティア

- ① 専門高校の学科の特性を生かした参加  
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
- ② 無線部を有する学校の部活動の参加

3.4 赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

① 赤十字防災ボランティアセンターの設置

災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部にボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制をつくる。また、県に設置されるボランティア対策本部と連携しボランティアの受入れを実施する。

② 赤十字防災ボランティアセンターの構成等

赤十字防災ボランティアセンターの構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。

(2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティアセンターは、ボランティアセンター及び支援本部と連絡を密に

して被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行う。

### (3) 赤十字防災ボランティアの活動

#### ① 赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。

ア 救出活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護

イ 避難誘導、避難所の設営、避難所の世話、炊き出し、仮設住居等の設置

ウ 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送

エ 障害物の除去、被災地片付け

オ 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査

カ 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整

キ その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

#### ② 赤十字防災ボランティアの招集

赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

#### ③ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

支部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等の決定をする。

### (4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を希望するボランティアに対し、赤十字防災ボランティア保険の積極的加入の呼び掛けを行う。

## 3.5 地域安全ボランティアの活動

### 【警察、県、町】

#### (1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時において、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

#### (2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり住

民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

### (3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

#### ① 平常時における（災害時に備えた）主な地域安全活動

- ア 災害時の避難場所や避難経路の確認と、要配慮者の世帯に対する周知活動
- イ 危険箇所の点検活動
- ウ 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- エ 地域でのパトロール活動
- オ 地域安全ニュース等による情報提供活動等

#### ② 災害時における主な地域安全活動

- ア 地域での安全パトロール活動
- イ 避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ウ 高齢者等の弱者宅訪問活動
- エ 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- オ 防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

## 4. 義援物資、義援金の受入れ

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、町及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

### 4.1 災害義援物資の受け入れ

#### (1) 募集

災害の発生に際して町及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ① 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- ② 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ③ 物資は、新品が望ましいこと。
- ④ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- ⑤ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、

個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

町及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

物資の配送を受けた被災町は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分すること。

## 4.2 義援金の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、県、町及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

## 第21節 遺体の取り扱い

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：情報班)	・遺体発見時の連絡及び遺体処理の協力要請に関する こと。
	町民課 (特：遺体対応 班)	・遺体の搬送、安置、処置及び身元確認等に関する こと。 ・遺体収容所の設置に関する こと。
関係機関	県警本部	・遺体の見分、引き渡しに関する こと。
	県	・遺体処理の協力に関する こと。
	赤十字社宮崎県 支部	・遺体処理の協力に関する こと。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町 担当	総務財政課 (特：情報 班)			○警察への遺体発見連絡 ○遺体処理に関する協力要請		
	町民課 (特：遺体対 応班)			○遺体の身元確認、処理票等の作成・発行 ○遺体の洗浄・縫合・消毒・検案 ○遺体収容所の設置及び遺体の搬送・収容 ○遺体の埋葬 ○漂流した遺体の処理		
県警本部				○遺体の見分、引き渡し		
県				○遺体処理に関する協力		
赤十字社宮崎県 支部				○遺体処理に関する協力		

### 1. 遺体の確認、埋葬の実施（県防引用）

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行うものとする。

#### 1.1 遺体の確認

- (1) 町は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。
- (2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、遺体見分その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市区長）に引き渡す。遺体の見分

に当っては、指紋資料の採取、写真撮影等を行う。

- (3) 町は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
- (4) 町は、身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。
- (5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書を添えて町長に引き渡す。

## 1.2 遺体の処理

遺体の処理は町が実施するものとする。ただし、町のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて町が行う遺体の処理に協力する。

上記により行う遺体の処理への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

### (1) 遺体の洗浄・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、町は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

### (2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医師免許所有者に限り医学的検査をなすことである。

検案は、遺体の多少に関わらず関係機関に協力を町が要請して実施する。ただし、遺体が多数の場合等で町のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて検案活動に協力するものとする。

また、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

### (3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

#### ① 遺体収容所（安置所）の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所（寺院 公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

町で被害が集中した場合は遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

② 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、収容袋（バック）、ドライアイス等を確保する。

③ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

**【資料 1-3-21-01 災害時遺体収容所】**

災害時遺体収容所	
名称	所在地
農業者トレーニングセンター	木城町大字椎木2148-1

1.3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族等のいない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

町長は、遺体を火葬に付し、又は棺おけ、骨つぼ等を遺族に支給する等現場給付をもって行う。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ① 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては火葬にする。
- ③ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の言類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

**【資料 1-3-21-02 火葬場】**

火葬場	
名称	所在地
西都児湯斎場「再生の杜」	西都市大字南方6545-1



#### 1.4 町において被災した遺体が漂着した場合等の措置

##### (1) 遺体の身元が判明している場合

遺体の身元が判明している場合は、その遺族親戚縁者又は被災地の町長に連絡して引取らせる。ただし、被災地域に救助法が発令されている場合にあつてはこれを引取るいとまがない場合は、知事に死体漂着の日、時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

##### (2) 遺体の身元が判明しない場合

遺体の身元が判明しない場合であつて救助法を適用された町から漂着したものであると推定される場合は、(1)と同様に取扱う。なお、遺体の取扱いに関しては遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影して記録として残しておく。

##### (3) 遺体の身元が判明せず、かつ、被災した町が推定できない場合

遺体の身元が判明せず、かつ、被災した町が推定できない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

#### 1.5 遺体の捜索及び収容・埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合の遺体の捜査及び収容・埋葬のための費用及び期間は以下のとおりである。

##### (1) 捜索

- ① 捜査のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び要員費は、当該地域における通常の実費とする。
- ② 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

##### (2) 埋葬

- ① 次の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。
  - ア 棺おけ
  - イ 埋葬又は火葬
  - ウ 骨つぼ又は骨箱
- ② 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内とする。
- ③ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

## 第22節 行方不明者等の搜索

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

担当する機関		項目
町	総務財政課 (特：消防班)	・行方不明者、遺体に関する事。
	総務財政課 (特：情報班)	・迷い人の照会確認等に関する事。
関係機関	消防団	・行方不明者に関する事。
	県警本部	・遺体の搜索に関する事。 ・行方不明者相談所の開設に関する事。 ・被害調査班の派遣に関する事。
	高鍋警察署	・行方不明者に関する事。
	東児湯消防組合	・行方不明者に関する事。
	その他関係機関	・遺体の搜索に関する事。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	総務財政課 (特：消防班)			○行方不明者、遺体の搜索		
	総務財政課 (特：情報班)			○避難所等に迷い人の照会確認、通告		
消防団				○行方不明者の調査		
県警本部				○遺体の搜索 ○行方不明者相談所の開設 ○被害調査班の派遣		
高鍋警察署				○行方不明者の調査		
東児湯消防組合				○行方不明者の調査		
その他関係機関				○遺体の搜索		

## 1. 行方不明者及び遺体の搜索（県防引用）

### 1.1 行方不明者の調査

災害時における行方不明者の調査は、町が消防団及び警察機関と協力して行う。

## 1.2 遺体の捜査

### (1) 捜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町が、県・県警察本部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

### (2) 捜索活動の実施

災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、東児湯消防組合、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と捜索する。

### (3) 捜索の方法

#### 【資料 1-3-22-01 捜索の方法】

捜索範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	(ア)捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 (イ)捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 (ウ)各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜索範囲が比較的狭い場合	(ア)災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 (イ)災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 (ウ)被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が河川、湖沼の場合	(ア)平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 (イ)災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 (ウ)合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

## 1.3 行方不明者相談所の開設

災害発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

## 1.4 迷い人等（迷子・意識障がい者等）の措置

- (1) 迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。
- (2) 保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所又は福祉事務所に通告、又は引き継ぐ。

### 1.5 行方不明者の措置

- (1) 行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。
- (2) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

### 1.6 安否照会への対応

避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

第23節 応急教育

担当する機関		項目
町	教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること。</li> <li>・教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>・災害時の応急教育に関すること。</li> <li>・災害時の学校給食に関すること。</li> <li>・学資支払困難者に対する支援に関すること。</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の応急復旧工事に関すること。</li> </ul>
関係機関	町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒、教育施設の状況把握に関すること。</li> <li>・教育施設の管理に関すること。</li> <li>・代替の教育施設、教職員の確保に関すること。</li> </ul>
	教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること。</li> <li>・教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>・災害時の応急教育に関すること。</li> <li>・災害時の学校給食に関すること。</li> <li>・教育の再開に関すること。</li> </ul>

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	教育課		○児童・生徒、教育施設の状況把握		○応急復旧工事の要請 ○学資支払困難児童等に対する援助支援	
	環境整備課				○教育施設の応急復旧工事の実施	
町教育委員会			○児童・生徒、教育施設の状況把握 ○教育施設の管理支援		○代替教育施設の確保 ○教職員の補充	
教育施設			○児童・生徒の安全確保 ○人的被害、建物被害の状況把握 ○応急教育計画の実施及び周知		○疎開した児童生徒の状況把握 ○学校給食の継続処置 ○代替校舎、訪問教育等による教育の再開	

## 1. 学校教育対策（県防引用）

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

また、文化財の被害からの保護を図るため、町教育委員会は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

### 1.1 学校教育対策

#### (1) 応急教育

##### ① 実施責任者

町立学校の応急教育は、町教育委員会が計画し実施する。

##### ② 応急教育計画の作成とその実施

町教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

##### ③ 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

#### ア 事前準備

- (ア) 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を作成するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- (イ) 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
  - a. 学校行事、会議、出張等を中止する。
  - b. 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
  - c. 町教育委員会、警察署、東児湯消防組合及び保護者への連絡網の確認を行う。
  - d. 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

#### イ 災害時の体制

- (ア) 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- (ウ) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するように速やかに調整する。
- (エ) 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

#### ウ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、

町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。

- (イ) 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- (ウ) 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- (エ) 災害の推移を把握し、町教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

#### ④ 施設の応急整備

災害により被害を受けた町立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 町立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、町において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

町立学校校舎等の全部又は一部の使用が困難となり、教育を実施するために必要な施設・設備を確保することができない場合、町教育委員会は、県教育委員会に要請して調整を依頼する。

#### ⑤ 教職員補充措置

災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育委員会に報告し、教職員の補充を図る。

### (2) 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、町は、次により援助支援を行う。

- ① 被災により就学困難となった町立小中学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。
- ② 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。
- ③ 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、町及び県は、その供給を支援する。

### (3) 学校給食の応急措置

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町教育委員会に報告し、協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- ① 被害があってもできうる限り継続実施するよう努める。
- ② 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努める。
- ③ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用

に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

- ④ 被災地においては感染症発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

#### (4) 災害時における環境衛生の確保

##### ① 事前準備

ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を施す。

イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

##### ② 災害時の措置

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

### 1.2 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

#### (1) 臨時のカリキュラムでの対応

① 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

② 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は家の手伝い等させるなど状況に応じた弾力的な対応を行う。

#### (2) 公共施設の利用（総合交流センターなど）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等で授業を再開する。

#### (3) 民間施設の活用

#### (4) プレハブの設置を早期に行う。

#### (5) 訪問教育の実施等

① 児童生徒の通学路が、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師の訪問指導を実施する。

② 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。



## 第24節 応急保育

災害発生時に保育園や児童館等で預かる未就学児に関する応急保育対策について、被害状況の把握などの初動対応や保護者への引渡し、又は留め置くなどの対応を的確に行なう。

担当する機関		項目
町	まちづくり推進課	・ 応急保育の広報に関すること。
	福祉保健課	・ 園児の安否確認、保護、引き渡しに関すること。 ・ 施設等の被害状況に関すること。 ・ 休園及び保育再開に関すること。 ・ 災害遺児に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担当	まちづくり 推進課				○ 応急保育受付に関する広報活動		
	福祉保健課		○ 園児等の安否確認、一時保護 ○ 施設等の被害状況の確認	○ 災害遺児及び関係者の調査 ○ 園児の引き渡し ○ 臨時休園の措置	○ 応急保育の再開		

### 1. 応急保育の実施（県防引用）

災害は発生したときは、保育園等の被害状況をまとめるとともに、応急措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。

応急保育体制が整い次第、総務財政課に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

### 2. 保育園での対応

災害が発生したときには、園長は園児の保護を図る。

#### (1) 在園時に災害が発生した場合

- ① 園児の安全を確認する。
- ② 初期消火、救護、搬出等の活動を行う。
- ③ 園内の安全確認を行う。
- ④ 施設・設備の被害状況を把握する。
- ⑤ 保育時間内に災害が発生した場合には、保護者が園児を引き取ることは困難と予想されるため、保育園において園児を保護する。

#### (2) 在園時外に災害が発生した場合

- ① 職員は保育園に参集し、施設・設備の被害状況を確認し、担当課へ連絡する。

② 園児及び参集できない職員の安否を、連絡網等により確認する。

### 3. 臨時休園の措置

園長等は、施設の被害状況や園児、職員の被災状況等により、臨時休園の措置を行う。措置が決定した場合には、速やかに保護者へ連絡する。

### 4. 応急保育の再開

担当課は、園児保育の実施場所について、学校の校舎、公共施設等に確保するため、各施設の所管課と協議のうえ、応急保育の再開を検討する。

職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、職員やボランティアの応援等の派遣について要請する。

応急保育の体制が整い次第、再開の連絡を園児の保護者に連絡する。

### 5. 災害遺児対策

人的被害の調査過程で、災害遺児の保護に関する情報を受けた場合、年齢・性別、居住地及び被災後の所在場所、保護する関係者の有無等の状況を集約する。

担当課は民生・児童委員等の児童福祉関係者と連携して、災害遺児の保護を託せる関係者の調査を行う。

福祉保健課は民生・児童委員等の児童福祉関係者と連携して、災害遺児に対する対処方針を検討し、公的な機関との調整を行う。

## 第25節 救助法の適用

担当する機関		項目
町	総務財政課	・町管内の被害状況の把握に関する事。 ・救助法の適用申請に関する事。
関係機関	県	・救助法の適用申請に関する事。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課				○被災世帯、住家の被害状況の把握 ○救助法の適用申請		
県					○救助法の適用申請		

### 1. 救助法の適用（県防引用）

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

#### 1.1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

(救助の種類)

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、①（応急仮設住宅を除く）、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ町長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、救助法施行

細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、救助法第30条により町長に委任することができる。

## 1.2 被災認定の基準

町は、救助法の適用に当たっては、当該町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

### (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

### (2) 住家の滅失等の算定

#### ① 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達した程度のもの。

#### ② 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のもの。

#### ③ 住家の床上浸水

①及び②に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

### (3) 住家及び世帯の単位

#### ① 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

#### ② 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

## 1.3 救助法の適用基準

救助法による救助は、町単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに町毎に行うものとする。

(1) 町における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき。

**【資料 1-3-25-01 救助法の適用基準】**

市 町 村 の 人 口		被災世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

町の総人口は、平成元年以降平成9年までの間、5,600人台から5,800人台の間にあり、表の中では「5,000人以上 15,000人未満」に該当し、対応する被災世帯数は40世帯となる。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500他帯以上であって、町内の被災世帯数が表の被災世帯数40の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ① 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
  - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

**【資料 1-3-25-02 救助法による市町村別適用基準法】**

(県人口 1,104,069人)

区分	人口	適用世帯数
市町村名		
木城町	5,231	40

(平成27年10月1日現在 (平成27年国勢調査結果))

- (5) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、町の被災世帯数が当該町の人口に応じ、表の被災世帯数40の2分の1に達したとき。
- (6) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (7) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ① 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

#### 1.4 救助法の適用手続

- (1) 災害に対し、町における被害が「1.3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により当該町長は、ただちにその旨を知事に報告し、救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。
- (3) 知事は、町長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該町長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- (4) 救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

#### 1.5 救助の組織

災対本部が設置された場合における救助の組織は、「第3章 第2節 災害対策本部体制の確立」に定めるところによるものとする。なお、災対本部を設置するに至らない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

#### 1.6 救助法による救助の程度と期間

**【資料 1-3-25-03 災害救助法による救助の程度・方法及び期間】**

## 第26節 農林水産物関係対策

大規模な地震災害が発生した場合、風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花きなどのハウス作物被害といった間接的な被害についても予想される。このため、関係機関職員は情報を収集し、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

担当する機関		項目
町	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用施設、農地、林産物等の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>・農業用施設及び農地等の災害対策及び応急対策に関すること。</li> <li>・病虫害防除と家畜防疫等に関すること。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の物流に関すること。</li> <li>・家畜の防疫・流通等に関すること。</li> <li>・林産物の措置指導に関すること。</li> </ul>
	宮崎家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の防疫に関すること。</li> </ul>

### <災害対応フェーズ>

		発災		3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	産業振興課			<ul style="list-style-type: none"> <li>○農作物、林産物における災害情報の収集</li> <li>○被災林業家に対する応急措置等の指導</li> <li>○農業用施設等の点検、現地調査、応急修理</li> <li>○農作物、家畜における応急対策の要請</li> <li>○水産養殖種苗等の生産確保の要請</li> <li>○畜舎及び家畜の被害状況を把握</li> <li>○死亡獣畜の処分施設、場所の確保</li> </ul>			
	県			<ul style="list-style-type: none"> <li>○農作物の物流対策の実施</li> <li>○家畜の防疫対策の実施</li> <li>○家畜の飼料確保、流通対策の実施</li> <li>○水産物養殖物における病虫害等の防除指導</li> </ul>			
	宮崎家畜保健衛生所			<ul style="list-style-type: none"> <li>○家畜に対する流出阻止及び消毒の指導</li> </ul>			

### 1. 農業用施設（県防引用）

農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ施設等の整備を早急に行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

- (2) 風水害等により農地、農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置として災害復旧工事を実施する。特に、重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

## 2. 農産物応急対策（県防引用）

### 2.1 情報の収集

町は県、その他市町村及び農業関係団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

### 2.2 農産物対策

町は県、その他市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

#### (1) 水稻

##### ① 応急措置

- ア 完熟期に近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、稲架するか脱穀して通風乾燥機で乾燥する。
- イ 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、丁寧に引き起こして4～5株を緩く結束する。結束が終わったら地割れ等で漏水がある場合は早急に修復し、たん水し、できるだけ水をためる。
- ウ 冠浸水した水田は早急に排水し、清水が確保できるような対策を講ずる。
- エ 植付初期から分けつ期の稲はできるだけ浅水する。
- オ 地割れにより、干害のおそれの出た時点で漏水箇所の早急な修復と新たな水源確保に努める。
- カ 新たな水源確保に努める
- キ 降水を十分活用できるように注意する。
- ク 計画的にかん水する場合でもほ場全体に水が行き渡るように工夫する。
- ケ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

##### ② 事後措置

- ア 災害で水路が決壊、埋没した場合は直ちに応急工事を行う。
- イ 植付直後のもので枯死が予想される場合、稲の流失、埋没した水田では早めに整地し、予備苗を植付ける。

#### (2) 野菜

##### ① 応急措置

- ア 施設ハウスは、杭の補強とハウスバンドの締め直しを行い、ビニールの破れた箇所を補修し、ハウス全体をしっかりと固定する。
- イ 滞水、冠水した場合は早急に排水し、泥を洗い落とす。
- ウ 薬剤散布、土壌かん注を行う。



- エ 収穫見込みのあるものは収穫する。
- オ 回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

② 事後措置

- ア 泥のついたものは水洗いする。
- イ 倒れた作物は原形に復帰する。
- ウ 収穫直前のものは若どりする。
- エ 欠株は補植する。

(3) 果樹

① 応急措置

- ア 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
- イ 枝が折れたり、裂けた場合は切り返して、切り口に「保護剤」を塗る。
- ウ 滞水、冠水した場合は極力排水を図る。
- エ 倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。

② 事後措置

- ア 施設の破損箇所の早期復旧対策に努める。

(4) 花き、花木対策

① 応急措置

- ア 倒伏したものは土寄せや起こして直す。
- イ 種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。
- ウ 花木類で折損部位の多い株は切直し、施肥する。
- エ 冠水したものは早急に排水を行い、泥のついたものは茎葉の水洗いをを行う。
- オ 根が露出したものは土寄せを行う。
- カ 病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- キ 球根類の腐敗したものは、直ちに取り除く。

② 事後措置

- ア 欠株が生じた場合、補植苗を植える。
- イ 代作苗の植付けや種子のまき直しをする。
- ウ 排水溝を整備し、特に畦間の排水に努める。
- エ 中耕、土寄せ、追肥をする。
- オ 根腐れや球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。
- カ 施設の破損箇所の早期復旧対策に努める。

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

## 2.3 農産物流通対策

県は、被害の場所、生産物の種類並びに被害の程度により異なるが、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

## 3. 畜産応急対策

### (1) 応急技術対策

#### ① 水害

ア 家畜の待避、畜舎内外の水洗・消毒と飼料確保を指導する。

イ 被害家畜の健康検査を実施する。

ウ 飼料作物の早期収穫を指導する。

#### ② 干害

ア 飼料作物及び牧草地の灌水実施の指導を行う。

イ 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

ウ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

#### ③ 冷害

ア 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。

イ 家畜の日光浴の励行を指導する。

#### ④ 雪害

ア 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指揮する。

イ 家畜施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

#### ⑤ 火災

ア 家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

#### ⑥ 病害虫

ア 飼料作物の病害虫防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

### (2) 家畜伝染病の防止

① 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、県の指示に従って家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

② 家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

ア 患畜又は類似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

イ 殺処分又は死体の焼却、埋没

ウ 汚染物品の焼却又は畜舎等の消毒

## 3.2 家畜防疫対策

(1) 県は、町及び関係団体等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握する。

(2) 家畜保健衛生所は、町及び関係団体等に対して、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図らせるとともに、汚染物等の流出の危険がある家畜に対する流

出阻止及び消毒の実施等を指導する。

- (3) 県は、農業共済組合家畜診療所に対し、診療体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図るよう指導する。
- (4) 県は、必要に応じて家畜伝染病予防法第48条の2の規定に基づく近隣県への家畜防疫員の派遣を要請する。

### 3.3 飼料確保対策

#### (1) 製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合

製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導する。

#### (2) 製造施設、荷役、配送施設が被災した場合

製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するよう指導する。

### 3.4 畜産流通対策

被害の場所及び程度等の状況により、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、生産者手取り価格の維持に努めるものとする。

#### (1) 畜産

- ① 県は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供する。
- ② 農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。
- ③ 生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

#### (2) 市場

家畜市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

## 4. 林産物応急対策

### 4.1 情報の収集

町は、県、その他市町村及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

#### 4.2 林産物対策

町は、災害による林産物等の被害の拡大を防止するために、被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、被災林業家等に対して応急措置、事後措置の実施の指導に当たる。

### 5. 水産物応急対策

#### 5.1 水産養殖用の種苗及び飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するための斡旋の措置を県に要請する。

#### 5.2 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又はその発生蔓延を見たときは、県に指導を求める。県は水産試験機関に対し防除対策についての指導を指示する。

## 第27節 応急仮設住宅及び住宅の応急処置

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の選定に関する事。</li> <li>・応急修理の対象世帯の選定に関する事。</li> <li>・恒久住宅の移転支援に関する事。</li> <li>・空き家の確保及び入居提供に関する事。</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅及び福祉仮設住宅の設置に関する事。</li> <li>・被災住宅の応急修理に関する事。</li> <li>・建設窓口の設置に関する事。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築相談の窓口支援に関する事。</li> </ul>
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築資材の調達及び供給に関する事。</li> </ul>

### <災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務財政課					<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者の選定</li> <li>○応急修理対象世帯の選定</li> <li>○恒久住宅への移転支援</li> <li>○空き家の確保</li> </ul>	
	環境整備課					<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急仮設住宅、福祉仮設住宅の設置</li> <li>○被災住宅の応急修理の実施</li> <li>○建設相談窓口の設置</li> </ul>	
県						<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設相談窓口の支援</li> </ul>	
その他関係機関						<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設資材の調達</li> </ul>	

### 1. 応急住宅の確保（県防引用）

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して県、町は①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

なお、県は、救助法の適用のあった町に対して行われる応急仮設住宅の建設及び応急修理に要した経費について、救助法の規定の範囲内で支出する。

#### 1.1 基本事項

(1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、救助法の適用のあった町については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則

として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該町長が行うものとする。

- (2) 県は応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。
- (3) 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

## 1.2 応急仮設の確保

### (1) 応急仮設住宅の供与・管理

#### ① 供与期間等

救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から 2 年以内とする。

#### ② 設置戸数の決定

災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

#### ③ 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。なお、国有地については、国有財産法第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておく。

#### ④ 建設資材の調達

救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建設業協会等の協力を得る。

#### ⑤ 入居者の選定等

町は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。なお、町は、入所の選定に当たって総務財政課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家のない者

イ 自らの資力で住宅を確保できない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者

エ 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

オ 前各号に準ずる者

#### ⑥ 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

⑦ 応急仮設住宅の管理

- ア 応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。
- イ 常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。

(2) 応急仮設住宅の管理

- ① 県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の町長に委任することができる。
- ② 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。
- ③ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。
- ④ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。  
また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

(3) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(4) 地域社会づくり

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。
- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。
- ③ 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- ④ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。
- ⑤ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(5) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒

久住宅への移転を推進・支援すること。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供
- ⑥ 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておく。

#### (6) 被災住宅の応急処理

##### ① 応急修理の期間

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

##### ② 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

##### ③ 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

##### ④ 応急修理の対象世帯の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。なお、町は、対象世帯の選宛に当たって、総務財政課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

###### ア 基準

半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

##### ⑤ 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。町長は、この事務について、町職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

#### (7) 公的住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。また、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について県へ要請する。



- ① 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、救助法の適用のあった町については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行うものとする。なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該町長が行うものとする。
- ② 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。
- ③ 必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

**【資料 1-3-27-01 町内の建設業関係一覧表】**

## 第28節 雪害対策計画

雪害による交通の途絶、通信及び電力供給等の遮断、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害を防止し、降雪時における町機能を維持し、住民の安定した日常生活を確保する。

担当する機関		項目
町	総務財政課	・注意報・警報発表時における配備体制に関すること。
	環境整備課	・現地パトロールに関すること。 ・除雪路線の選定及び除雪作業に関すること。
関係機関	高鍋土木事務所	・除雪作業の実施に関すること。
	自衛隊	・ヘリコプター等による緊急輸送に関すること。

### <災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町 担 当	総務財政課	○配備体制の確立				
	環境整備課	○現地パトロールの実施 ○除雪路線の選定 ○除雪作業の実施				
高鍋土木事務所		○除雪作業の実施				
自衛隊		○ヘリコプターによる緊急輸送				

## 1. 雪害対策

### 1.1 降雪時における凍害防止対策

凍害防止対策を要する道路については、担当課が現地パトロールを実施し、降雪により危険と判断した場合は、融雪剤を散布することで、新雪や氷膜の融解を促進させるよう努める。

### 1.2 注意報・警報発表時における配備体制

町内に大雪注意報又は大雪警報が発表された場合、町は警戒体制の配備につき、関係機関等から情報を収集する。また、積雪による被害が予想される場合は、道路の除雪状況等を勘案し、町は必要な配備体制に移行し、下記の事項について実施する。

- (1) 担当課による町内パトロール及び除雪活動
- (2) 指定行政機関等との連絡・調整

### 1.3 除雪作業

#### (1) 除雪路線の決定

町は、町管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び関係機関との連絡調整を図る。

除雪に当たっては、その作業を効率的に進めるため、交通量・道路状況・気象条件・降雪の状況等を勘案し、除雪路線の選定をする。なお、町は町内の積雪や除雪に関する状況について地方支部を通じて県本部へ通報する。

#### 1.4 高鍋土木事務所との連携

町道の除雪は、県道の除雪路線の状況を考慮し行うことが重要であり、町は高鍋土木事務所と連携のもとに除雪を実施する。

#### 1.5 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送などの対策は、自衛隊のヘリコプター災害派遣による緊急輸送により措置する。

## 第4章 復旧・復興対策

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県と連携をとりながら迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

担当する機関		項目
町	各課	・復旧・復興の基本方針の決定に関すること。

#### 1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向（県防引用）

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 2. 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画も促進するものとする。

この場合、被災地である町等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な現状復旧の進め方

### 1. 公共施設災害復旧事業計画（県防引用）

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

担当する機関		項目
町	総務財政課	・激甚災害の指定に関すること。
	各課	・災害復旧事業計画の作成に関すること。
関係機関	県	・激甚災害指定の事業調査に関すること。

#### (1) 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討し、作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 道路施設災害復旧事業計画
  - イ 河川施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

#### (2) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、県又は町において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(3) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町は被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

また、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

## 2. 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

### 2.1 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、町レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

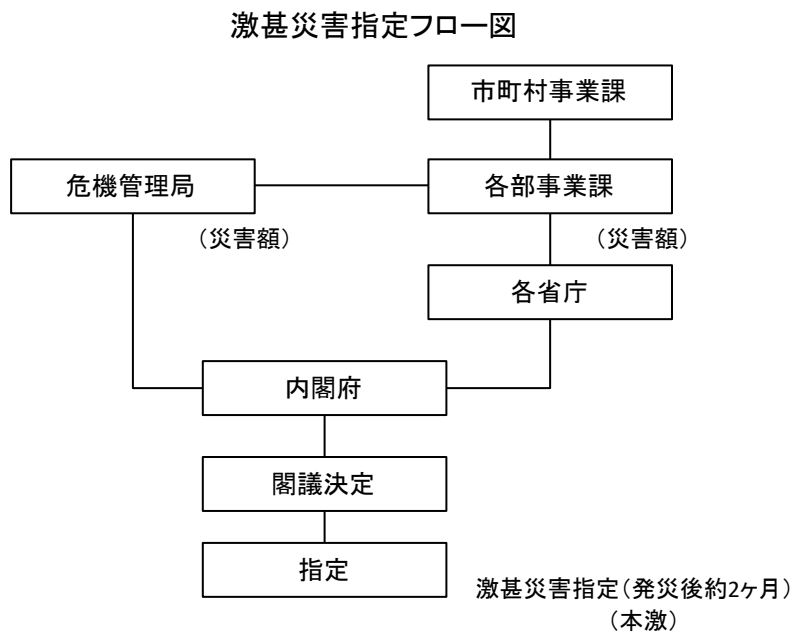
### 2.2 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

**【資料 1-4-2-01 激甚災害指定フロー図】**



**2.3 激甚災害指定基準**

(1) 激甚災害指定基準 (本激)

**【資料 1-4-2-02 激甚災害指定基準 (本激)】**

(2) 激甚災害指定基準 (局激)

**【資料 1-4-2-03 激甚災害指定基準 (局激)】**

### 第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町の再建は、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興に当たっては、町をはじめ関係機関が連携し、計画的な事業を推進していく。

なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

担当する機関		項目
町	総務財政課	・災害復興本部の設置に関すること。 ・災害復興方針、災害復興計画の策定に関すること。
	環境整備課	・被災し市街地復興推進地域の指定に関すること。
	各課	・災害復興事業の推進に関すること。
関係機関	県	・被災市町村の支援に関すること。 ・災害復興方針、災害復興計画の策定に関すること。

#### 1. 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該町の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該町の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該町の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

#### 2. 災害復興方針・計画の策定（県防引用）

##### 2.1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。



## 2.2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認し、災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

## 3. 災害復興事業の実施

### 3.1 災害復興事業の実施

#### (1) 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

#### (2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

#### (3) 災害復興事業の支援

県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

#### 第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

担当する機関		項目
町	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書発行窓口の確保・運営に関する事。</li> <li>・流通業者との連携に関する事。</li> </ul>
	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者相談窓口の設置に関する事。</li> <li>・災害弔慰金等の支給に関する事。</li> <li>・災害援護資金等の貸付に関する事。</li> <li>・災害復興基金の設置に関する事。</li> </ul>
	税務課 (特：被害認定調査班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町税の徴収猶予等に関する事。</li> <li>・被害認定調査の実施計画作成に関する事。</li> <li>・職員に対する被害認定調査研修の実施に関する事。</li> <li>・被災住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況の調査に関する事。</li> <li>・り災証明の作成に関する事。</li> </ul>
	環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅の建設に関する事。</li> </ul>
関係機関	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税の徴収免除等に関する事。</li> <li>・物資供給に関わる法律発動要請に関する事。</li> </ul>
	県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金の貸付に関する事。</li> </ul>
	被災者生活再建支援法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金の支給に関する事。</li> </ul>
	日本銀行宮崎事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融関係機関の応急措置に関する事。</li> </ul>
	高鍋公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者の早期再就職に関する事。</li> </ul>
	宮崎労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険料の徴収免除等に関する事。</li> </ul>
	住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興住宅資金等の貸付に関する事。</li> </ul>
その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張相談所の開設に関する事。</li> </ul>	

#### 1. 被災者への広報及び相談窓口の設置（県防引用）

町、県及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置する。

##### (1) 総合相談窓口の設置

町は、県と協力して、「第3章 第19節 2. 相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

## (2) 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため町と県が共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は以下のとおりとする。

農林振興局、福祉事務所、県税事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、商工労政事務所、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所（商工会）、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融公庫、県信用保証協会、九州電力、NTT西日本
--

## 2. 生活確保資金の融資等（県防引用）

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

### 2.1 災害弔慰金等の支給

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、町の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

なお、費用負担は国1/2、県1/4、町1/4となっている。

#### **【資料 1-4-4-01 災害弔慰金等一覧】**

### 2.2 災害援護資金の貸付

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、国が2/3、県が1/3を町に対し無利子で貸し付けることとなっている。

#### **【資料 1-4-4-02 災害援護資金の貸付】**

### 2.3 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

#### **【宮崎県社会福祉協議会】**

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

#### **【資料 1-4-4-03 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」】**

## 2.4 母子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、町及び福祉事務所が窓口となり母子寡婦福祉資金の貸付を行う。」

### 【資料 1-4-4-04 母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金】

## 2.5 被災者生活再建支援制度

### 【被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館内）】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

### (1) 対象となる自然災害

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した町における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した町における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ ①又は②の町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した町（10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る）における自然災害

### (2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### (3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

- ① 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）【資料 1-4-4-05】

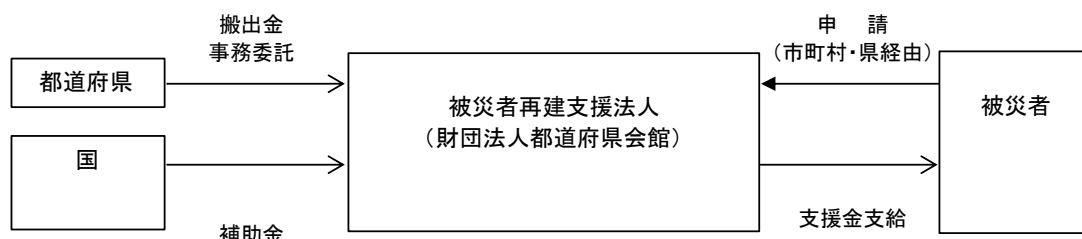
住宅の被害程度	全壊 (2)①に該当	解体 (2)②に該当	長期避難 (2)③に該当	大規模半壊 (2)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）【資料 1-4-4-06】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支給の仕組み【資料 1-4-4-07】



- ・申請窓口：市町村
- ・申請時の添付書面
  - ①基礎支援金 リ災証明書、住民票 等
  - ②加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ・申請期間
  - ①基礎支援金 災害発生日から13日以内
  - ②加算支援金 災害発生日から37日以内

2.6 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と町が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6億円（平成19年度から県、町が1億円ずつ3年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

財団法人宮崎縣市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

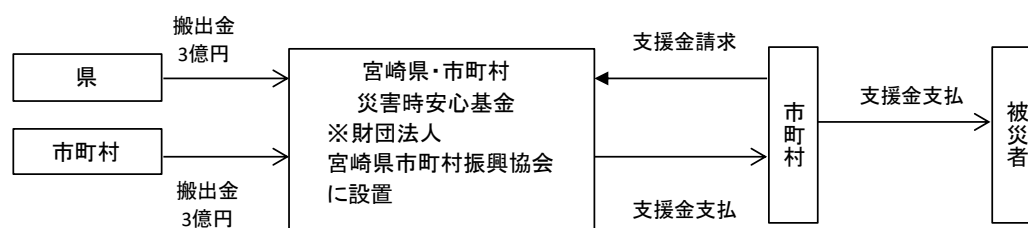
自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった町（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった町）

(4) 支援金の額 1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

- ① 全壊 20万円
- ② 半壊 15万円
- ③ 床上浸水 10万円

(5) 支援金交付先 被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み【資料 1-4-4-08】



## 2.7 り災証明の交付

災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時より住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなどり災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

(1) 被害認定調査の実施計画作成、実施

円滑な被害認定調査が行なえるよう実施計画の作成し、被災住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況の調査をできるだけ速やかに行う。

(2) り災証明書発行窓口の設置

災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく被災者にり災証明書を交付するよう努める。

## 3. 金融関係機関の応急措置（県防引用）

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況、資金の需要状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、以下のとおり金融上の措置を講ずるものとする。

### 3.1 災害応急措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、被災地金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職

員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

また、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、県知事又は、公安委員会に対し連絡するものとする。

## (2) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災地金融機関が早急に営業開始を行いうるよう斡旋、指導等を行う。また、要すれば、金融機関相互間の申合せ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

## (3) 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜をはかるため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申合せ等により次のような非常措置をとりうるよう斡旋、指導を行う。

- ① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ② 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

## (4) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券、損傷貨幣の引換措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧を資する。

## 3.2 災害復旧関係金融措置

被災地における金融秩序を維持し災害復旧に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関の適切な措置がとられるよう指導する。

## 4. 雇用の確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

### 4.1 離職者への措置

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行

い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者の斡旋

救助法が適用された町長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

#### 4.2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

#### 4.3 被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

### 5. 税対策等による被災者の負担の軽減

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

#### 5.1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。



県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法及び宮崎県税条例（以下「県税条例」という。）の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

- (1) 申告等の期限の延長
- (2) 徴収猶予
  - ① 納期限未到来の場合の徴収猶予
  - ② 通常の場合の徴収猶予
  - ③ 災害減免法に基づく徴収猶予等
- (3) 減免措置

## 5.2 県税の徴収猶予及び減免等

### (1) 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第20条の5の2」に基づき、「県税条例第22条」により、法又はこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申立に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から2月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

### (2) 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第15条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その申請により1年以内の期間を限り（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内）、その徴収を猶予することができる。

### (3) 県税の減免

知事は地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条の規定に基づき、「県税条例第23条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税を減免することができる。

#### ① 事業税の減免（個人の事業税に限る。）

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

- ア 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。イにおいて同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの
- イ 自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

**【資料 1-4-4-09 事業税の減免（個人の事業税に限る。）】**

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

② 不動産取得税の減免等

- ア 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。
- イ 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6か月を経過しているときは6か月经過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。
- ウ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

③ 自動車税又は鉦区税の減免

災害により自動車又は鉦区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税又は鉦区税の税額の2分の1を軽減するものとする。

5.3 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

【郵便事業株式会社】

- ① 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵便書簡（1枚）の無償交付  
被災地の支店長が決定する。
- ② 被災者の差し出す郵便物（第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除  
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
  - ア 救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。
  - イ 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパック又は現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

## (2) 通信事業

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

## (3) 電気事業

【九州電力株式会社（宮崎支社）】

災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

- ① 電気料金の支払期日の延長
- ② 不使用月の電気料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- ④ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
- ⑥ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

## 6. 住宅確保の支援

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

### (1) 災害公営住宅の建設

- ① 災害公営住宅は、次の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものである。
  - ア 暴風雨、洪水、地震、その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の減失戸数が500戸以上のとき。
  - (イ) 町内の減失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。
  - (ウ) 減欠戸数とその区域内住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）
- (ア) 被災地域の減失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。
  - (イ) 減失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき。
- ② 災害公営住宅は原則として町が建設し管理する。
- ③ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

ア 入居者資格

次の（高齢者等にあっては、(ア)、(ウ)及び(エ)）の条件を具備する者

- (ア) 災害により減失した住宅に居住していた者であること。
- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

建設戸数は被災減失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

(2) 災害住宅融資

① 災害復興住宅融資

災害が発生した場合、町は県との連携を密にして被害状況を調査し、住宅金融支援機構に報告を行い、災害復興住宅資金貸付を実施することが決定したときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう住宅金融支援機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、融資希望者に対し、家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借人中込みに支障が生じないように努める。

② マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により減失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた被災者（被災の日から1年を経過しない場合に限る。）は、同貸付の特別貸付を受けることができる。町は、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

7. 物価の安定、物資の安定供給

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

(1) 物価の安定

- ① 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- ② 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- ③ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- ④ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

(2) 物資の供給確保

町は、管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

(3) 法律の発動の要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国に要請する。

8. 災害復興基金の設立

町及び県その他市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

## 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

担当する機関		項目
町	産業振興課	・被害農林漁業者等に対する資金融資に関すること。
関係機関	県	・中小企業の復興支援に関すること。 ・農林水産業の復興支援に関すること。

### 1. 中小企業の復興支援（県防引用）

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

振興対策として災害の早期復旧に必要な資金の融通として、おおむね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

#### (1) 県の中小企業融通制度

- ① 中小企業設備近代化資金（県直貸）
- ② 中小企業高度化資金（県直貸）
- ③ 中小企業設備貸与（中小企業振興公社貸与）
- ④ 中小企業振興資金「一般分、災害対策資金」（融資）
- ⑤ 小規模企業資金（融資）
- ⑥ 同和地区小規模企業資金（融資）

#### (2) 政府系金融機関等融資制度

- ① 中小企業金融公庫資金
- ② 国民生活金融公庫資金
- ③ 商工組合中央金庫資金
- ④ 環境衛生金融公庫資金

### 1.2 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

### 1.3 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、関係金融機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

#### 1.4 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、町を通じ、国、県、政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

#### 1.5 金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

#### 1.6 国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

#### 1.7 融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに県中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応するとともに、小規模企業者等設備導入資金等の貸付が円滑に行えるような措置を講ずる。

#### **【資料 1-4-5-01 経済変動・災害対策貸付の融資条件等】**

#### **【資料 1-4-5-02 セーフティネット貸付の融資条件等】**

#### 1.8 その他の措置

県は金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び政府系金融機関（商工組合中央金庫）に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し、損失補償等の措置を行う。

### 2. 農林水産業の復興支援（県防引用）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに国に対しても要望するものとする。

#### 2.1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、以下のとおりである。

#### **【資料 1-4-5-03 農林漁業関係融資の種類】**

## 2.2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）、農業近代化資金における県の貸付利率の特例（施設災害復旧対策）の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

## 2.3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

## 2.4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。

## 2.5 農林漁業関係融資制度一覧（平成26年1月1日現在）

(1) 町は、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め、県が行う以下の融資制度等が受けられるよう支援する。

### ① 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対して次の資金を融資する。

ア 被災農林事業者の経営安定に必要な資金

イ 被災農林業組合の事業運営資金

### ② 農林漁業金融公庫資金

「農林漁業金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対し、次の資金を融資す。

ア 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金

イ 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金



- ウ 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- エ 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- オ 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

**【資料 1-4-5-04 農林漁業関係融資制度一覧（農業）】**

**【資料 1-4-5-05 農林漁業関係融資制度一覧（林業）】**

**【資料 1-4-5-06 農林漁業関係融資制度一覧（水産業）】**

- (2) 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検・保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。